

長崎県地域防災計画

原子力災害対策編

令和6年11月修正

長崎県防災会議

計 画 編

第1部	原子力施設の原子力災害対策	- 1 -
第1章	総則	- 1 -
第1節	計画の目的	- 1 -
第2節	計画の性格	- 1 -
1.	長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	- 1 -
2.	長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性	- 1 -
3.	計画の構成	- 1 -
4.	市町地域防災計画との関係	- 2 -
5.	計画の修正	- 2 -
第3節	計画の周知徹底	- 2 -
第4節	計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	- 2 -
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	- 3 -
1.	予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）	- 3 -
2.	緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）	- 4 -
3.	避難対象市からの避難者を受け入れる地域	- 6 -
第6節	計画の基礎とするべき災害の想定	- 6 -
第7節	防災関係機関の事務又は業務の大綱	- 6 -
第2章	災害予防対策	- 13 -
第1節	基本方針	- 13 -
第2節	原子力事業者の防災業務計画の作成等	- 13 -
1.	原子力事業者防災業務計画の協議	- 13 -
2.	原子力防災管理者の選任等の届出の避難対象市への送付	- 13 -
第3節	原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	- 13 -
第4節	立入検査と報告の徴収	- 14 -
第5節	施設の安全性の確認	- 14 -
第6節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	- 14 -
第7節	情報の収集・連絡体制等の整備	- 14 -
1.	情報の収集・連絡体制の整備	- 15 -
2.	情報の分析整理	- 15 -
3.	通信手段の確保	- 16 -
第8節	災害応急体制の整備	- 18 -
1.	警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	- 18 -
2.	災害対策本部体制等の整備	- 19 -
3.	対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備	- 19 -
4.	長期化に備えた動員体制の整備	- 19 -
5.	防災関係機関相互の連絡体制	- 20 -
6.	警察災害派遣隊	- 20 -
7.	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	- 20 -
8.	自衛隊派遣要請体制	- 20 -
9.	原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制	- 20 -
10.	広域的な応援協力体制等	- 20 -
11.	モニタリング体制等	- 21 -
12.	緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備	- 22 -
13.	専門家の派遣要請手続の整備	- 22 -
第9節	避難受入れ体制の整備	- 22 -

1. 避難計画の作成	22 -
2. 避難計画における避難先.....	24 -
3. 避難計画における避難経路及び手段等	24 -
4. 避難所等の整備	25 -
5. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	27 -
6. 住民等の避難状況の確認体制の整備	27 -
7. 避難所・避難方法等の周知	27 -
8. 学校等施設における避難計画の整備	28 -
9. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	28 -
10. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備	28 -
11. 警戒区域を設定する場合の計画の策定.....	28 -
12. 「地域原子力防災協議会」の設置等	28 -
第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	29 -
1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	29 -
2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	29 -
第11節 緊急輸送活動体制等の整備	29 -
1. 専門家の移送体制の整備.....	29 -
2. 緊急輸送路の確保体制等の整備	29 -
3. 運転者の義務の通知等	30 -
第12節 避難退域時検査の実施体制の整備	30 -
1. 体制の整備	30 -
2. 検査の方法	30 -
3. 検査の場所	31 -
第13節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	31 -
1. 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実	31 -
2. 医療活動用資機材の整備.....	31 -
3. 原子力災害医療活動体制等の整備	31 -
4. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備	32 -
5. 物資の調達、供給活動	32 -
6. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備	32 -
第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備.....	33 -
1. 情報項目の整理	33 -
2. 情報伝達体制の整備	33 -
3. 住民相談窓口設置体制の整備.....	34 -
4. 多様なメディアの活用体制の整備	34 -
第15節 行政機関、学校等の避難計画等の作成.....	34 -
第16節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	34 -
1. 防災知識の普及・啓発	34 -
2. 防災教育の充実	35 -
第17節 緊急事態応急対策に従事する者等に対する研修.....	35 -
第18節 防災訓練等の実施.....	36 -
1. 訓練計画の策定	36 -
2. 訓練の実施	36 -
3. 実践的な訓練の工夫と事後評価	36 -
第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備	37 -
1. 原子力事業者等	37 -
2. 県及び市町	38 -

3. 県警察	- 38 -
4. 消防機関	- 38 -
5. 海上保安部	- 38 -
第20節 災害復旧への備え	- 38 -
第3章 災害応急対策	- 39 -
第1節 基本方針	- 39 -
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	- 39 -
1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡等	- 39 -
2. 応急対策活動情報の連絡	- 43 -
3. 一般回線が使用できない場合の対処	- 45 -
第3節 活動体制の確立	- 45 -
1. 県の活動体制	- 45 -
2. 原子力災害合同対策協議会への出席等	- 52 -
3. 専門家の派遣要請	- 52 -
4. 応援要請及び職員の派遣要請等	- 52 -
5. 自衛隊の災害派遣要請等	- 53 -
6. 原子力被災者生活支援チームとの連携	- 53 -
7. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	- 53 -
第4節 緊急時モニタリングの実施	- 55 -
1. 緊急時モニタリング等の実施	- 55 -
2. 緊急時の公衆の被ばく線量の実測	- 56 -
第5節 屋内退避、避難等の防護活動	- 56 -
1. 屋内退避、避難誘導等の実施	- 56 -
2. 避難所の設置等	- 61 -
3. 安定ヨウ素剤の予防服用	- 62 -
4. 避難の指示等の実効を上げるための措置	- 62 -
5. 要配慮者への配慮等	- 63 -
6. 飲食物、生活必需品等の供給	- 64 -
7. 広域一時滞在	- 64 -
8. 行政機能の移転	- 65 -
9. 学校等施設における避難措置	- 65 -
第6節 治安の確保及び火災の予防	- 66 -
第7節 避難退域時検査の実施	- 66 -
1. 避難退域時検査等の指示	- 66 -
2. 検査等の実施	- 66 -
3. 汚染検査等の実施	- 68 -
第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等	- 68 -
1. 飲料水、飲食物の摂取制限	- 68 -
2. 農林畜水産物の採取及び出荷・移動制限等	- 70 -
3. 飲料水、飲食物の供給	- 70 -
第9節 緊急輸送活動	- 70 -
1. 緊急輸送活動	- 70 -
2. 緊急輸送のための交通確保	- 71 -
第10節 救助・救急活動	- 72 -
1. 救助・救急活動	- 72 -
第11節 医療活動等	- 73 -
1. 緊急医療本部等の役割	- 73 -

2. 原子力災害医療の実施	- 74 -
第12節 安定ヨウ素剤の服用指示	- 75 -
1. 事前配布地域での対応	- 75 -
2. UPZ 内での対応	- 75 -
第13節 住民等への的確な情報伝達活動	- 76 -
1. 住民等への情報伝達活動	- 76 -
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	- 77 -
第14節 文教対策計画	- 78 -
1. 児童生徒等の安全確保措置	- 78 -
2. 学校施設の応急復旧	- 78 -
3. 応急教育の実施	- 79 -
4. 被災生徒等への支援	- 80 -
5. 避難所となる場合の対応	- 80 -
第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策 ..	- 81 -
1. 原子力事業者等	- 81 -
2. 県及び市町	- 81 -
3. 県警察	- 81 -
4. 消防機関	- 81 -
第4章 災害復旧対策	- 82 -
第1節 基本方針	- 82 -
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	- 82 -
第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	- 82 -
第4節 現地事故対策連絡会議への職員派遣	- 82 -
第5節 放射性物質による汚染の除去等	- 82 -
第6節 各種制限措置の解除	- 83 -
第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	- 83 -
第8節 災害地域住民に係る記録等の作成	- 83 -
1. 災害地域住民の記録	- 83 -
2. 影響調査の実施	- 83 -
3. 災害対策措置状況の記録	- 84 -
4. 相談窓口の設置	- 84 -
第9節 被災者等の生活再建の支援等	- 84 -
第10節 風評被害等の影響の軽減	- 84 -
第11節 被災中小企業等に対する支援	- 84 -
第12節 心身の健康相談体制の整備	- 85 -
第13節 物価の監視	- 85 -
第14節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	- 85 -
第5章 複合災害対策	- 86 -
第1節 計画の目的	- 86 -
第2節 活動体制	- 86 -
1. 組織体制等の整備	- 86 -
2. 住民等への的確な情報伝達体制の整備	- 86 -
第3節 住民への情報提供、相談体制	- 86 -
第4節 避難等	- 87 -
第5節 防災設備・機材の損壊等の対応	- 87 -

長崎県環境放射線モニタリング方針（地域環境課）

第1章 平常時モニタリング	89
第2章 緊急時モニタリング	92
長崎県緊急時モニタリング計画（第2版）	93

原子力災害対策医療保健班マニュアル（医療政策課）

第1章 マニュアル策定の目的	113
第2章 医療保健班の掌握事務	113
第1節 災害警戒本部設置時の掌握事務	113
第2節 災害対策本部設置時の掌握事務	114
第3節 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事	115
第4節 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事	115
第3章 原子力災害医療体制の整備	115
第4章 事前管理体制	115
第5章 事後管理体制	116

原子力施設の原子力災害対策

第 1 部 原子力施設の原子力災害対策

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

(防災企画課)

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

(防災企画課)

1. 長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

県及びその他防災関係機関は想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性

この計画は、「長崎県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「長崎県地域防災計画（基本計画編）」によるものとする。

3. 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の 5 章による。

(1) 第 1 章 総則

計画の趣旨、原子力防災対策地域の範囲、防災関係機関の業務など計画の基本とな

第1章 総則

るものを示す。

(2) 第2章 災害予防対策

原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

(3) 第3章 災害応急対策

情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

(5) 第5章 複合災害対策

東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合に、特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を示す。

4. 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画及び原子力災害対策指針の修正又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

(防災企画課)

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

(防災企画課)

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定に基づき、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第 5 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

(防災企画課)

防災資機材、緊急時モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安や設定の考え方を踏まえつつ、具体的な対象地域については当該範囲に所在する市町の意見を踏まえて定めるものとし、本県においては、実施すべき対策の内容に応じて、以下の範囲とする。

1. 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZ は、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し、又は最小化するため、緊急時活動レベル（以下「EAL：Emergency Action Level」という。）に応じて即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。

PAZ に本県の区域は含まれていないが、松浦市鷹島地区（鷹島、黒島）は、地域的な特性から PAZ に準じた防護措置を実施する地区とする。

PAZ においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針に基づく以下の緊急事態区分のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める EAL に基づく避難等の予防的防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって PAZ の範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

区分	対象事象等	概要	状況等
情報収集事態	情報収集事態（原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある）情報が通報された場合	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれはないが、異常事象の発生又はおそれがあるため、国、県、関係市町等との情報伝達体制の確立を図る。	自然災害の例 ○原子力事業所所在市町村において震度 5 弱、震度 5 強の地震が発生した場合
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（注）を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	○原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ○原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ○その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 ○新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）

第1章 総則

施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階	○原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ○非常用交流高圧母線の30分以上喪失 ○残留熱を除去する全ての機能の喪失等
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	○非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ○全ての原子炉停止操作の失敗 ○敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/h（10分以上継続）等

（注）施設敷地緊急事態要避難者

「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（口又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

2. 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）

UPZは、確率的影響のリスクを低減するため、避難等の緊急防護措置を準備する区域であるが、本県では、その初動対応を円滑に行うため、玄海原子力発電所からおおむね30kmの円内にある地区及びその地理的条件から避難が容易でない地区をUPZの対象とし、避難計画の策定等必要な対策を講じることとする。

UPZを有する市町は、佐世保市、平戸市、松浦市及び壱岐市（以下、「避難対象市」という。）とする。

なお、避難対象市においては、避難計画等必要な対策を盛り込んだ地域防災計画（原子力災害対策編）を策定するものとし、その他の市町においては、必要に応じて、避難者の受入れ、緊急時モニタリングへの対応、その他必要な対策を市町地域防災計画の適切な箇所に記載するものとする。

避難対象市及びUPZの地区は、以下の表のとおりとする。

避難対象市	UPZ（対象地域・地区）	
	地域	地区
佐世保市	江迎	江迎町梶ノ村、江迎町北田、江迎町飯良坂、江迎町根引、江迎町中尾、江迎町奥川内、江迎町三浦、江迎町末橋、江迎町長坂、江迎町田ノ元、江迎町小川内、江迎町上川内、江迎町赤坂、江迎町猪調、江迎町栗越、江迎町北平、江迎町志戸氏、江迎町簸尾、江迎町七腕
	吉井	吉井町直谷、吉井町福井、吉井町橋川内、吉井町前岳、吉井町橋口、吉井町梶木場、吉井町草ノ尾、吉井町春明、吉井町板樋
	世知原	世知原町栗迎、世知原町中通、世知原町赤木場、世知原町箭瀬、世知原町岩谷口、世知原町北川内、世知原町矢櫃、世知原町太田、世知原町木浦原
平戸市	田平	田平町日の浦、田平町野田、田平町永久保、田平町大崎、田平町釜田、田平町大久保、田平町山内、田平町平戸口、田平町永田、田平町坊田、田平町小手田、田平町米の内、田平町東荻田、田平町西荻田、田平町南荻田、田平町田代、田平町古梶、田平町下里、田平町上里、田平町岳崎、田平町福崎、田平町小崎、田平町上亀、田平町下亀、 <u>田平町下寺、田平町生向、田平町外目、田平町以善、田平町万場、田平町深月</u>
	大久保半島	中の原、幸の浦、曲り、油水、 <u>田助浦、田の浦、潮の浦、神崎、田助在</u>
	大島	大島村東神浦、大島村西神浦、大島村前平、大島村西宇戸、大島村大根坂、大島村的山浦、大島村的山在
	度島	度島三免、 <u>度島浦</u> 、度島中部
松浦市	全域	全域
壱岐市	壱岐市南部	郷ノ浦町三島、郷ノ浦町渡良、郷ノ浦町初山、郷ノ浦町武生水、郷ノ浦町柳田、郷ノ浦町志原、石田町筒城、石田町石田、芦辺町八幡、芦辺町田河、芦辺町那賀

※ 上記のうち二重下線表示の地区は、玄海原子力発電所から30km圏外であっても地理的な特性にかんがみ、避難に配慮する地域とする。

なお、玄海原子力発電所1号機及び2号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の33の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成30年2月及び令和2年12月の冷却告示において定められている。この告示により、1号機及び2号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね5kmの円内がUPZとなり、3号機及び4号機におけるPAZと同一の範囲となる。

UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には、EALに基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、UPZにおいては、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モ

第1章 総則

モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下、「OIL : Operational Intervention Level」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、UPZ 区域外の地域においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果を OIL と照らし合わせ、必要に応じて防護措置を実施する。

3. 避難対象市からの避難者を受け入れる地域

避難対象市からの避難者を受け入れる地域は、佐世保市、大村市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町（以下、「受入市町」という。）とする。

受入市町においても、緊急時モニタリング及び必要な情報伝達等の対策を行うこととし、また、避難者の受入を行うこととなることから、地域防災計画の適切な箇所に緊急時モニタリングの活動、情報伝達・広報活動、避難者の受入等に係る事項を記載する。

第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

(防災企画課)

県は、UPZ を対象として必要な対策を講じるため、原子力施設の特性を把握し、国の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定を検討に努める。

第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(防災企画課)

原子力防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、長崎県地域防災計画（基本計画編）第1編第4章に定める「防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。加えて、特に原子力防災に関する事項について記載すべき事項については、次のとおりとする。

1. 長崎県

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時の環境放射線モニタリング
- (11) 市町長に対する住民等の退避、避難並びに立入制限の指示、助言

- (12) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (13) 市町長に対する住民等への飲料水・飲食物の摂取制限の指示等
- (14) 市町長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等
- (15) 災害復旧
- (16) 市町長に対する各種制限措置の解除の指示
- (17) 相談窓口の設置
- (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整
- (19) 行政機関、学校等の退避
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) 風評被害等の影響の軽減
- (23) 文教対策
- (24) 緊急医療本部の設置・運営
- (25) 自衛隊への災害派遣要請
- (26) 他の都道府県との相互応援
- (27) 災害時の交通及び輸送の確保
- (28) 要配慮者対策
- (29) その他災害対策に必要な措置

2. 長崎県警察

- (1) 住民等の退避、避難誘導
- (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備
- (3) 避難路及び緊急交通路の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (7) 警察災害派遣隊に関すること
- (8) その他災害警備に必要な措置

3. 市町

【避難対象市】

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、県等との連絡調整
- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時環境放射線モニタリングの協力
- (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (12) 緊急医療本部の設置・運営

第1章 総則

- (13) 被ばく者の診断及び措置の実施
- (14) 住民等への飲料水、飲食物の摂取制限
- (15) 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- (16) 災害復旧
- (17) 各種制限措置の解除
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (19) 相談窓口の設置
- (20) 放射性物質による汚染の除去
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) その他災害対策に必要な措置

【受入市町】

- (1) 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- (2) 災害に関する情報収集・伝達及び広報
- (3) 緊急時モニタリングへの協力
- (4) 避難住民の避難受入れに係る協力

4. 避難対象市消防本部

- (1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (2) 教育及び訓練の実施
- (3) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (4) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助
- (5) 一般傷病者の救急看護
- (6) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (7) 避難等の誘導に係る資料の整備
- (8) 防護対策を講ずべき地域の消防対策

5. 指定地方行政機関

- (1) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
 - イ 広域的な交通規制の指導調整
 - ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整
- (2) 福岡財務支局 長崎財務事務所
 - 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
- (3) 九州農政局
 - ア 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等に関すること
 - イ 災害時における応急用食料等の確保等に関すること
 - ウ 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関すること
 - エ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導
 - オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談
 - カ 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置
 - キ 汚染米の移動規制及び処理

- (4) 九州森林管理局 長崎森林管理署
国有林野・国有林産物の汚染対策
- (5) 九州経済産業局
災害に関する情報収集及び被災商工業者等に係る支援に関すること
- (6) 九州運輸局 (長崎運輸支局(本庁舎・東長崎庁舎)、佐世保海事事務所)
 - ア 陸上及び海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 自動車運送事業者に対する協力要請等
 - ウ 船舶運航事業者に対する協力要請等
 - エ 輸送の安全確保に関する指導等
- (7) 大阪航空局 長崎空港事務所
 - ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- (8) 福岡管区气象台(長崎地方气象台)
 - ア 災害発生時における気象情報の発表および伝達
 - イ 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
 - ウ 緊急モニタリング本部への支援
- (9) 第七管区海上保安本部
 - ア 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
 - イ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
 - ウ 海上における救急・救助活動の実施
 - エ 緊急時における海上環境モニタリングの支援
- (10) 九州厚生局
 - ア 関係職員の現地派遣
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること
- (11) 九州総合通信局
災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
- (12) 長崎労働局
 - ア 労働者の被ばく管理の監督指導
 - イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
- (13) 九州地方整備局(長崎河川国道事務所)
 - ア 国管理の国道、一級河川の管理及び調整
 - イ 交通規制及び輸送路の確保
- (14) 九州防衛局
 - ア 災害時における防衛省(本省)との連絡調整
 - イ 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

第1章 総則

6. 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊（第16普通科連隊）
 - ア 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援
 - イ 緊急時陸上及び空中モニタリングの支援
 - ウ その他災害応急対策の支援

- (2) 海上自衛隊（佐世保地方総監部）
 - ア 災害時における海上輸送支援
 - イ 緊急時海上モニタリングの支援
 - ウ その他災害応急対策の支援

- (3) 航空自衛隊（西部航空方面隊）
 - ア 災害時における航空輸送支援
 - イ その他災害応急対策の支援

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関等

- (1) 西日本電信電話(株) 長崎支店
災害時における通信の確保

- (2) 日本銀行 長崎支店
 - ア 通貨の円滑な供給確保
 - イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等

- (3) 日本赤十字社 長崎県支部
災害時における医療救護等の実施

- (4) 一般社団法人長崎県医師会
災害時における医療救護等の実施

- (5) 一般社団法人長崎県バス協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

- (6) 公益社団法人長崎県トラック協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

- (7) 九州旅船客協会連合会、佐世保旅客船協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

- (8) 日本通運(株) 長崎支店
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力

- (9) 日本放送協会（長崎放送局）、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、(株)長崎新聞社、長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎
 - ア 災害情報の伝達
 - イ 原子力防災知識の普及
- (10) 西日本高速道路株式会社（九州支社、長崎高速道路事務所）
 - 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧
- (11) 九州旅客鉄道株式会社
 - 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
- (12) 松浦鉄道株式会社
 - 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
- (13) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社）
 - ア 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧
 - イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
- (14) 日本郵便株式会社長崎中央郵便局
 - ア 災害時における郵政業務の確保
 - イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
- (15) 公益社団法人長崎県看護協会
 - 災害時における看護、保健指導・支援
- (16) 一般社団法人長崎県歯科医師会
 - 災害時における医療救護活動への協力
- (17) 一般社団法人長崎県薬剤師会
 - 災害時における医療救護活動への協力
- (18) 社会福祉法人長崎県社会福祉協議会
 - 県・市町が行う被災者状況調査への協力
- (19) 九州電力(株)（原子力事業者）
 - ア 原子力発電所の防災体制の整備
 - イ 原子力発電所の災害予防
 - ウ 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供
 - エ 防災教育及び訓練の実施
 - オ 原子力災害時における通報連絡体制の整備
 - カ 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備
 - キ 応急対策活動に要する資機材等の整備
 - ク 原子力防災に関する知識の普及と啓発
 - ケ 緊急時における災害応急対策活動体制の整備
 - コ 原子力発電所の施設内の応急対策
 - サ 原子力災害医療の実施のための協力

第1章 総則

- シ 環境放射線モニタリングの実施
- ス 県、避難対象市、防災関係機関が実施する防災対策への協力
- セ 相談窓口の設置
- ソ 災害復旧
- タ 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡
- チ 避難退域時検査への協力

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- (1) 病院等医療施設の管理者
 - 災害時における施設入所者の安全確保
- (2) 社会福祉施設の管理者
 - 災害時における施設入所者の安全確保
- (3) 私立学校等の設置者等
 - ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保
 - イ 災害時における文教対策の実施に関する事

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

(防災企画課)

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力事業者の防災業務計画の作成等

(防災企画課、避難対象市、九州電力)

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、各種届出を行い、県は届出を受けた場合は、避難対象市に送付する。

1. 原子力事業者防災業務計画の協議

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正する場合は、県と協議する。

県は、県地域防災計画等との整合性を保つため、原子力事業者防災業務計画について協議するとともに、県は、避難対象市から意見を聴取する。

2. 原子力防災管理者の選任等の届出の避難対象市への送付

県は、原子力事業者から、原子力防災組織の原子力防災要員現況届出や原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任届出、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況届出があった場合は、避難対象市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第3節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

(防災企画課、地域環境課、避難対象市)

県及び避難対象市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携等の緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図る。

また、県は、環境放射線モニタリング方針の作成、環境放射線モニタリング計画（平常時、緊急時）の作成、事故時の連絡体制の準備、環境放射線モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの立上準備への協力、環境放射線モニタリング、関係都道府県等他組織との連携などの環境放射線モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

第4節 立入検査と報告の徴収

(防災企画課、九州電力)

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

1. 立入検査等

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害対策のための措置が適切に行われているかどうかについて確認を行う。

2. 身分証の携帯

立入検査を実施するにあたっては、県の職員は知事から、立入権限の委任を受けたことを示す身分証を携帯して、立入検査を行う。

第5節 施設の安全性の確認

(防災企画課)

県は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(内閣府、防災企画課、関係各課、避難対象市)

- (1) 県及び避難対象市は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するよう努める。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (2) 県及び避難対象市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握するとともに、民間事業者との連携に努める。

第7節 情報の収集・連絡体制等の整備

(防災企画課、関係市町)

県、国、避難対象市、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県及び防災関係機関相互の連絡体制の確保

県は、国、避難対象市、受入市町、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、県は、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、情報の収集・連絡の方法についてあらかじめ定め、原子力事業者、関係機関等に周知しておく。

(2) 機動的な情報収集体制

県及び県警察は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県、避難対象市及び受入市町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信連絡会との連携

県及び避難対象市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

県、避難対象市、受入市町及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、移動系防災無線（車載型、携帯型）携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び避難対象市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び避難対象市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、県はそれらの情報について防災関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよ

第2章 災害予防対策

う国及び避難対象市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、避難対象市及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、現地災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付ける。

- ① 原子力事業所及び施設に関する資料
- ② 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料
- ③ 周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング等に関する資料
- ④ 防災資機材の配備状況等に関する資料
- ⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料
- ⑥ 避難に関する資料
 - [資料： 玄海原子力発電所の概要]
 - [資料： 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ]
 - [資料： 避難対象地区の人口・年齢分布]
 - [資料： 放射線による影響]
 - [資料： 防災資機材等の配備状況]

3. 通信手段の確保

県及び避難対象市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備を行うとともに、操作方法等の習熟、保守点検の実施等により、円滑な運用が図られるよう努める。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整に努める。

(1) 専用回線網の整備

- ① 県と国、避難対象市との間の専用回線網の整備

県は、国及び避難対象市との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努める。
- ② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び避難対象市との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努める。
- ③ 原子力事業者の通報連絡網

原子力事業者は、県、避難対象市及び対策拠点施設の間に、通報連絡のための電話連絡網の整備、維持に努める。

(2) 市防災行政無線

避難対象市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を推進する。

(3) 通信手段、経路の多様化

① 防災行政無線の確保・活用

県は、国、市町等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図る。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用努める。

④ 多様な情報収集、伝達システム

県及び県警察は、被災現場の状況を迅速に収集するため、映像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システム等の整備及び円滑な活用が図られるよう努める。また、収集された映像情報を配信するための通信網の整備を図る。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県及び避難対象市は、電気通信事業者（西日本電信電話株式会社長崎支店、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI 株式会社を含む。以下本編において同じ。）から提供されている災害時優先電話等の効果的な活用が図られるよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法について習熟しておく。

なお、IP 電話等を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

⑥ 非常通信連絡会との連携

県及び避難対象市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

⑦ 移動通信系

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、携帯電話、衛星携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

⑧ 通信輻輳の防止

県は、避難対象市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、あらかじめ関係機関の間で非常時における運用方法について十分な調整に努める。

第2章 災害予防対策

⑨ 電源喪失時の対応

県及び避難対象市は、庁舎が停電した場合に備え、予備電源の確保やバッテリー内蔵の衛星携帯電話の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールサービスの活用促進

県及び市町は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービス（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが提供するエリアメール、KDDI 株式会社及びソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール）の活用促進を図る。

(5) 災害用伝言サービスの活用促進

県、避難対象市及びその他市町は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第8節 災害応急体制の整備

（防災企画課、医療政策課、地域環境課、関係市町、その他防災関係機関）

県、避難対象市、受入市町及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県、避難対象市及び受入市町は、情報収集事態及び警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。

また、災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアルの整備など必要な体制の整備に努める。

その他防災関係機関は、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行うために必要な体制を整備する。

(2) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び避難対象市と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

なお、施設敷地緊急事態の発生により、対策拠点施設に設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部（以下「事故現地対策本部」という。）への職員の派出について、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておく。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が対策拠点施設に事故現地対策本部を設置し、現地事故対策連絡会議を開催する際、これに県及び避難対象市の職員を迅速に派遣するため、現地に配布する原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等を定めておく。

2. 災害対策本部体制等の整備

県、避難対象市及び受入市町は、原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は知事若しくは市町長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

また、県は、現地災害対策本部の設置、運営について、あらかじめ定めておく。

さらに、県及び避難対象市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。

この際、判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制の整備

(1) 体制の整備

県及び避難対象市は、緊急事態宣言の発出後、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を組織するための体制を整備しておく。

(2) 派遣職員等

県は、合同対策協議会及び現地災害対策本部等に派遣する職員及びその派遣方法、現地において対応方針を定める各対策班等について定めておく。

また、各対策班における責任者等をあらかじめ定めておく。

避難対象市は、対策拠点施設に派遣する職員及び派遣方法等について、あらかじめ定めておく。

(3) 対策拠点施設の整備

県は、佐賀県及び原子力規制委員会等と連携して対策拠点施設に非常用電話、ファクシミリ、その他非常用通信機器の整備を推進するとともに、平常時から訓練等で活用する。

また、国は、対策拠点施設が使用できない場合に、これを代替することができる施設を指定（佐賀県庁及び長崎県庁）し、機器等を整備する。

[資料： 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動]

4. 長期化に備えた動員体制の整備

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

第2章 災害予防対策

5. 防災関係機関相互の連絡体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国の安全規制担当省庁、関係都道府県、避難対象市、警察、消防、自衛隊、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。

[資料： 防災関係機関及び連絡窓口]

6. 警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図る。

7. 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

8. 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。

9. 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び県内関係機関からなる原子力災害医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、県災害対策本部の指揮のもと、避難退域時検査等の支援を受けるとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

10. 広域的な応援協力体制等

県及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努めるとともに、広域的な応援体制の整備に努める。

(1) 防災関係機関相互の情報交換

県は、平常時から国、原子力施設が立地する道府県（以下「関係道府県」という。）、九州・山口の各県、市町、県警察、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

(2) 広域的な応援協力体制の整備

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請及び他の都道府県からの応援要請に対応するため、国の協力のもと、他の都道府県との応援協定の締結を図る。

また、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、手続きを定めておく。

さらに、県は、他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておく。

避難対象市及びその他市町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定の締結に努める。

原子力事業者は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、他の原子力事業者との応援協定の締結を図る。

また、県及び避難対象市への協力に関して、あらかじめ必要な調整を行う。

(3) 佐賀県、福岡県との連携体制の整備

県は、他県への広域避難が必要な事態に備え、県から他県への避難者の受入れについて、事前に関係県と調整を行うなど、必要な体制を整備する。

11. モニタリング体制等

(緊急時モニタリングセンター)

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部。緊急時モニタリングに関しては、以下同じ。）の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係地方公共団体（PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。

(平常時のモニタリングの実施)

県は、原子力施設の平常時の周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度を把握しておくことにより、緊急時モニタリングに備えておくとともに、原子力施設の異常を早期に検出し、その周辺住民及び周辺環境への影響を評価するため、平常時モニタリング計画を作成し、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。

(その他体制の整備)

県は、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリングの資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練の実施を通じた連携の強化等を行い、緊急時モニタリングの体制の整備を図る。

具体的には以下の通り。

(1) 緊急時モニタリング計画の作成

県は、原子力災害対策指針等に基づき、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

第2章 災害予防対策

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時及び緊急時における環境放射線モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、電子線量計、可搬型の環境放射線モニタリング資機材、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備、維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(3) 緊急時モニタリング要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。県はこれに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

また、県は、オフサイトセンター等に緊急時モニタリングセンターの要員を派遣する体制を整備する。

原子力事業者は、緊急時モニタリングに係る要員の派遣体制を構築するとともに、放射線測定資機材の整備に努める。

(4) 訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、関係地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて連携・意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

12. 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段的確保等、公衆の被ばく線量評価体制を整備する。

13. 専門家の派遣要請手続の整備

県及び避難対象市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は災害警戒本部等を設置した場合に、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておく。

第9節 避難受入れ体制の整備

(防災企画課、関係各課)

1. 避難計画の作成

県は、避難対象市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、玄海原子力発電所から30km圏内の住民を対象とする屋内退避及び避難に係る避難計画の作成について指導し、必要な協力を行う。

PAZにおいては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成するものとされており、EAL毎の対応は以下のとおりとされている。

施設敷地緊急事態発生時	施設敷地緊急事態要避難者の避難が可能な体制の構築
原子力緊急事態宣言発出時	直ちに PAZ 圏内の住民等の避難が可能な体制の構築

避難対象市は、受入市町及びその他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難に係る避難計画を作成する。

避難計画の作成にあたっては、以下の点に配慮し、屋内退避及び避難に係る計画を作成するものとする。

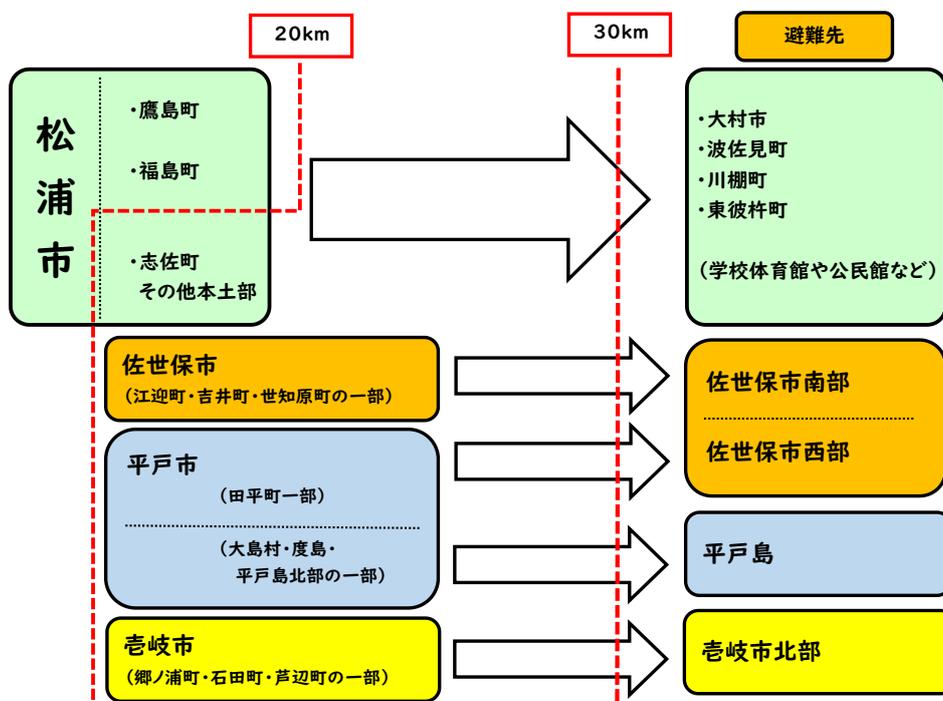
- (1) UPZ については、OIL に基づく防護措置の実施に備え、避難計画を作成する。
ただし、PAZ の住民避難等が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や OIL に基づく防護措置を実施するまでの間は、EAL に基づく屋内退避を実施することを原則とする。
- (2) 避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲外（30km 圏外）に確保する。
- (3) 個別の県及び市町村の境界を越えた、広域の避難計画の策定が必要な場合においては、県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図る。
なお、県による調整が困難な場合においては、国に調整を要請する。
- (4) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (5) 円滑な避難のため、避難経路は可能な範囲で分散するよう努めることとし、避難経路を分散することが困難な地域については、地域ごとに使用する避難経路を限定することも予め検討する。
- (6) 避難先が放射性物質に汚染され、再移転が必要となる場合に備え、一定の住民を収容でき、再移転先とできる施設を複数確保しておく。
- (7) 離島等において、避難が遅れた住民等が一時的に退避できるよう、放射線防護対策に配慮した施設の確保等に努める。
- (8) 放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努め、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。
- (9) 避難対象地域への来訪者（観光客等）も避難の対象とし、30km 圏外までは地域住民と同様に避難し、30km 圏外の適切な場所からは各人の判断で帰宅等を行う。
- (10) 避難にあたっては、住民が日常、服用している医薬品の携帯を平常時から周知する。
また、緊急に避難した住民が日常、服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制をあらかじめ整えるよう努める。

2. 避難計画における避難先

避難計画における避難先の概要は以下の図のとおりである（詳細は、資料に記載）。

[資料 : 避難者収容施設]

■ 避難計画対象地域別避難先の概要



3. 避難計画における避難経路及び手段等

避難計画では、避難計画策定対象地域の地形的特性を踏まえて、以下のような避難経路及び手段により避難する。

※ 避難、一時移転における避難退域時検査については、第12節を参照。

(1) 本土地域

- ① 可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を参考として、指定された避難所へ避難する。

県及び避難対象市は、避難経路について、事前に住民に対して十分な周知を行う。

- ② 避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いや、集合場所に参集し避難対象市等が準備する車両にて避難を行う。

避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

- ③ ②で避難手段が不足する場合には、県が避難対象市からの依頼に基づき、一般社団法人長崎県バス協会等に要請し手配した車両にて避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(2) 本土との間に架橋されている離島

① 橋が利用できる場合

上記(1)を基本に避難することとするが、避難経路上で生じる渋滞の影響を緩和するため、船舶を利用した避難も考慮する。

② 橋が避難対象区域となり通行できない場合

自家用車両等により、最寄りの港に移動し、定期船、自家用の渡船・海上タクシー・プレジャーボート・遊漁船・漁船等(以下「定期船等」という。)を用い、本土の最寄りの港まで移動し、その後、避難対象市等が準備した車両・船舶等により避難を行う。

定期船等による避難が困難な住民については、県が第七管区海上保安本部(所管保安部署)に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 離島

① 離島からの避難については、定期船等を用いるものとし、まずは最寄りの港まで移動し、その後、避難対象市等が準備した車両・船舶等により避難を行う。

なお、離島(架橋含む)の避難者で、海路で避難を行う住民については、上陸後の交通手段に配慮しつつ、30km圏外の指定された避難所に避難する。

② 定期船等による避難が困難な住民については、県が第七管区海上保安本部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(4) その他

原子力事業者は、県及び避難対象市からの要配慮者等の避難支援要請に応じ、車両等の輸送手段の確保に関する支援を行う。

4. 避難所等の整備

(1) 避難所の指定

県は、避難対象市に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。

また、一般の避難所では生活することが困難な要介護高齢者や障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言する。

避難対象市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。避難対象市の区域を超えて避難を行う必要がある場合は、避難先の選定については、県が必要な調整等協力を行う。

なお、県、避難対象市及びその他市町は、一般の避難所では生活することが困難な要介護高齢者や障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定する等、要配慮者に対応した避難先の確保に努める。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、避難対象市及び消防機関に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・

第2章 災害予防対策

車両等を整備するよう助言し、必要な支援を行う。

また、県は、避難対象市と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、避難対象市に対し、コンクリート屋内退避体制の整備について助言する。避難対象市は、国、県等と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞りに係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅等

県は、国、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握する。

(6) 避難所における設備等の整備

県及び避難対象市は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努めるとともに、避難者が災害情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

また、空調、トイレなどの設備について、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮したものとなるよう努める。

(7) 物資の備蓄に係る整備

県及び避難対象市は、指定された避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

県及び避難対象市は、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備について、受入市町と調整し、整備に努める。

(8) 屋内退避施設の整備

県及び避難対象市は、悪天候等により避難が困難な場合に備え、離島等の孤立が予想される地域及び社会福祉施設等で、一時的に屋内退避ができるよう、気密性を確保する等の放射線防護対策に努める。

放射線防護機能を付加した施設は、以下のとおり。

松浦市	松浦市高齢者生活福祉センター（鷹島）、 松浦市福島保健センター（福島）、黒島住民センター（黒島）、 青島小中学校（青島）、飛島地区放射線防護施設（飛島）
平戸市	大島中学校（的山大島）、度島小中学校（度島）
壱岐市	三島小学校体育館（大島）、長島地区放射線防護対策施設（長島） 原島地区放射線防護対策施設（原島）

5. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 避難支援計画の策定等

避難対象市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導についての避難行動要支援者の避難支援計画（全体計画及び個別計画）等をあらかじめ策定するとともに、作成後は、登録者及び計画の内容について、適宜、更新する等、実態把握を行う。

県は、上記について、助言を行うとともに、避難対象市の要配慮者が避難先で支障なく生活できるよう、福祉避難所の整備及び福祉サービス等の確保に対し支援を行う。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

(2) 病院の避難計画の作成等

病院等医療機関の管理者は、県、避難対象市及びその他市町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておく。

(3) 社会福祉施設の避難計画の作成等

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県、避難対象市及びその他市町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

また、県及び避難対象市は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内及び近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努めるとともに、その内容を県及び避難対象市に連絡するよう要請する。

さらに、県は、自施設が被災していない場合に、派遣可能な社会福祉施設の職員数を把握するとともに、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うこと等により、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

6. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、避難対象市が避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言する。

避難対象市は、避難のために立ち退きの指示等を行った場合に、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

7. 避難所・避難方法等の周知

県は、避難対象市に対し、避難所や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配付等の場所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するとともに、受入市町に対し、避難者を受け入れる避難所、避難受入れ方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

第2章 災害予防対策

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

県は、国、避難対象市及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

避難対象市は、避難所、避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。その際、自発的な避難が増加することによる避難時間への影響について、周知するよう努める。

受入市町は、避難者を受け入れる避難所、避難受入れ方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

[資料： 避難者収容施設]

8. 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び避難対象市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、県は、避難対象市と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

9. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び避難対象市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努める。

10. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備

県及び避難対象市は、国と連携し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報及び支援・サービスを確実に提供できるよう、被災者の所在情報等を避難元と避難先の市町村が共有できるよう取り組む。

11. 警戒区域を設定する場合の計画の策定

県は、市町村が警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を支援する。

12. 「地域原子力防災協議会」の設置等

内閣府は、平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会（以下、本編において「協議会」という。）を設置する。

国（内閣府及び関係省庁）は、協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に係る支援を行う。

原子力事業者は、協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備する。

国（内閣府及び関係省庁）、関係地方公共団体等は、地域の協議会において、避難計画を含

むその地域の緊急時における対応（以下、本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。

内閣府は、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告し、了承を求める。

国（内閣府、その他の関係省庁等）、関係地方公共団体等は、協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点等を抽出し、その反省点等を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る。

第10節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

（防災企画課、関係各課）

1. 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておく。

2. 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

県は、市町に対し、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言する。

第11節 緊急輸送活動体制等の整備

（防災企画課、避難対象市、県警察）

1. 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておく。

2. 緊急輸送路の確保体制等の整備

（1）緊急輸送施設等の把握等

県は、施設の代替性、各種輸送手段の活用による多重化に配慮しながら、緊急物資の受入れ、搬送などの輸送拠点（集積拠点を兼ねる。以下同じ。）及び道路、港湾、漁港、飛行場、ヘリポートなどの輸送施設を把握・調整し、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークを指定する（緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表及びヘリコプター離着陸地・離着陸適地一覧表は、「長崎県地域防災計画 資料編」に記載）。

また、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送拠点及び輸送施設は、点検のうえ、災害に対する安全性の確保に努めるとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対し周知を図る。

第2章 災害予防対策

(2) 道路管理

国、県、避難対象市及びその各市町の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保を行うため、緊急輸送路の確保体制の充実を図る。

(3) 交通管理

県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うための計画をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。

また、県警察は、交通情報板等の道路交通関連施設の整備を進めるなど、緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努める。

(4) ヘリポート等

県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポート等の候補地を関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、所要の措置を講じる。

また、通信機器等の必要な機材について整備するよう努める。

(5) 物資の輸送拠点の確保

県は、国と連携し、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

3. 運転者の義務の通知等

県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

第12節 避難退域時検査の実施体制の整備

(防災企画課、医療政策課)

1. 体制の整備

国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルに基づき、県及び避難対象市等は、必要な人員の確保を行うとともに、資機材の整備に努める。消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

また、人員の確保のため、関係医療機関及び原子力事業者等への応援体制の整備を図る。

2. 検査の方法

国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルでは、原則、自家用車及びバス等の車両検査により、避難者の検査を代替することとしているが、長崎県では、車両の検査に加えて、OILに基づく避難者の検査を行う。なお、検査の詳しい方法等については、別途定めるものとする。

3. 検査の場所

車両の検査は、避難計画に定める避難先市町の広場や駐車場等において行う。また、避難者の検査は、救護所において行うものとする。

なお、車両の検査場所と避難者の検査場所の移動については、負担軽減のためシャトルバスを運行する等、県及び避難対象市は平時から関係機関との連携に努める。

第13節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

(防災企画課、医療政策課、薬務行政室、県警察、
避難対象市、海上保安部、避難対象市消防本部)

1. 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県警察及び海上保安部は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、照明車、標識車など必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

2. 医療活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、原子力災害医療体制についての資料を収集し、整理し、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成する。

3. 原子力災害医療活動体制等の整備

県は、原子力災害拠点病院である長崎医療センターや、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターである長崎大学病院と協力し、原子力災害医療体制の整備に努める。

具体的には、訓練による連携強化、研修による技能向上を図るほか、原子力災害時に医療機関等の診療状況等情報を迅速に把握できる医療情報システムや、原子力災害医療を行う専門医療機関が、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。また、被ばく医療患者の受け入れや、災害医療チームの派遣等に協力する原子力災害医療協力機関の登録等を行う。

※「原子力災害拠点病院」は、原子力災害時に、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

※「高度被ばく医療センター」は、地域の原子力災害拠点病院等では対応できない高度専門的な診療及び支援並びに高度専門教育研修等を行う。

※「原子力災害医療・総合支援センター」は、平時において、原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築を行うとともに、原子力災害時において原子力災害医療派遣チームの派遣調整等を行う。

また、県は、避難対象市及び受入市町に対し、避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力するよう要請する。

4. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材

県及び避難対象市は、国と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備に努める。

(2) 情報交換

県は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平常時より、国、避難対象市及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

5. 物資の調達、供給活動

(1) 必要となる物資の把握

県は、避難対象市と協力し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資について把握する。

(2) 備蓄拠点の整備

県は、避難対象市と協力し、物資の備蓄拠点を整備するとともに、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、輸送手段の確保の検討及び人員の配置計画の作成を行う等、必要な体制を整備する。

6. 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象市、医療機関等と連携して、PAZに準じた避難を行う地区(松浦市鷹島・黒島)及び指定された配布場所で受取ることが困難な場合で、市町が事前配布を必要と認める住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにUPZ内の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくとともに、日頃から安定ヨウ素剤の効果等について住民等へ周知徹底に努める。

【安定ヨウ素剤の購入】

県は、事前配布及び緊急時の配布に備えて、各地域に応じた必要数の安定ヨウ素剤(丸剤、ゼリー剤)を購入するものとする。

【事前配布体制の整備】

(1) 安定ヨウ素剤の備蓄

県は、避難対象市と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。

(2) 住民説明会の開催及び禁忌者等の把握

避難対象市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、対象となる住民向けの説明会を県と連携して開催し、原則として医師による説明を行う。

また、説明会の開催に併せ、医師、薬剤師及び保健師等による調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。

(3) 安定ヨウ素剤の事前配布

避難対象市は、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤（丸剤、ゼリー剤）を必要量のみ配布するものとする。

(4) 事前配布した安定ヨウ素剤の管理等

避難対象市は、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

【緊急時における配布体制の整備】

(1) 備蓄場所

県及び避難対象市は、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。

(2) 住民への周知

県及び避難対象市は、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。

【副作用発生時の体制の整備】

県は、避難対象市と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。

第14節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(防災企画課、避難対象市、九州電力)

1. 情報項目の整理

県、国、避難対象市及び原子力事業者は、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2. 情報伝達体制の整備

県は、住民、関係機関、受入市町等に対し的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図る。

避難対象市は、住民等へ的確な情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

第2章 災害予防対策

情報伝達体制の整備にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の活用に努める。

3. 住民相談窓口設置体制の整備

県、国、避難対象市及び原子力事業者は、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

4. 多様なメディアの活用体制の整備

県、国、避難対象市及び原子力事業者は、テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、ホームページ（インターネット）、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、緊急速報メールサービス、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制を整備する。

また、避難対象市は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する体制を整備する。

誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

第15節 行政機関、学校等の避難計画等の作成

（防災企画課、避難対象市）

県及び避難対象市は、庁舎や学校等の所在地が避難指示を受けた地域に含まれる場合、予め定められた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。業務継続計画等に基づき、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

また、原子力災害時における生徒等の安全を確保（臨時休講等の措置等）するとともに、学校実施の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育が早期回復できるよう努める。

公立の学校等は、市町長からの要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、予め指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

第16節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

（防災企画課、避難対象市、九州電力）

1. 防災知識の普及・啓発

県、国、避難対象市、及び原子力事業者は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他いわゆる要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- (7) 要配慮者への支援に関すること
- (8) 各地域・地区の避難先及び避難経路・手段に関すること
- (9) 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- (10) 避難所の運営管理、行動等に関すること
- (11) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- (12) 放射性物質による汚染の除去に関すること
- (13) 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

2. 防災教育の充実

県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

第17節 緊急事態応急対策に従事する者等に対する研修

(防災企画課、地域環境課、医療政策課、県警察、避難対象市、受入市町、避難対象市消防本部)

県、県警察、避難対象市、受入市町及び消防機関は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者等に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

また、県は、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について、原子力緊急事態応急対策に従事する者等に対する研修を実施するとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努める。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること
- ② 原子力施設の概要に関すること
- ③ 原子力災害とその特性に関すること
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤ モニタリング実施方法及び機器操作に関すること
- ⑥ 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法及び機器に関すること
- ⑦ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑧ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑨ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑩ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑪ その他緊急時対応に関すること

第18節 防災訓練等の実施

(防災企画課、県警察、避難対象市、受入市町、
避難対象市消防本部、九州電力、防災関係機関)

1. 訓練計画の策定

(1) 訓練計画

県、県警察、避難対象市、受入市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は協力し、国、原子力防災専門官等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ① 災害対策本部等の設置運営訓練
- ② 対策拠点施設への参集、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 原子力災害医療訓練
- ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民避難訓練
- ⑧ その他必要な訓練

(2) 国の総合防災訓練計画

県は、国（内閣府、原子力規制委員会）が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2. 訓練の実施

(1) 訓練

県、県警察、避難対象市、受入市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、緊急事態応急対策に従事する者等の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

(2) 国の総合防災訓練

県は、国（内閣府、原子力規制委員会）が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて、県及び避難対象市は、国、受入市町、原子力事業者及び防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3. 実践的な訓練の工夫と事後評価

県、県警察、避難対象市、受入市町、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、訓練参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行うブラインド方式の訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工

夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組む。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

訓練に参加した国の機関及び県は、地域原子力防災協議会において、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を検討し、これらを共有するとともに、明らかになった課題に関して、緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

第19節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する防災体制の整備

(国(原子力規制委員会、文部科学省、内閣府、海上保安部)、
県警察、防災企画課、市町、消防機関、原子力事業者)

核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者及び運搬を委託された者(本項及び第3章第12節において「原子力事業者等」という。)、国、県、県警察、市町、消防機関及び海上保安部は、運搬の特殊性、具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。その際、原子力事業者は、核物質防護上問題を生じない範囲において、海上保安部等に必要な運搬情報の提供等の協力を努める。

1. 原子力事業者等

- (1) 原子力事業者等は、事故時に次の措置が迅速かつ的確にとれるよう、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

- ア 原子力規制委員会、県、県警察、消防機関及び海上保安部等への迅速な通報
- イ 消火、延焼防止の措置
- ウ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
- エ モニタリングの実施
- オ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- カ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- キ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

- (2) 原子力事業者等は、運搬中の事故により特定事象が発生した場合、直ちに原子力防災管理者を通じ、国(原子力規制委員会、国土交通省、内閣府)、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関及び海上保安部など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2章 災害予防対策

2. 県及び市町

県及び市町は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

3. 県警察

県警察は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

4. 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合は直ちにその旨を都道府県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

5. 海上保安部

海上保安部は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第20節 災害復旧への備え

(防災企画課、避難対象市)

県及び避難対象市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

原子力事業者は、身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定及び放射性物質による汚染が確認されたものの除染について、体制を整備する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

(防災企画課)

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(防災企画課、避難対象市、九州電力)

1. 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡等

(1) 情報収集事態が発生した場合

- ①原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対して情報提供を行う。
また、県に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。
- ②県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。
また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 警戒事態が発生した場合

- ①原子力事業者からの通報
原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に定める警戒事態（原子炉施設）に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに県及び関係市等に文書をファクシミリで送付するとともに、その着信を確認する。
[資料： 通報様式等（警戒事態該当事象発生連絡）]
- ②国からの連絡
原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対して情報提供を行う。
また、原子力規制委員会及び内閣府は、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域を含む地方公共団体に対しては、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZの区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

第3章 災害応急対策

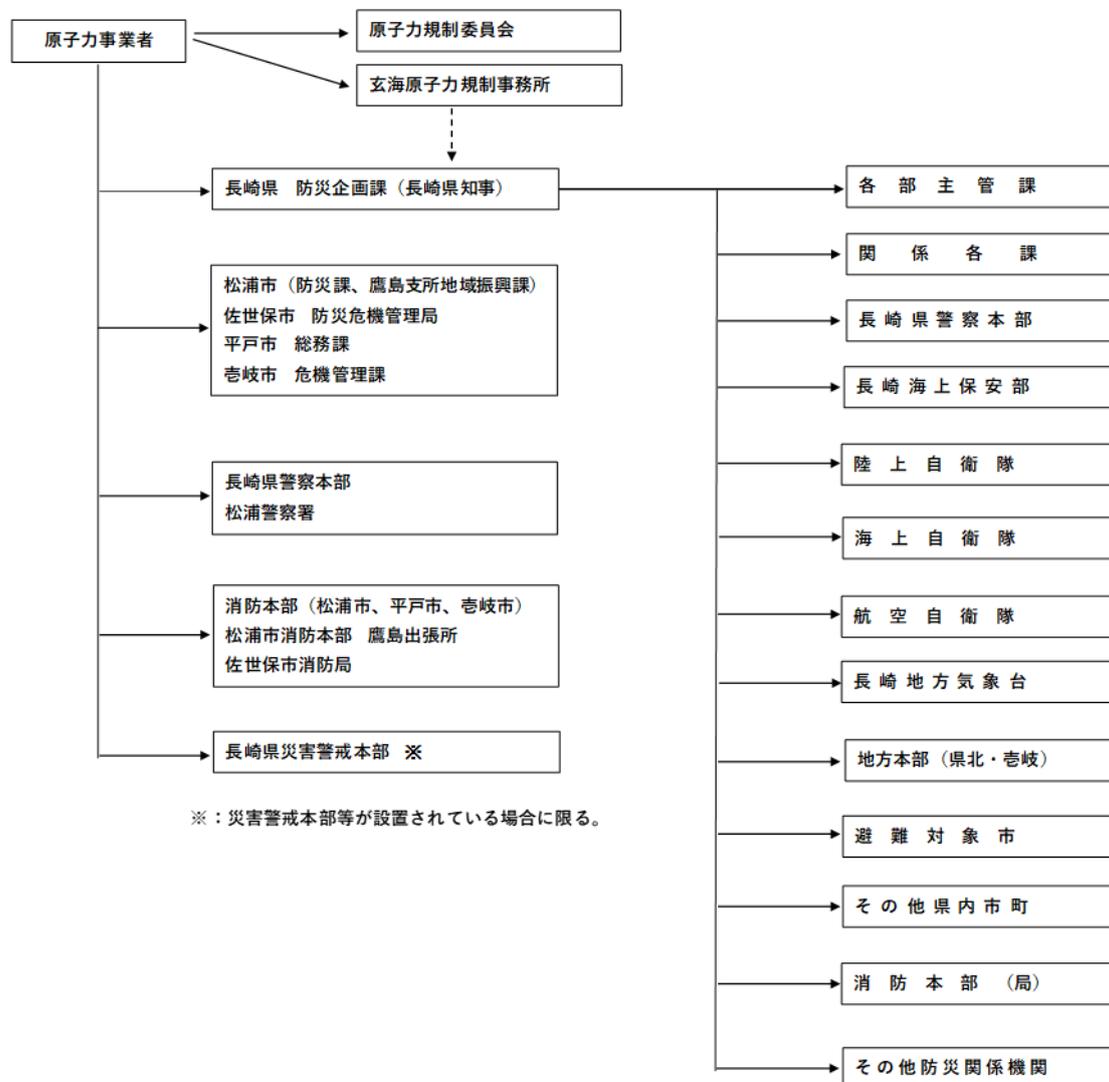
③ 県からの連絡

県は、国から通報・連絡を受けた事項について、避難対象市、その他市町、県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部、気象台及びその他防災関係機関に防災行政無線の一斉指令システム等により速やかに連絡するとともに、住民等への情報提供を行う。

④ 避難対象市からの連絡

避難対象市は、原子力規制委員会又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡するとともに、住民等への情報提供を行う。

【警戒事態に該当する事象発生時の情報伝達経路】



(3) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

①原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するとともに、その着信を確認する。

[資料： 通報様式等（特定事象発生通報）]

②国からの連絡

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同事故対策本部（以下「事故対策本部」という。）は、当該事象の概要、事象の進展の見通しなど事故情報等について、県、避難対象市、その他関係機関及び公衆に連絡する。

また、事故対策本部は、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

③県からの連絡

県は、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項について、避難対象市、その他県内市町、県警察、各消防機関、自衛隊、海上保安部、気象台及びその他防災関係機関等に防災行政無線の一斉指令システム等により速やかに連絡する。

また、県は、必ず受信確認を行い、一斉指令システムで受信確認ができない場合には、電話による受信確認を行う。

また、必要に応じ避難対象市に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難を行うよう連絡するとともに、避難対象市にUPZ内の屋内退避準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備に協力するよう、要請する。

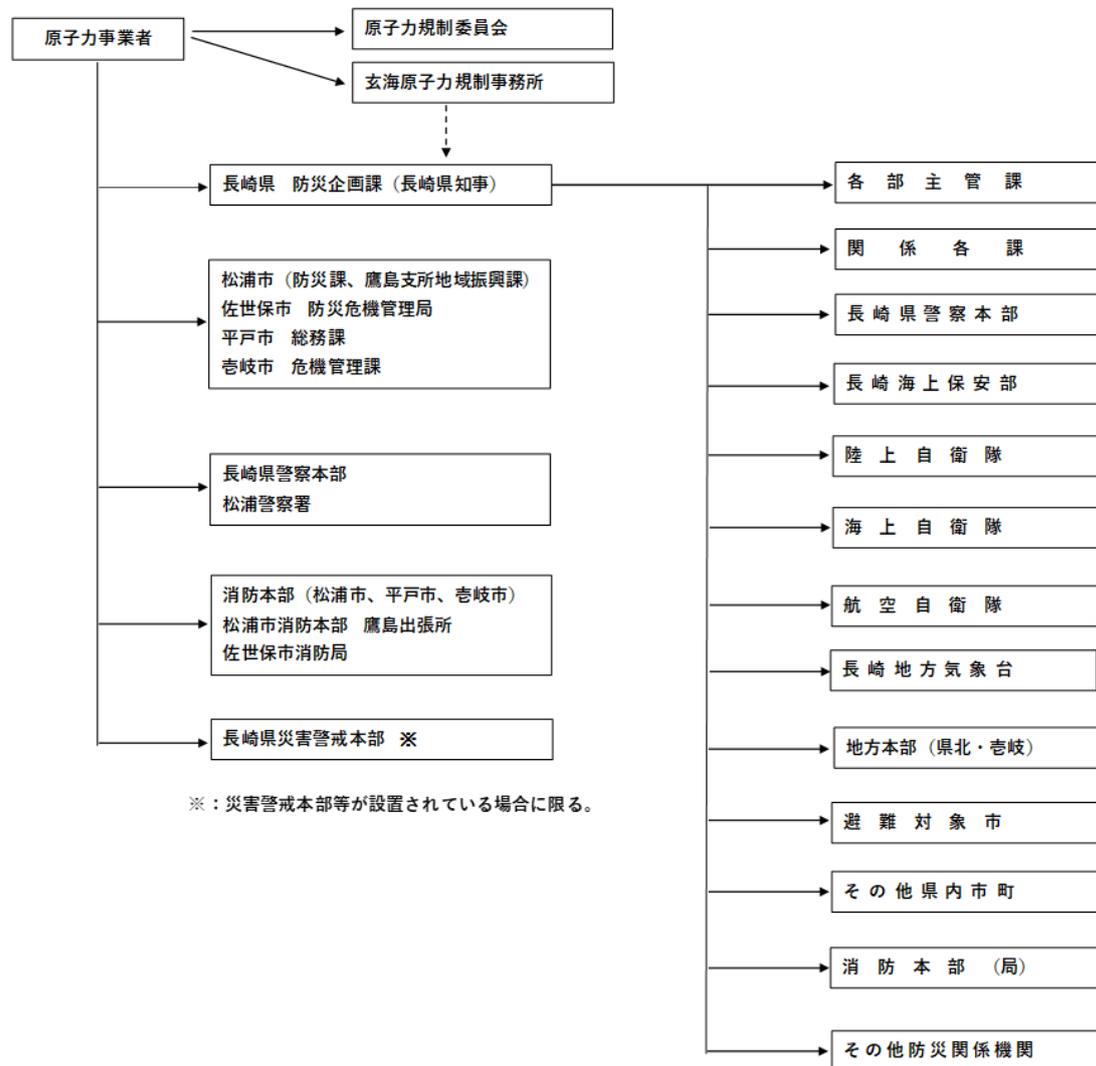
④避難対象市からの連絡

避難対象市は、原子力事業者、原子力規制委員会、原子力防災専門官又は県から通報、連絡を受けた事項について、区長、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡する。併せて、住民等への情報提供を行う。

また、避難対象市は、原則としてUPZ区域内の屋内退避準備を行う。

第3章 災害応急対策

【特定事象発生時の情報伝達経路】



(4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合の通報

①原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がない状態において、県が設置したモニタリングポスト（モニタリングステーション、電子線量計等）で、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに原子力事業者を確認するとともに、原子力防災専門官に連絡する。

②原子力防災専門官の確認

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示し、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

③原子力事業者の通報

原子力事業者は、施設の状況確認を行うとともに、施設敷地緊急事態の発生が確認された場合は、直ちに施設敷地緊急事態の発生通報に基づいて関係機関へ通報を行う。

2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①原子力事業者の通報

原子力事業者は、県及び避難対象市等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害状況等に変化があった場合を含め、事象進展に応じた適切な間隔で連絡する。

なお、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔、明瞭に行うよう努める。

②県、国及び避難対象市の相互連絡

県、原子力規制委員会、原子力防災専門官及び避難対象市は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

県は、自ら行う応急対策活動状況等を国に随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

③県と関係機関等との連絡

県は、避難対象市、その他県内市町、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

④避難対象市と関係機関との連携

避難対象市は、関係機関との間において、原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

⑤現地事故対策連絡会議との連携

県、避難対象市等及び原子力事業者は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

(2) 全面緊急事態に該当する事象発生の通報並びに国、県及び市町の対応

①原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに、施設敷地緊急事態に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行う。

②国、県、避難対象市からの連絡

国、県及び避難対象市は、通報を受けた事象について、特定事象発生に関する通報の場合に準じて関係機関への連絡を行う。

第3章 災害応急対策

③原子力緊急事態宣言

原子力規制委員会及び内閣府は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。

また、UPZ 区域内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

④県の対応

県は、通報を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

なお、避難対象市に連絡する際には、併せて、屋内退避等が円滑に進むよう配慮を求める。

⑤避難対象市の対応

避難対象市は、連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、避難対象市は、UPZ 区域内の住民等の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

(3) 全面緊急事態における応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①情報の共有

県（現地災害対策本部）、国（原子力災害現地対策本部）、指定公共機関、避難対象市の災害対策本部長から委任を受けた職員、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、対策拠点施設において情報収集活動を行う。

また、県は、機能別に分けた対策班に職員を配置することにより、原子力施設の状況やモニタリング情報、医療関係情報、避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

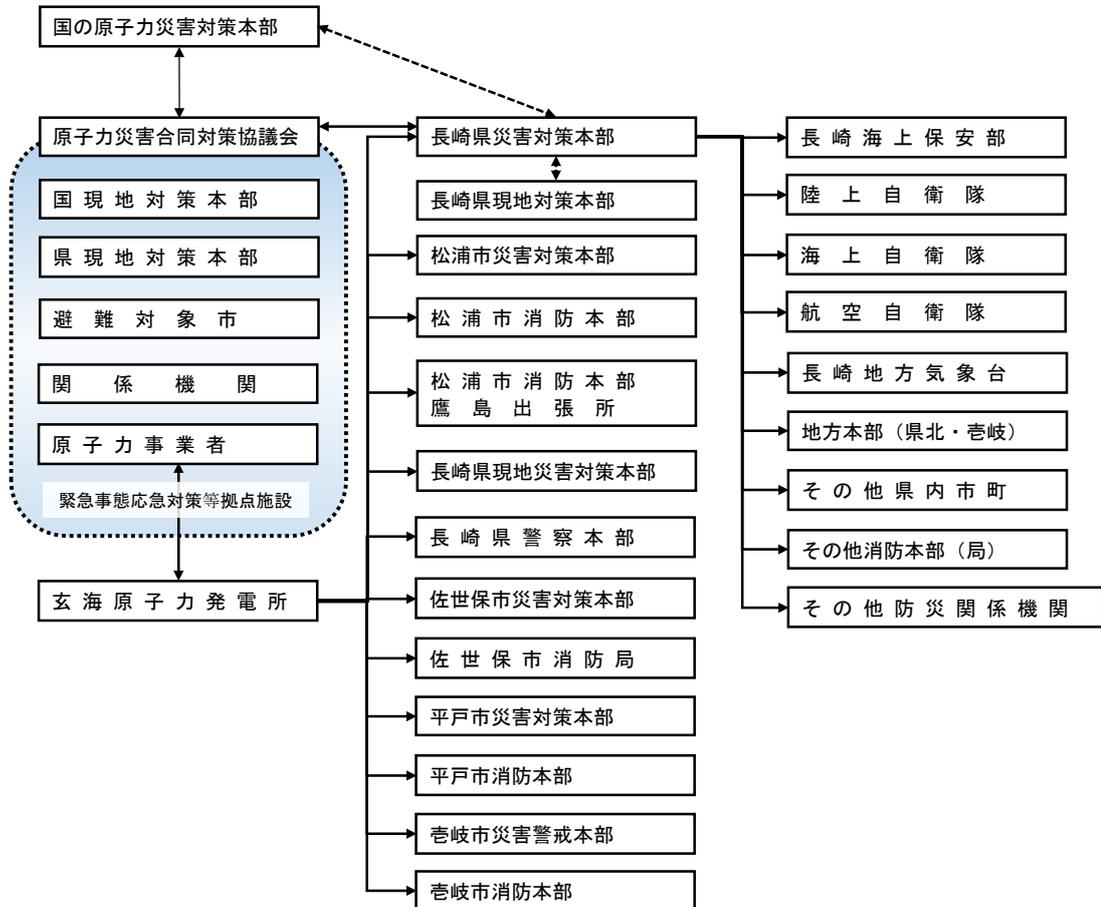
②派遣職員の業務

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の防災関係機関と連絡協議を踏まえたモニタリング情報等をそれぞれの対策本部に連絡する。

③原子力防災専門官の業務

原子力防災専門官は、対策拠点施設において、災害情報の収集・整理を行うとともに、県、避難対象市、原子力事業者及びその他防災関係機関との間の連絡・調整等を行う。

【緊急事態宣言発出後の情報伝達経路】



3. 一般回線が使用できない場合の対処

原子力災害対策本部は、県、関係市町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。

県は、伝達された内容を関係市町に連絡する。

この際、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

第3節 活動体制の確立

(防災企画課、関係各課、県警察、避難対象市、防災関係機関)

1. 県の活動体制

(1) 災害警戒本部

①災害警戒本部の設置

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあるとして危機管理対策監が特に必要と認めた場合、危機管理対策監を本部長とする災害警戒本部を設置して、

第3章 災害応急対策

速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、避難対象市及び原子力事業者等防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、警戒態勢をとる。

危機管理対策監が不在の場合は、防災企画課長が指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、県北振興局内及び壱岐振興局に、県北振興局長及び壱岐振興局長を本部長とする災害警戒県北地方本部及び災害警戒壱岐地方本部をそれぞれ設置する。

県北振興局長が不在の場合は、次長、管理部長の順に、壱岐振興局長が不在の場合は、管理部長、総務課長の順にそれぞれ指揮をとり、指揮系統を確立する。

また、地域環境課長を本部長とする長崎県緊急時モニタリング本部を設置し、緊急時モニタリングに必要な人員の参集、情報の収集、連絡体制の確立等の必要な体制を構築する。

[資料： 原子力災害発生時の対応]

②情報の収集

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国との連携を図りつつ、原子力事業者等から情報等を得るなど事故の状況の把握に努める。

また、原子力災害合同対策協議会の構成員及び対策拠点施設機能班の要員は、特定事象の通報後、佐賀県オフサイトセンターへ参集することとなるが、県は、玄海原子力規制事務所へ対策拠点施設が機能していることを確認するとともに、その結果を避難対象市・県警・自衛隊・関係消防機関等へ連絡する。

対策拠点施設が機能不全となった場合は、国及び佐賀県と連絡を取り、対応を協議する。

③対策拠点施設の設営準備への協力

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じて対策拠点施設の設営準備への協力をを行う。

④現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国から現地事故対策連絡会議を対策拠点施設で開催するとして、県に職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。

県は、現地事故対策連絡会議に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の対応状況を災害警戒本部に報告するなど、国及び避難対象市等との連絡・調整、情報の共有を図る。

⑤平常時モニタリング活動の強化

県は災害警戒本部を設置した場合は、平常時モニタリングを強化するとともに、原子力事業者から施設内の状況に関する情報を入手し、事態の推移に応じて、緊急時モニタリングの準備を開始する。

⑥災害警戒本部の廃止

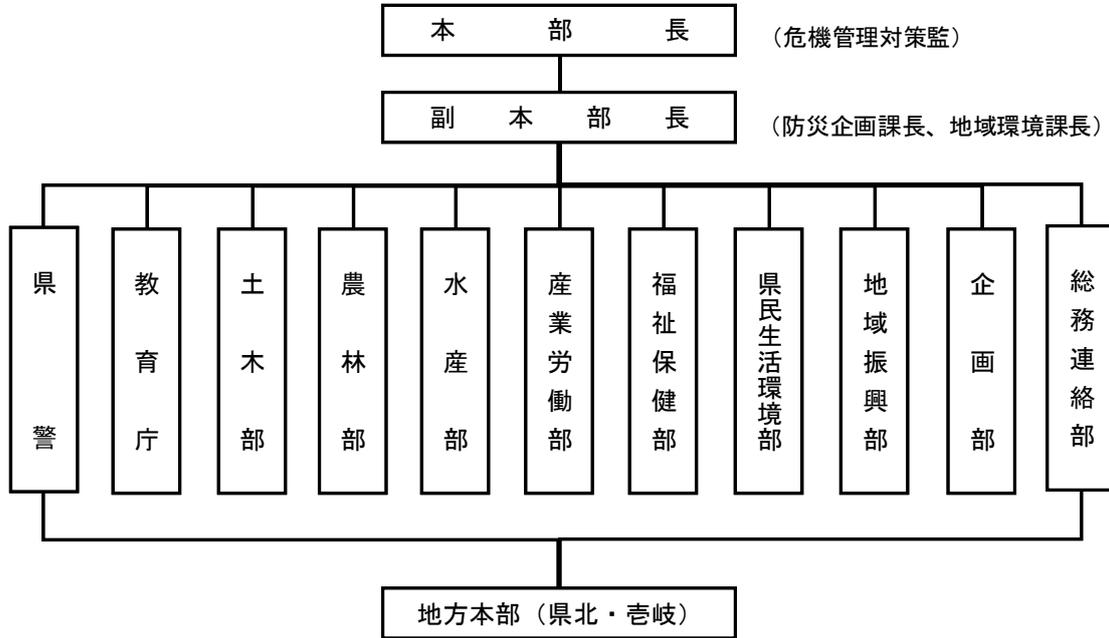
災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 国の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

⑦災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

【災害警戒本部の組織】



【災害警戒本部の配備体制、掌握事務】

部局名	課名	事務分掌
総務連絡部	防災企画課	<ul style="list-style-type: none"> 県災害警戒本部の設置、運営に関する事。 災害状況の把握に関する事。 国、原子力防災専門官、関係市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事。 災害警戒体制の総合調整に関する事。 対策拠点施設の運営準備に関する事。
	総務文書課	<ul style="list-style-type: none"> 総務部内の連絡調整に関する事。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連絡及び相互協力に関する事。
企画部	政策調整課	<ul style="list-style-type: none"> 企画部内の連絡調整に関する事。
地域振興部	地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興部内の連絡調整に関する事。
県民生活環境部	県民生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活環境部の連絡調整に関する事。
	地域環境課	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングに関する事。
福祉保健部	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部内の連絡調整に関する事。
	医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> 緊急医療本部の設置及び運営に関する事。 医療関係機関の連絡調整に関する事。
産業労働部	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> 産業労働部関係の連絡調整に関する事。
水産部	漁政課	<ul style="list-style-type: none"> 水産部関係の連絡調整に関する事。
農林部	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 農林部関係の連絡調整に関する事。

第3章 災害応急対策

部局名	課名	事務分掌
土木部	監理課	・ 土木部関係の連絡調整に関すること。
	道路維持課	・ 道路状況の把握に関すること。
教育庁	教育庁教育政策課	・ 教育庁内の連絡調整に関すること。 ・ 学校等の状況把握に関すること。
警察本部	警備課	・ 警察本部内の連絡調整に関すること。

【地方本部の設置場所、掌握事務】

部局名	設置場所	事務分掌
県北地方 本 部	県北振興局	・ 管内市町及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 現地における対応及び連絡調整に関すること。
壱岐地方 本 部	壱岐振興局	・ 管内市町及び関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 現地における対応及び連絡調整に関すること。

(2) 災害対策本部

①災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は住民の安全確保のために知事が必要と認めた場合（原子力緊急事態に該当する事象発生の通報から緊急事態宣言の発出までの間に特に対応が必要な場合を含む）は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を設置する。

知事又は副知事が不在の場合は、それぞれ副知事、危機管理対策監の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

災害対策本部内に副知事を本部長とする現地災害対策本部を組織し、対策拠点施設内に設置する。

副知事不在の場合は、危機管理部長、防災企画課長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

同じく、災害対策本部内に県北振興局長及び壱岐振興局長を本部長とする現地災害対策本部を組織し、佐世保市内及び壱岐市内に設置する。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に、壱岐振興局長不在の場合は、管理部長、総務課長の順にそれぞれ指揮をとり、指揮系統を確立する。

また、県北振興局内に県北振興局長を本部長とする災害対策県北地方本部を設置し、壱岐市役所勝本庁舎内に壱岐振興局長を本部長とする災害対策壱岐地方本部を設置する。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に、壱岐振興局長不在の場合は、管理部長、総務課長の順にそれぞれ指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告する。

[資料： 原子力災害発生時の対応]

②緊急時モニタリング活動

県は、災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング計画に基づき、避難対象市と協力し、緊急時モニタリングを行う。

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンター、現地災害対策本部及び避難対象市へ連絡するとともに、緊急時モニタリングセンターを通じて国へ報告する。

③災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は概ね以下の基準によるものとする。

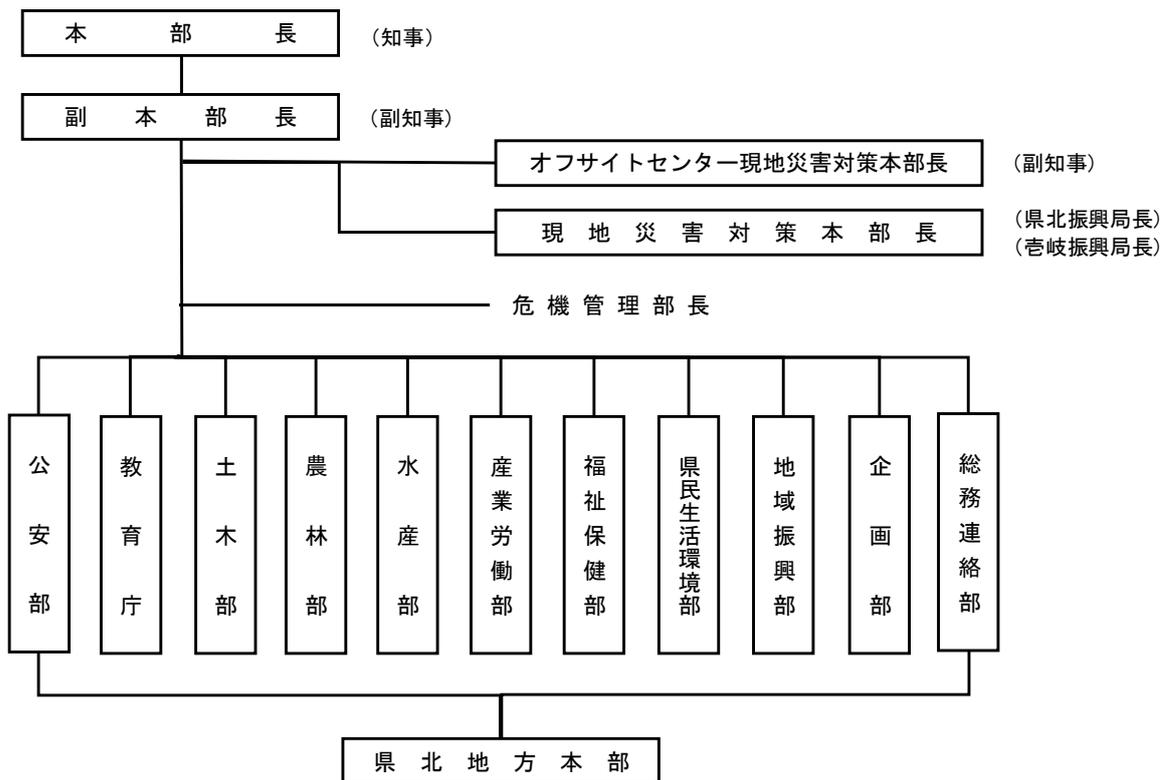
ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

④災害対策本部等の組織、配備体制等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。

【災害対策本部の組織】



第3章 災害応急対策

【災害対策本部の配備体制、掌握事務】

部局名	課名	事務分掌
総務連絡部	総務対策班 (防災企画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部の設置・運営に関すること。 原子力災害合同対策協議会に関すること。 災害状況の把握に関すること。 国に対する報告及び連絡調整に関すること。 市町との連絡調整に関すること。 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
	総務班 (総務文書課長)	<ul style="list-style-type: none"> 総務連絡部関係の被害のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	広報班 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係の広報に関すること。 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
	管財班 (管財課長)	<ul style="list-style-type: none"> 対策拠点施設送迎用自動車の配車に関すること。 被災地視察用自動車の配車に関すること。 災害対策本部の通信施設に関すること。
企画部	企画班 (政策調整課長)	<ul style="list-style-type: none"> 企画部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
地域振興部	地域振興班 (地域づくり推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	市町対策班 (市町村課長)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の緊急資金のあっせんに関すること。
	輸送班 (交通政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 輸送計画全般に関すること。
県民生活環境部	生活班 (県民生活環境課長) (食品安全・消費生活課長)	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活環境部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 物価の監視に関すること。
	交通安全対策班 (交通・地域安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における交通安全対策に関すること。
	生活衛生班 (生活衛生課長)	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護に関すること。
	環境保全班 (地域環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングに関すること。
	環境衛生班 (水環境対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 上、下水道関係の情報収集に関すること。 水源の取水停止の指示に関すること。 飲料水の摂取制限の指示に関すること。 飲料水、生活用水の供給に関すること。
福祉保健部	救助班 (福祉保健課長)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 災害救助法の適用に関すること。 義援金の交付、保管及び配布に関すること。 日本赤十字社長崎県支部との連絡に関すること。 福祉施設及び要援護者の被害状況の情報収集並びにその対策に関すること。 生活福祉資金に関すること。 福祉避難所に調整に関すること。 避難行動要支援者の情報収集及び避難支援に関すること。
	医療保健班 (医療政策課長) (薬務行政室長)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急医療本部の設置及び運営に関すること。 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。 医療対策の企画立案、関係機関への指示・要請に関すること。 傷病者の緊急搬送に関すること(受入先との連絡調整等)。
	高齢者福祉班 (長寿社会課長)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設の避難支援及び連絡調整に関すること。
	障害者福祉班 (障害福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉施設の避難支援及び連絡調整に関すること。
	こども政策班 (こども未来課長)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の避難支援及び連絡調整に関すること。

第3章 災害応急対策

部局名	課名	事務分掌
産業労働部	産業労働班 (産業政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 産業労働部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 必要物資等の確保斡旋に関する事。
	商工金融班 (経営支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> 商工鉱業者の災害金融に関する事。
水産部	水産班 (漁政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 水産部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。
	水産経営班 (水産経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業災害金融に関する事。
	水産加工流通班 (水産加工流通課長)	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の出荷制限に関する事。
農林部	農政班 (農政課長) (農業イノベーション推進室)	<ul style="list-style-type: none"> 農林部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 農作物被害の収集及び災害対策に関する事。 災害に伴う農産物等の技術対策に関する事。 肥料、土壌改良資材、培土の使用・生産・流通自粛要請等に関する事。
	農業経営班 (農業経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農林災害金融に関する事。
	農産園芸班 (農産園芸課長) (農産加工流通課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の出荷制限等に関する事。 農作物、飼料作物の作付制限に関する事。
	畜産班 (畜産課長)	<ul style="list-style-type: none"> 家畜、家さん、家さん卵等の移動制限に関する事。 家畜飼料の移動及び給与制限に関する事。 家畜の避難に関する事。 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関する事。
	林政班 (林政課長) (森林整備室長)	<ul style="list-style-type: none"> 林産物の出荷制限に関する事。
土木部	監理班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 土木部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。
	道路班 (道路維持課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。
教育部	教育班 (教育庁教育政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 教育部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 生徒の避難等の対策に関する事。 被災児童生徒等への支援に関する事。 学校等に避難所を開設することの協力に関する事。
公安部	警備実施班 (警察本部警備課長)	<ul style="list-style-type: none"> 県警察災害警備本部との連絡に関する事。

【現地災害対策本部掌握事務】

名称	事務分掌
オフサイトセンター 現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 現地災害対策本部の設置、運営に関する事。 県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関する事。 原子力災害合同対策協議会に関する事。 国に対する報告及び連絡調整に関する事。
現地災害対策本部 (県北振興局、吉岐振興局)	<ul style="list-style-type: none"> 現地災害対策本部の設置、運営に関する事。 県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関する事。 避難対象市との連絡調整に関する事。

【地方本部の設置場所、掌握事務】

部局名	設置場所	事務分掌
県北地方 本部	県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町及び関係機関との連絡調整に関する事。
吉岐地方 本部	吉岐市役所勝本庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町及び関係機関との連絡調整に関する事。

2. 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

また、県は、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

[資料： 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動]

3. 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合は、必要に応じ、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請する。

4. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は市町村から要請があった場合は、消防庁に対し速やかにその出動を要請する。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

知事及び避難対象市長は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

知事及び避難対象市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事故対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

(3) 緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対しモニタリング要員の動員を要請する。

(4) 事業者からの原子力防災要員の派遣等

原子力事業者は、長崎県が実施する緊急事態応急対策等が的確かつ円滑に行われるよう、以下の応急対策について、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

- ・ 緊急時モニタリング
- ・ 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定
- ・ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- ・ 他の原子力事業者から派遣された原子力防災要員の対応 等

5. 自衛隊の災害派遣要請等

避難対象市は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行う。

知事は、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合又は避難対象市から自衛隊の派遣要請があった場合は、原子力災害対策本部設置前においては、自ら災害派遣を要請し、原子力災害対策本部設置後においては、知事又は原子力災害対策本部長が災害派遣を要請する。

※ 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。

6. 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

県は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

県、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力緊急事態応急対策に関わる緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図る。

（1）被ばく管理のための連携

県、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部等と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

（2）防災資機材の装備

県は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合において、自ら必要と認めた場合又は指示を受けた場合は、防護服、防護マスク及び線量計等の防災資機材の装備、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置をとる。

(3) 防災資機材の調達

避難対象市は、防災資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県に対し、防災資機材の調達を要請する。

県は、必要に応じ原子力事業者に対し、資機材の貸与、原子力防災要員の派遣等を要請するとともに、関係道府県及び国（緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部）に対し、防災資機材の提供等の支援を要請する。

(4) 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護

①緊急事態応急対策に従事する者の防護指標

県、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理について、国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針で示した次の指標をもとに、適切に行う。

ア 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。

イ 緊急事態応急対策に従事する者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の職員、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で 100mSv を上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については、等価線量で 300mSv、皮膚については、等価線量で 1 Sv をあわせて上限として用いる。

なお、この防災業務関係者の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行う。

②各機関の放射線防護

県、県警察、避難対象市、消防機関及びその他防災関係機関は、独自に緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理を行うものとし、放射線防護を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を設定して適切に実施する。

また、必要に応じて除染等の医療措置を行う。

県の放射線防護を担う要員は、緊急モニタリング本部、緊急医療本部及び原子力災害医療派遣チームとの緊密な連携のもとに被ばく管理を行う。また、必要に応じて原子力災害医療協力機関の協力を得る。

避難対象市は、必要に応じて県及び防災関係機関に除染等の医療措置を要請する。

③原子力災害医療派遣チームの派遣要請

県は、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、他の立地道府県等（緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部）に対し、原子力災害医療派遣チームの派遣を要請する。

④情報交換

県、国、県警察、避難対象市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において密接に情報交換を行う。

第4節 緊急時モニタリングの実施

(地域環境課、防災企画課、医療政策課、関係各課)

県は、関係機関（国、避難対象市、原子力事業者、その他モニタリング関係機関）の協力を得て、防護対策を実施すべき区域（以下「防護対策区域」という。）の特定及び周辺環境への影響調査のため、緊急時モニタリングを実施する。

県は、県及び避難対象市等の職員が緊急時モニタリングを実施するにあたって必要な資機材（設備・機器等）を整備・維持するとともに、操作の習熟に努める。

なお、緊急時モニタリング活動は、この計画に定めるもののほか、原子力規制庁が定めた原子力災害対策指針の補足参考資料等を基本に実施する。

※防護対策区域

放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に実施される防護対策（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難等）を実施するために設定される区域

1. 緊急時モニタリング等の実施

(1) 情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

(2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、緊急時モニタリングセンターの立上げ準備を行う。

(3) 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。

県は、国による緊急時モニタリングセンターの立ち上げに協力する。

国は、原子力災害対策指針等に基づき、関係県の緊急時モニタリング計画を基に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

(5) 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改定し、県は、緊急時モニタリングセンターを通してこの改定に協力する。

第3章 災害応急対策

(6) モニタリング結果の共有等

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター内で共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、緊急時モニタリングセンター内で共有された評価結果を、関係者間で共有する。

緊急時モニタリングの結果は、緊急時モニタリングセンターで妥当性を判断した後、国で集約し、一元的に解析・評価して、OILによる防護措置の判断等のために活用する。また、国は、すべての解析及び評価の結果を分かりやすく、かつ迅速に公表する。

2. 緊急時の公衆の被ばく線量の実測

国、指定公共機関及び県は連携し、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後1週間以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を、1か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

(防災企画課、県警察、避難対象市、受入市町、防災関係機関)

県及び避難対象市は、原災法第20条第2項に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

1. 屋内退避、避難誘導等の実施

避難対象区域は国の指示により特定され、本県においては、原子力災害の事態の進展に応じて、避難対象市と調整を行ったうえで、避難対象区域を設定し、避難対象市において避難の指示等を行う。

また、離島部（本土との間に架橋されている離島を含む）については、国の指示及び地域の実情を踏まえ、避難対象市において避難の指示等を行う。

なお、避難対象市が避難の指示を行えない場合には、避難計画に基づき、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第5項に基づく避難の指示の代行を行う。

避難等の実施にあたっての留意点は、以下のとおり。

- PAZ内については、EALに基づき、施設敷地緊急事態が発生した段階で施設敷地緊急事態要避難者の避難等を行うとともに、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で、住民等の避難等を行う。
- UPZ内については、EALに基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で屋内退避を行うとともに、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難等を行う。
- UPZ外についても、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を行うとともに、OILに基づき、避難等を行う。

- PAZ内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行う。

(1) 避難の指示等

① 県の役割

ア 警戒事態発生時

県は、警戒事態発生時には、国の指示又は、避難対象市と協議のうえで、必要に応じ、UPZ区域内の離島等における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を行う。

また、県は、国の要請又は避難対象市と協議のうえで、受入市町に対し、UPZ区域内の離島等における施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。

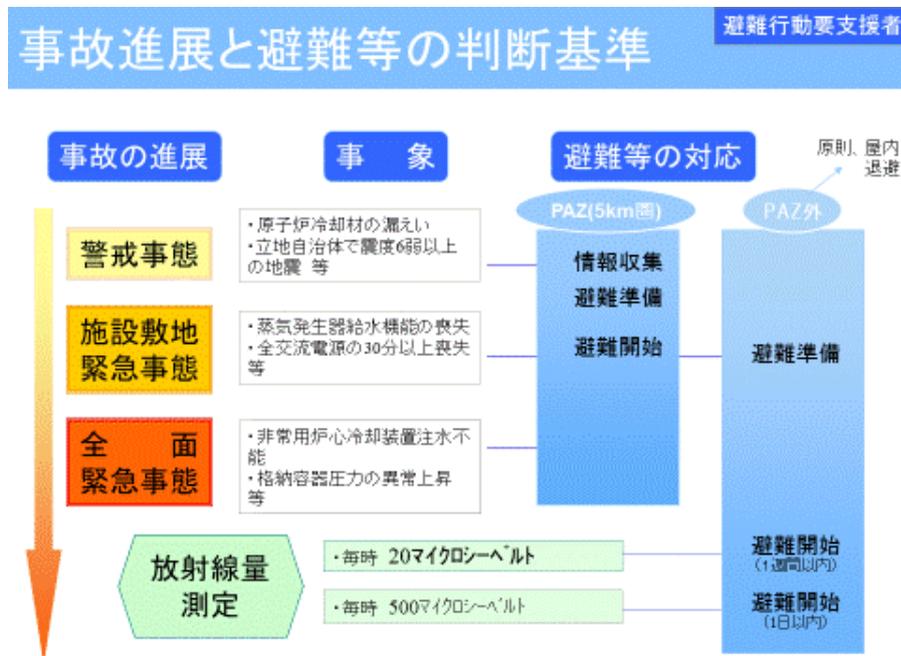
イ 施設敷地緊急事態時

県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の指示又は、独自の判断により、UPZ区域内の離島等における避難の準備を行うとともに、同地域の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等について、避難対象市へ連絡又は指示を行う。

また、UPZ区域内の屋内退避の準備を行う。

さらに、UPZ内の避難行動要支援者に対して、施設の管理者等と協力し、避難の準備を行う。

【避難行動要支援者の避難等】



ウ 全面緊急事態発生時

県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国の指示又は独自の判断により、原則として、PAZ内の避難と同様、UPZ内離島等における避難及びその他UPZ区域内における屋内退避を行うこととし、避難対象市にその旨を伝達するとともに、避難対象市及びその他市町に対し、必要に応じて、UPZ区域外においても屋内退避を行う可能性がある旨の注意

喚起を行う。

また、避難対象市に対して、OILに基づく防護措置の準備を行う要請するとともに、受入市町に対し、避難してきた住民等の受入れについての協力を行う。

県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行うよう連絡又は指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

エ OILに基づく避難等

県は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は独自の判断に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行うよう連絡又は指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

オ 放射性物質が放出された場合

放射性物質が放出された後、国は、緊急事態の状況により、OILに基づき地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。

国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

カ 運送事業者への要請

県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

キ 住民への情報提供

県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象市と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努める。

ク その他

県知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

県は、あらかじめ避難計画を定めた地域以外の地域において避難が必要になる等、避難計画に定める避難先以外へ避難する必要がある場合には、県有施設の活用、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく県外への避難、災害対策基本法に基づく広域一時滞在や都道府県外広域一時滞在等を実施するために必要な調整を行うとともに、広域避難受入れに関する国の支援が必要であると判断した場合には、国の原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

②市町の役割

ア 警戒事態発生時

避難対象市は、警戒事態発生時には、国の指示又は県と協議のうえで、必要に応じ、UPZ区域内の離島等における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備（避難先及び避難手段の確保等）を行う。

イ 施設敷地緊急事態発生時

避難対象市は、国の指示又は独自の判断により、必要に応じ、UPZ 区域内の離島等における避難の準備を行うとともに、同地域の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等を行う。

また、UPZ 区域内のその他の地域に対して、屋内退避の準備を行う。

さらに、UPZ 内の避難行動要支援者に対して、施設の管理者等と協力し、避難の準備を行う。

ウ 全面緊急事態発生時

避難対象市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、PAZ 内の避難と同様、UPZ 内離島等における避難及びその他 UPZ 区域内における屋内退避を行うこととし、UPZ 区域内の住民等にその旨を伝達する。

避難対象市及びその他市町は、UPZ 区域外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

エ OIL に基づく避難等

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、OIL の基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

オ その他

避難対象市及びその他市町の長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

避難指示等を行った市町は、避難先となる避難所に職員を派遣し、受入市町及び避難した住民等との連絡調整を行う。

その他市町は、避難を受け入れる場合、避難対象市の避難計画に定める避難所を提供し、避難所において避難対象市の職員の補助を行うなど必要な協力を行う。

③その他

住民避難の支援が必要な場合には、県、避難対象市及びその他市町は連携して国に要請する。

離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行う。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、県は、国および避難対象市と調整のうえ、国の指示又は独自の判断に基づいて、当該地域を含む市町に対して避難指示等を行うよう連絡又は指示を行うものとし、当該地域を含む市町は国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対し避難指示等を行う。

第3章 災害応急対策

(2) 情報の提供

県、避難指示等を行った市町、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は相互に、避難誘導時において、住民等に向けて、避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

(3) 避難状況の確認

避難指示等を行った市町は、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認する。

県は、避難指示等を行った市町と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等へ報告する。なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指す。

県及び避難指示等を行った市町は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し、指定した避難所以外に避難した場合等に、市町村災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図る。

(4) 避難先の選定

避難先は、原則として、事後の避難対象区域の拡大に備え、いずれの場合でも避難計画における30km圏外の避難所とする。

(5) 避難経路

避難は、避難計画において定めた経路及び手段により行うが、放射性物質が放出されている状況の場合には、県は、当日の風向、風速等を考慮して、必要に応じてあらかじめ定めた経路とは異なる経路による避難を避難対象市に助言する。

(6) 避難の指示等の内容の伝達

① 県

県は、緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、避難対象市のほか、その他関係市町、県警察、各消防機関、自衛隊、海上保安部、その他関係機関等に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の内容の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

また、県、避難対象市、県警察、消防機関及びその他防災機関は緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

② 避難対象市

ア テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、ホームページ（インターネット）、CATV、携帯電話の一斉同報メール等の多様な手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

また、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。

なお、テレビ・ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

イ 避難の指示・屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難・屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

なお、県、避難対象市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

2. 避難所の設置等

(1) 避難所の設置

- ① 避難対象市は、避難所に職員を派遣し、受入市町の災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。
- ② 避難対象市は、避難所開設の際には、受入市町の協力を得て、入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。
- ③ 県及び避難対象市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるとともに、情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

(2) 生活環境への配慮

県は、避難対象市及び受入市町と連携し、避難所における生活環境が、男女双方の視点に配慮し、常に良好なものであるよう努める。

また、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

さらに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(3) 体調管理

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県及び避難対象市は、厚生労働省と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努める。

また、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するとともに、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 避難長期化への配慮

県及び避難対象市は、国及び関係機関と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第3章 災害応急対策

なお、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議のうえ建設する。

(5) 受入市町における避難者受入対策

- ① 受入市町は、防災行政無線（戸別受信機を含む）・ホームページ（インターネット）等を利用して、避難対象市において避難の指示等が発令された旨、受入市町内での避難等の住民の受入れを行う旨及び不要不急の車両の運転を控える旨等の広報を実施する。
- ② 受入市町は、避難計画に定める避難所を提供し、避難所で避難対象市の職員の補助を行うなど、避難対象市に対し必要な協力を行う。
- ③ 受入市町は、避難住民の避難所までの速やかな移動を実現するため、主要避難経路から避難所までの間の誘導に協力する。

(6) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

県及び避難対象市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して以下のような対策を行う。

① 県

- ア 長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。
- イ 市町に対し、愛玩動物との同行避難に対する避難所運営について助言を行う。
- ウ 必要に応じて、九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

② 避難対象市町

- ア 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。
- イ 管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

3. 安定ヨウ素剤の服用

(1) 避難者への周知

県は、避難対象市と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の服用に備え、準備を行う。

(2) 服用の実施

県は、避難対象市と連携し、原子力災害対策指針を踏まえ、第12節に定めるところにより安定ヨウ素剤の予防服用等を実施する。

4. 避難の指示等の実効を上げるための措置

(1) 警戒区域の設定等

県は、避難対象市が避難を指示等した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示等の実効を上げるために必要な措置

をとることに協力する。

県警察は、避難対象市が避難を指示等した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

(2) 避難者の避難先での被ばくを避けるための措置

県及び避難対象市は連携して、避難指示等が行われた区域の住民が避難することとされている避難所のモニタリングを実施する。

このモニタリングにおいて、OIL2を超える空間放射線率が測定された場合には、県及び避難対象市は、再移転先とできる施設を当該避難所において指示する。

(3) 離島における避難

県及び避難対象市は、離島からの避難誘導にあたって、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候等により船舶による避難が困難な場合には、気密性を確保する等の放射線防護対策を行っている施設に一時的に屋内退避するなど、特別な配慮を行う。

(4) 感染症の流行下での防護措置

避難対象市及び受入市町は、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮したうえで、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

具体的には、住民が避難や一時移転等を行う場合には、その過程（一時集合場所、避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者（感染疑い者を含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ただし、災害時には差し迫った危機から命の守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

(5) その他

県は、原子力事業者に対し、要配慮者等の避難のための車両等の輸送手段の確保に関する支援を行うよう、要請する。

5. 要配慮者への配慮等

(1) 要配慮者への配慮

県、避難対象市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難の支援

避難対象市は、避難行動要支援者の避難支援計画（全体計画及び個別計画）等に基づき、地元自治会・自主防災組織等の支援を受け、在宅の要配慮者の避難を行う。

県は、避難対象市と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないことに十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

その際、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第3章 災害応急対策

(3) 病院等医療機関

病院等医療機関における入院患者については、各施設が策定する避難計画に基づき医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。

各施設は、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

また、県は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整する。

県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請する。

さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(4) 社会福祉施設の入所者

社会福祉施設の入所者については、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、入所者又は利用者を避難させる。

入所者の移送は、避難元施設の車両を使用することを原則とし、不足する場合は県災害対策本部が手配する車両及び避難先施設からの応援車両を使用するものとする。

上記の避難車両の調整にあたっては、長崎県老人福祉施設連絡協議会、一般社団法人老人保健福祉施設協会及び一般社団法人長崎県認知症グループホーム連絡協議会と県との協定に基づき、迅速な避難受け入れ先及び避難車両を確保する。

入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行う。

(5) 無理に避難すると健康リスクが高まる方への配慮

避難することによりリスクが高まると考えられる避難行動要支援者は、あらかじめ定められた屋内退避施設へ移動することも考慮する。

6. 飲食物、生活必需品等の供給

県は、避難対象市から、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

7. 広域一時滞在

(1) 県及び避難対象市の調整

避難対象市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合で、避難計画にない、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町に直接又は県を通じて協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、他の都道府県との協議を求める。

(2) 県及び他の都道府県との調整

県は、避難対象市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

なお、県内市町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町からの要請を待ついとまがないときは、要請を待たないで、広域一時滞在のための要請を当該市町に代わって行う。

(3) 県と国との調整

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について調整する。

(4) 国による県の業務の代行

国は、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合において、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、当該市町村に代わって行うこととなる当該市町村を包括する都道府県に代わって、広域一時滞在のための協議を行う。

(5) 原子力災害対策本部等

原子力災害対策本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成する。

また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するとともに、要請した被災都道府県にも計画の内容を示す。

県は必要に応じ、原子力災害対策本部等に、広域的避難収容実施計画の作成を要請する。

8. 行政機能の移転

避難対象市は、その庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとし、その旨を避難対象区域外の住民にも周知する。

なお、機能の移転にあたっては、住民避難を優先したうえで実施する。

避難対象市は、庁舎機能の移転にあたり、防災対策に必要な資機材が当該庁舎に置かれている場合には、防災関係機関へ協力を要請し、当該資機材を当該指示等を受けていない地域内の適切な施設へ搬送する。ただし、放射性物質放出後は、搬送を中止する。

また、避難対象市は、区域内の一部が当該指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域の適切な施設において必要な業務を継続するものとする。

県は、市域の一部が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行う。

9. 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市町に対し速やかにその旨を連絡する。

第6節 治安の確保及び火災の予防

(県警察、海上保安部、消防機関)

県警察は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について、万全を期す。

特に、避難指示等を行った地域について及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安の確保に努める。

消防機関は、関係機関と協力のうえ、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。

海上保安部は、緊急事態応急対策実施区域内の海域及び周辺海域における治安の確保について、万全を期す。

第7節 避難退域時検査の実施

1. 避難退域時検査等の指示

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、避難指示等を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が UPZ 区域外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び検査結果に応じた簡易除染等を行う。

県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置（受入市町の公的施設に設置）し、避難退域時検査及び必要に応じ簡易除染を行い、避難対象市及びその他市町は、救護所の運営に協力する。

2. 検査等の実施

(1) 車両の検査

県及び避難対象市等は、車両の検査場所において、国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルに基づく検査を行い、OIL4 を超える車両に対する簡易除染等の処置を行う。

(2) 避難者の検査

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置（受入市町の公的施設に設置）し、OIL4 を超える避難者の把握を行う。

また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行う。

さらに、避難者に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、健康相談に対応する。

なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応する。

- ① 医療救護班等は、必要に応じて医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

- ② 健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

【避難等に関する OIL】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) (※3) β 線：13,000cpm 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) (※4)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(※5)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転をさせるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物(※5)の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。(出典：原子力災害対策指針 表3)

3. 汚染検査等の実施

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置（受入市町の公的施設に設置）し、除染を講ずるための基準（緊急防護措置 OIL4）を超える避難住民等の把握を行う。

また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行う。

さらに、避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応する。

なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応する。

- (1) 医療救護班等は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。
- (2) 健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

第8節 飲料水、飲食物の摂取制限等

(防災企画課、関係各課)

国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限・出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。

県は、国の指示に基づき、当該対象の市町、事業者及び住民に対して、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を指示する。

国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果により、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置することとされている。

県は、原子力災害対策指針の飲食物摂取制限に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、避難対象市及びその他市町に、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限並びにこれらの解除を実施する。

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示・要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう避難対象市及びその他市町に指示する。

避難対象市及びその他市町は、国の指示・要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

避難対象市及びその他市町は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

【飲食物摂取制限に関する OIL】 (※1)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 (※2)	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (※3) (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (※4)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
基準の種類	基準の概要	初期設定値 (※2)	防護措置の概要
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/Kg	2,000Bq/Kg ※6
放射性セシウム	200Bq/Kg	500Bq/Kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/Kg	10Bq/Kg
ウラン	20Bq/Kg	100Bq/Kg

※1 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。

※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

2. 農林畜水産物の採取及び出荷・移動制限等

県は、原子力規制委員会の指導・助言を踏まえ、避難対象市及びその他市町に対し、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛、飼料の使用・流通自粛等必要な措置をとるよう、避難対象市等へ指示するとともに、必要に応じて、出荷機関及び市場等において産地名等の調査を実施する。

避難対象市等は、県の指示に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛及び飼料の使用・流通自粛等必要な措置を講じる。

県及び避難対象市等は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

県は、関係機関の協力を得て、制限物品が流通した場合に住民等から通報を受ける体制を整備するとともに、必要に応じて、店頭等において制限物品が流通していないか調査を行う。

3. 飲料水、飲食物の供給

避難対象市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

県は、情報収集に努めるとともに、避難対象市から応急給水について支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、近隣市町又は水道事業者等に対し、応援給水の要請を行う。

第9節 緊急輸送活動

(防災企画課、県警察、避難対象市、防災関係機関)

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県、県警察、避難対象市及び防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救助活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ②負傷者、避難者等
- ③食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ④その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

①緊急輸送活動の実施

県、関係機関及び防災関係機関は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

②輸送手段の確保

防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

市は、必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

避難対象市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、斡旋に努める。

○車両

- ・ 県有車両の提供
- ・ 長崎運輸支局に対して、車両の確保についての協力要請
- ・ (一社)長崎県バス協会、タクシー業者、(公社)長崎県トラック協会に対して、民間車両の調達又は斡旋の要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

○鉄道

- ・ 九州運輸局に対して、車両の確保についての協力要請
- ・ 鉄道会社に対して、車両の確保、輸送の協力要請

○船舶

- ・ 第七管区海上保安本部に対して、協力を要請
- ・ 長崎運輸支局に対して、船舶の確保についての協力要請
- ・ 漁業協同組合に対して、協力を要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

○航空機 (ヘリコプター)

- ・ 県防災ヘリコプター
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

[資料： 車両及び船舶の状況]

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うとともに、交通規制の実施にあたっては、PAZ など緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。

また、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に配慮するよう努める。

(2) 交通の確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び需要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

第3章 災害応急対策

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 関係機関等との連絡

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連絡を保つ。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第10節 救助・救急活動

(防災企画課、医療政策課、県警察、海上保安部、防災関係機関)

1. 救助・救急活動

(1) 初動活動等必要な措置

県警察、海上保安部及び消防機関は、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は迅速に医療機関に搬送する。

(2) 応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部（局）に対し、応援を要請する。

(3) 緊急消防援助隊等の応援要請

県は、市町から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援隊、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③市町への進入経路及び集結（待機）場所

第11節 医療活動等

(防災企画課、医療政策課)

1. 緊急医療本部等の役割

(1) 緊急医療本部の設置・運営

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、県北振興局の現地災害対策本部に緊急医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、発電所職員及び住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、避難退域時検査及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、原子力災害医療マニュアルに定める。

避難対象市は、緊急医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう協力する。

また、県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の原子力災害医療拠点病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などを要請する。

(2) 緊急医療本部の組織・業務

緊急医療本部に、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する、医療救護班、健康管理班を置き、必要な地区又は施設に派遣し、医療措置等を行う。

各班の掌握事務は次のとおり。

○医療救護班

被汚染者その他必要と認められる者の診断治療を行い、所要の措置を行う。診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置を行う。

○健康管理班

汚染検査、除染等を行う。

避難所等における住民等の健康管理を行う。

(3) 医療従事者の派遣要請等

県及び避難対象市は、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関のほか、必要と認められる場合は、県企業団病院をはじめ地域の基幹医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会及び放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

(4) DMAT等との連携

県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関を中心として医療活動を行う。

その際、災害拠点病院や災害派遣医療チーム(DMAT: Disaster Medical Assistance Team)等が行う災害医療活動と緊密に連携する。

(5) 応援チームの派遣

県は、国及び原子力災害拠点病院と協力し、医療機関等の診療状況等の情報を医療情報システム等により迅速に把握し、応援チームの派遣等を行う。

(6) 原子力災害医療派遣チームの派遣要請

県は、必要に応じて、速やかに原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関又は国に対し、原子力災害派遣医療チームの派遣について要請する。

また、原子力災害医療調整官を通じ、国や原子力災害医療・総合支援センター（長崎大学病院）との連携のもと、県内又は近隣県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行い、活動場所（原子力災害医療機関、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図る。

2. 原子力災害医療の実施

(1) 被ばく患者等の受け入れ

原子力災害発生時における被ばく患者等受入れについては、初期診療及び救急診療を行うことができる原子力災害医療協力機関と、重篤な被ばく患者、傷病者等に対する原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センターにおいて実施する。

- ① 初期診療及び救急診療を行うことができる原子力災害医療協力機関では、救護所等から搬送される被ばく患者や受診を希望する住民の初期診療を行い、必要に応じて、拭き取り等の簡単な除染を行う。

県は、原子力災害拠点病院への搬送が必要な患者を早急に搬送するよう手配を行う。

- ② 原子力災害拠点病院では、汚染の有無にかかわらず、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を行うほか、初期被ばく医療機関では対応できない被ばく傷病者等に対して、線量測定、除染処置を行うとともに、被ばくに対して必要な集中治療等の診療を行う。また、対応困難な患者については、高度被ばく医療支援センターへの搬送について判断する。

- ③ 高度被ばく医療支援センターでは、除染が困難で二次汚染等をおこす可能性が大きい外部被ばく患者の診療、長期的かつ専門的治療を要する内部被ばく患者の診療を行う。

なお、被ばく医療患者等を受入れた医療機関は、相当程度の汚染・被ばく患者や被ばく傷病者に対する追跡調査等を国立研究開発法人放射線医学総合研究所等が行う場合、これに協力する。

※原子力災害医療協力機関：JCHO 松浦中央病院（避難対象地域に該当する場合を除く）、佐世保市総合医療センター、長崎労災病院（佐世保市）、長崎川棚医療センター（川棚町）、平戸市民病院（平戸市）、長崎県壱岐病院（壱岐市）、日本赤十字社長崎原爆病院（長崎市）、長崎県医師会（長崎市）、長崎県薬剤師会（長崎市）、長崎県放射線技師会（長崎市）

※原子力災害対策指針の改正（平成27年8月26日）に基づき、初期被ばく医療機関を改め「原子力災害医療協力機関」として公募し、順次登録を行うこととしている。

(2) 被ばく患者等の搬送体制

国（消防庁）は、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）の高度被ばく医療支援センターへの搬送について、県の災害対策本部、現地対策本部等から要請があった場合は、搬送手段の優先的確保を行う。

自衛隊は原子力災害対策本部長、知事等法令で定める者の派遣要請に基づき、又は必要に応じ、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について輸送支援を行う。

(3) 高度被ばく医療センター等が派遣する医療従事者の役割

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが派遣する原子力災害医療派遣チーム又は専門派遣チームの医療従事者等は、県災害対策本部の指示のもと、汚染・被ばく患者や被ばく傷病者等に対する診療について、原子力災害拠点病院や原子力災害協力機関（初期被ばく医療機関を含む）の関係者を指導するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。

第12節 安定ヨウ素剤の服用指示

(防災企画課、医療政策課、薬務行政室、避難対象市)

1. 事前配布地域での対応

(1) 服用指示

県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示又は原子力災害医療調整官の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合、事前配布を行った地域の住民に対しては、避難対象区域を含む市と連携し、服用に当たっての注意喚起を行ったうえで、住民の安全のため、安定ヨウ素剤を服用すべき時機及び服用の方法を指示する。その際、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

(2) 安定ヨウ素剤の紛失等の対応

避難対象市は、事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中等で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にない等、身近に安定ヨウ素剤がない住民に対し、あらかじめ定める方法により、避難中又は避難後に、安定ヨウ素剤を配布するものとする。なお、県は、避難対象市が実施する安定ヨウ素剤の配布に協力するものとする。

2. UPZ 内での対応

(1) 緊急時に配布する安定ヨウ素剤の配布・服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

県は、避難対象区域を含む市町と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または原子力災害医療調整官の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

(2) 配布

服用の指示がなされた区域を含む市町は、あらかじめ定める緊急配布方法により、住民等に対して、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するとともに、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。また、県は、市が実施する緊急配布について協力する。

第13節 住民等への的確な情報伝達活動

(防災企画課、地域環境課、国、避難対象市、受入市町、九州電力)

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

① 県

県は、放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する危険回避のための情報を含め、的確な情報提供が迅速に行われるよう国及び避難対象市との連携のもと広報を実施する。

この場合、報道機関への報道要請を行いテレビ、ラジオ、新聞等を活用するとともに、ホームページ（インターネット）等の多様な手段により住民等への情報伝達を図る。

また、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等の情報を提供する。

② 避難対象市

避難対象市は、住民等へ危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車及びホームページ（インターネット）等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

また、避難対象市は、自治会・消防団・農協及び漁協等の関係団体、病院、福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡する。

③ 受入市町

受入市町は、避難所の設置等の情報について、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車及びホームページ（インターネット）等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

また、受入市町及びその他市町は、住民に対し、事故の状況、防護対策の実施状況等の情報提供を行う。

④ 海上保安部

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。

(2) 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、次のことに配慮する。

- ・情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。
- ・利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

- ・各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 広報する情報の内容

①特定事象発生時

- ・事故の状況
- ・落ち着いて行動するよう呼びかけ

②緊急事態宣言発出まで・緊急事態宣言発出時

- ・①の情報
- ・モニタリング情報

③緊急事態宣言発出後

- ・①及び②の情報
- ・被害状況・避難等の状況・医療情報

(4) 要配慮者への配慮等

県及び避難対象市は、避難対象住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等対象地域等の住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者に配慮した伝達を行う。

(5) 広報内容の確認

県、避難対象市及び原子力事業者は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力現地災害対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 多様な情報伝達手段の活用

県及び避難対象市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(7) 避難所等での情報提供

県及び避難対象市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、県は、避難状況の確実な把握に向けて、市町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知に努める。

2. 住民等からの問い合わせに対する対応

県及び避難対象市は、国及び関係機関と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

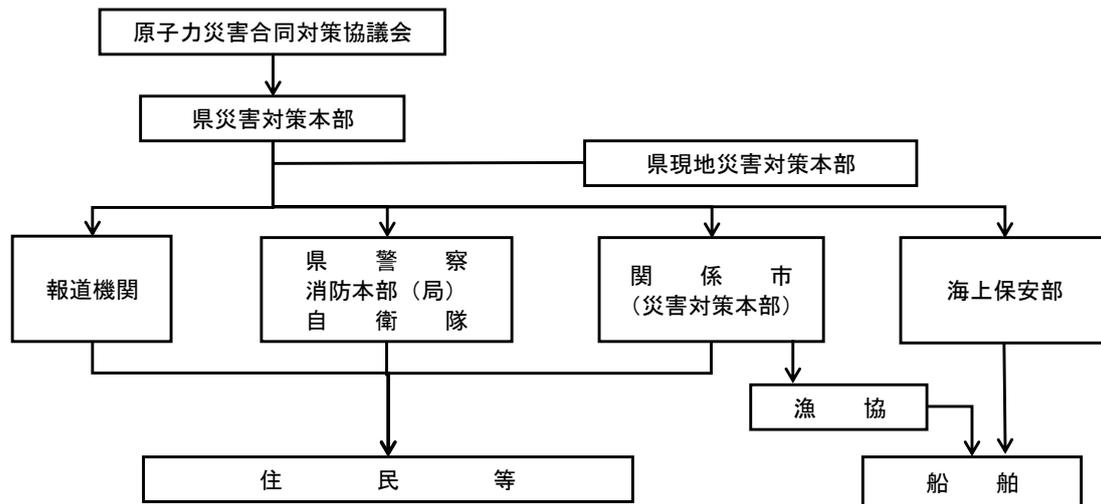
また、県及び避難対象市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災

第3章 災害応急対策

者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

その際、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

【住民等に対する指示伝達系統図】



第14節 文教対策計画

(防災企画課、教育庁、関係各課、避難対象市、受入市町)

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1. 児童生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、児童生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

2. 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県、避難対象市及び受入市町に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、避難対象市及び受入市町に対し連絡する。連絡を受けた避難対象市及び受入市町は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

他の国立、私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、避難対象市、受入市町及びその他必要な機関に対し、連絡する。

(2) 応急復旧

県、避難対象市及び受入市町は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

国立、私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3. 応急教育の実施

学校等並びに県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

- 第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校
- 第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
- 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設
- 第4順位 応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

- ア 児童生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- イ 教職員を動員し、授業再開に努める。
- ウ 応急教育の開始時期及び方法を、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。
- エ 児童生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- オ 児童生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

県、市町及び国立、私立の学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達、給与

- ア 教科書
 - 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。また、このことを文部科学省に対し、報告する。
 - 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害等により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児

第3章 災害応急対策

童及び中学部生徒を含む) に対して行うものであり、児童生徒の学習に支障を生じないように迅速に行う。

イ 教科書以外の学用品等

災害救助法が適用された地域で、住家の被害等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して、必要な学用品を支給する。

《支給の対象となる学用品》

○ 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届出又は承認を受けているもの。
ただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

○ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

○ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県又は市町、国立、私立の学校等の設置者等と連携し、必要な措置を講じる。

設置者は、学校給食施設を避難者炊き出し用に利用したい旨の要請があった場合、調整を円滑に行い、施設の提供に努める。

(6) 保健衛生の確保と児童生徒の健康管理

学校等は、県、市町と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の管理、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災児童・生徒等に対し、健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

4. 被災生徒等への支援

(1) 授業料免除

県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除する。

(2) 長崎県育英会奨学金

県は原子力災害により学費の支弁が困難である生徒に対し、(公財)長崎県育英会の奨学金制度を周知するとともに、県育英会に対し、奨学金貸与について要請を行う。

5. 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所の開設や運営に協力する。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市町とともに、市町教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

(国〔原子力規制委員会、国土交通省、内閣府、海上保安部〕、
県警察、防災企画課、市町、消防機関、原子力事業者)

1. 原子力事業者等

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに、国（原子力規制委員会、国土交通省、内閣府）、県、事故発生場所を所管する市町、県警察、消防機関、海上保安部など関係機関に文書で送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の拡大の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

2. 県及び市町

県及び事故発生場所を所管する市町は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じる。

3. 県警察

事故を察知した最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

4. 消防機関

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

(防災企画課)

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

(防災企画課、避難対象市)

県、国、避難対象市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

(防災企画課、避難対象市)

避難指示等を行った市町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

県は、避難対象市が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受ける。

第4節 現地事故対策連絡会議への職員派遣

(防災企画課)

原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止により、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、避難対象市、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事故対策連絡会議がオフサイトセンターで開催される場合、県は職員を派遣する。

また、当該連絡会議に派遣された職員は、関連情報の集約、整理及び国が行う事務に協力する。

第5節 放射性物質による汚染の除去等

(防災企画課、関係各課、避難対象市、九州電力)

県は、国、避難対象市、原子力事業者及びその他の防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、避難対象市及びその各市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県、避難対象市及びその各市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

県、避難対象市及びその他防災関係機関は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町村における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン（第2版）（平成25年5月 環境省）」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

第6節 各種制限措置の解除

(防災企画課)

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行う。

第7節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

(防災企画課、地域環境課)

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、関係省庁及び原子力事業者と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。

その後平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第8節 災害地域住民に係る記録等の作成

(防災企画課、関係各課、避難対象市)

1. 災害地域住民の記録

県は、避難対象市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

避難対象市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について記録を行う。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

避難対象市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

第4章 災害復旧対策

3. 災害対策措置状況の記録

県及び避難対象市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

4. 相談窓口の設置

原子力事業者は、速やかに被災者への対応のため、相談窓口を設置するなど必要な体制を整備する。

第9節 被災者等の生活再建の支援等

(防災企画課、関係各課、避難対象市)

(1) 生活再建の支援

県は国及び避難対象市と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 助成措置についての情報提供等

県は国及び市町村と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 災害復興基金の設立等

県は市町村と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第10節 風評被害等の影響の軽減

(防災企画課、関係各課、避難対象市)

県は、国及び避難対象市と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第11節 被災中小企業等に対する支援

(経営支援課)

県は、国と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、緊急資金繰り支援資金等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。

県は、国、避難対象市と連携して、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第12節 心身の健康相談体制の整備

(医療政策課)

県、国及び避難対象市は、国からの放射性物資による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、対象地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第13節 物価の監視

(食品安全・消費生活課)

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第14節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

(防災企画課、資源循環推進課、避難対象市、その他市町、九州電力)

県、避難対象市及びその他市町は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。

放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

県、避難対象市及びその他市町は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

第5章 複合災害対策

(防災企画課、避難対象市、県警察、消防)

第1節 計画の目的

本章は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本章においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第2節 活動体制

1. 組織体制等の整備

県及び避難対象市は、地域防災計画やその他マニュアル等において、予め複合災害時における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めることとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することに配慮する。

さらに、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、市町村及び原子力事業者と相互の連携を図る。

2. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、地震や津波と原子力災害の複合災害における情報伝達体制を整備する。

第3節 住民への情報提供、相談体制

県、避難対象市及び受入市町は、自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

第4節 避難等

県、避難対象市及び受入市町は、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、予め定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。

また、県は、これらの状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた搬送手段の調整を速やかに行う。

その際、関係市は、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定される場合は、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を行うものとする。

複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

なお、広域避難が必要となる大規模な原子力災害を含む複合災害時における避難施設については、県避難経路の状況や避難施設の安全又は原子力災害以外の災害に係る避難所としての使用状況に基づき、関係市に対し、代替となる避難経路や避難施設について示すものとする。

第5節 防災設備・機材の損壊等の対応

県、避難対象市及び受入市町は、緊急時モニタリング、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害より、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合、県内市町をはじめとした相互及び関係団体等との協力により、体制確保を図る。

長崎県環境放射線モニタリング方針

万一、原子力施設において事故が発生した場合の緊急時において、長崎県は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法及び「長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、所要の防災対策を講じることとしている。

環境放射線モニタリングの基本的な事項に関しては、原子力規制委員会が定めた「原子力災害対策指針」及び当該指針に係る補足参考資料（「平常時モニタリングについて」及び「緊急時モニタリングについて」）に基づき実施することとする。

第1章 平常時モニタリング

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリング（平常時モニタリング）を実施する。

平常時モニタリングとは、原子力施設の平常時の周辺環境における空間放射線量率及び放射性物質の濃度を把握しておくことにより、緊急時モニタリングに備えておくとともに、原子力施設の異常を早期に検出し、その周辺住民及び周辺環境への影響を評価することをいう。平常時モニタリングは、次に掲げる目的の下に実施することとする。

1. 周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価

原子力施設の周辺住民等の健康と安全を守るため、平常時から、環境における原子力施設起因の放射性物質又は放射線による周辺住民等の被ばく線量を推定し、評価する。

2. 環境における放射性物質の蓄積状況の把握

原子力施設からの影響の評価に資するため、平常時から、原子力施設の運転により原子力施設から放出された放射性物質の環境における蓄積状況を把握する。

3. 緊急事態が発生した場合への平常時からの備え

緊急事態が発生した場合に、緊急事態におけるモニタリングへの移行に迅速に対応できるよう、平常時から緊急事態を見据えた環境放射線モニタリングの実施体制を備えておく。

以上の目的に応じた本県における平常時モニタリングの実施内容を、次のとおりとする。
なお、詳細な調査内容については、別途「長崎県環境放射線平常時モニタリング調査計画」（年度ごとに作成）にて示す。

1. 周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価

(1) 実施範囲

玄海原子力発電所から半径10km圏内の地域（松浦市鷹島町）

(2) 実施項目

(ア) 空間放射線量率の測定

モニタリングステーションによりγ線放出核種を対象とした連続測定を行い、空間放射線量率の1時間平均値を把握する。

(イ) 大気中の放射性物質の濃度の測定

ダストモニタ又はダストサンプラにより大気浮遊じん等の採取を連続で行い、γ線放出核種を対象として、ゲルマニウム半導体検出器により1か月に1回程度の頻度で測定を行う。また、ヨウ素サンプラにより大気浮遊じん等の採取を連続で行い、玄海原子力発電所からの予期しない放射性物質又は放射線の放出があった場合に試料を回収し、ゲルマニウム半導体検出器により放射性ヨウ素の測定を行う。

(ウ) 環境試料中の放射性物質の濃度の測定

環境試料中の放射性物質の濃度を把握し、施設寄与による被ばく線量の推定及び評価に資するため、環境試料中の放射性物質の濃度の測定を行う。具体的には、被ばく経路に沿って人の被ばくに直接関係のある環境試料（葉菜、魚、無脊椎動物、海藻類、農産物）の採取を行い、γ線放出核種を対象としてゲルマニウム半導体検出器により、Sr-90を対象として放射化学分析等により測定を行う。

(ア)～(ウ)により得られた結果は、測定値の平常の変動幅等と比較分析を行い、測定値が平常の変動幅等の上限値を超過した場合は、まず、その原因の調査を行い、施設寄与があったと判断した場合（施設寄与があった可能性を否定できないと判断した場合を含む）においては、周辺住民等の施設寄与分の被ばく線量を推定し、評価を行う。

2. 環境における放射性物質の蓄積状況の把握

(1) 実施範囲

玄海原子力発電所から半径10km圏内の地域（松浦市鷹島町）

(2) 実施項目

(ア) 環境試料中の放射性物質の濃度を把握し、玄海原子力発電所から放出された放射性物質の蓄積状況の把握に資するため、環境試料中の放射性物質の濃度の測定を行う。具体的には、蓄積状況の把握に役立つ環境試料（土壌、海底土）の採取を行い、γ線放出核種を対象として、ゲルマニウム半導体検出器により測定を行う。

3. 緊急事態が発生した場合への平常時からの備え

(1) 実施範囲

玄海原子力発電所から半径30km圏内の地域（松浦市、平戸市、佐世保市、壱岐市）

(2) 実施項目

(ア) 空間放射線量率の測定

玄海原子力発電所周辺の空間放射線量率を把握し、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに資するため、空間放射線量率の測定を行う。具体的には、 γ 線放出核種を対象として、モニタリングポスト等により連続測定を行い、平常時における空間放射線量率の変動を把握することとする。

また、測定結果の解釈及び評価に当たり重要な気象に関する情報を収集するため、モニタリングポスト等に連続気象観測装置を併設する。

(イ) 環境試料中の放射性物質の濃度の測定

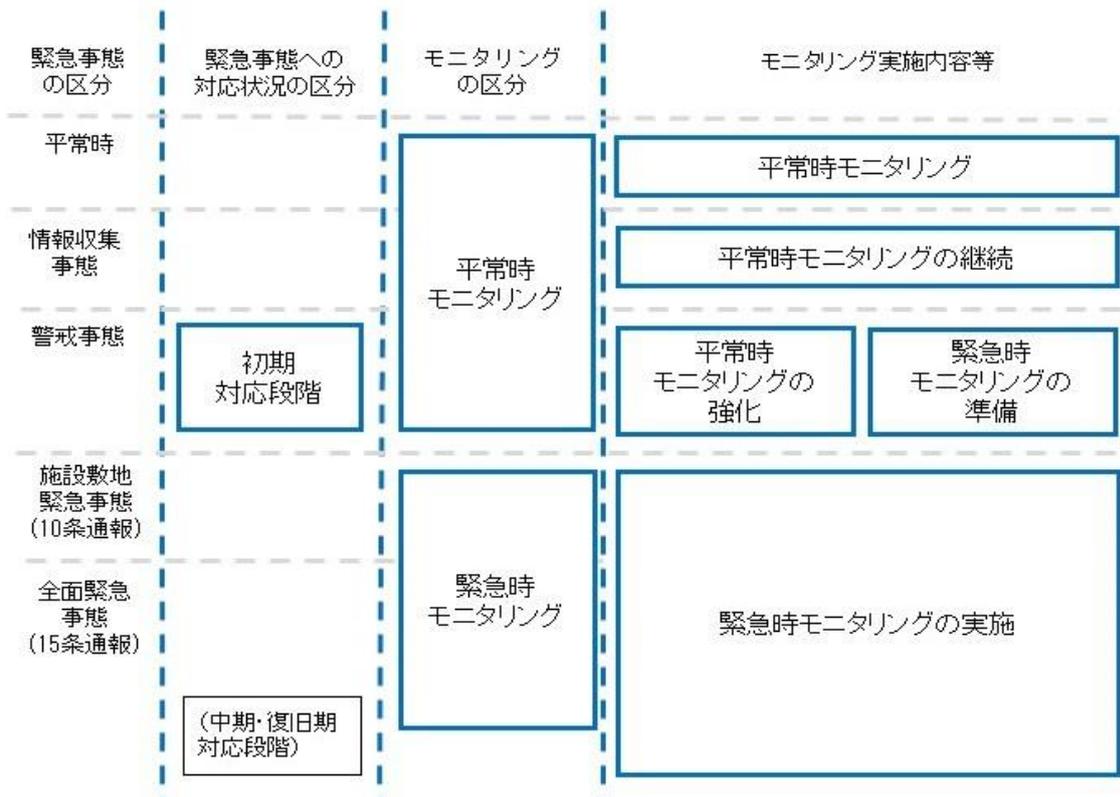
環境試料中の放射性物質の濃度を把握し、緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに資するため、環境試料中の放射線物質の濃度の測定を行う。具体的には、環境試料（土壌、陸水、海水、指標生物）の採取を行い、 γ 線放出核種、H-3、Sr-90、Pu-238及びPu-239+240を対象として、ゲルマニウム半導体検出器、放射化学分析等により測定を行い、環境試料中の放射性物質の濃度の水準を把握する。

平常時モニタリングの結果については、その目的を踏まえ、周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価の結果並びに環境における放射性物質の蓄積状況を示すとともに、平常時モニタリング結果の評価に必要な玄海原子力発電所の稼動状況等に関する情報及びその適切な解説を付したうえで公表することとする。

第2章 緊急時モニタリング

原子力災害対策指針等においては、平常時及び緊急時におけるモニタリングを以下のとおり区分している。「情報収集事態」発生以降、長崎県が実施すべき環境放射線モニタリングに関する事項については、別途「長崎県緊急時モニタリング計画」に定める。

原子力緊急時モニタリングの流れ



長崎県緊急時モニタリング計画 (第2版)

平成28年4月1日 改定

長 崎 県

【改定履歴】

版	改定日	改定内容
第1版	平成27年 1月 7日	初版発行
第2版	平成28年 4月 1日	課名修正（環境政策課→地域環境課）、改定履歴追加

目 次

第1 目 的	- 97 -
(1) 計画の目的	- 97 -
(2) 緊急時モニタリングの目的	- 97 -
第2 基本的事項	- 97 -
(1) 基本方針	- 97 -
(2) 本計画の適用範囲	- 97 -
(3) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係	- 98 -
(4) 「長崎県緊急時モニタリング実施要領」の作成	- 98 -
第3 緊急時モニタリング体制	- 98 -
(1) 緊急時モニタリング体制	- 98 -
(2) 「長崎県緊急時モニタリング本部」の設置	- 98 -
(3) 「緊急時モニタリングセンター」(EMC)の設置	- 98 -
第4 緊急時モニタリング体制の整備	- 99 -
(1) モニタリング要員の動員体制の整備	- 99 -
(2) モニタリング資機材の整備・維持管理及び関連情報・資料の準備	- 99 -
(3) 緊急時モニタリングに必要な具体的事項の整備	- 100 -
(4) 平常時における環境放射線モニタリングの実施	- 100 -
(5) 関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備	- 100 -
第5 緊急時モニタリングの実施及び参集の連絡	- 100 -
(1) 「長崎県緊急時モニタリング本部」のモニタリング実施機関への連絡	- 100 -
(2) 「緊急時モニタリングセンター」の構成機関への連絡	- 100 -
第6 緊急時モニタリングに対する協力要請等	- 101 -
(1) 県内関係市に対する協力要請	- 101 -
(2) 防衛省及び関係省庁に対する協力要請	- 101 -
(3) 関係県以外の都道府県、その他の原子力事業者への協力要請	- 101 -
第7 緊急時モニタリングの実施	- 101 -
(1) 緊急時モニタリングの実施フロー	- 101 -
(2) 初動対応	- 101 -
(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング	- 102 -
(4) 全面緊急事態における初期モニタリング	- 103 -
(5) 中期モニタリング	- 103 -
(6) 復旧期モニタリング	- 104 -
第8 緊急時モニタリング結果	- 104 -
(1) 緊急時モニタリング結果の取扱い	- 104 -
(2) EMCの設置前におけるモニタリング結果の公表	- 104 -
(3) EMCの設置後におけるモニタリング結果の公表	- 104 -
第9 「緊急時モニタリングセンター」の運営等	- 105 -

(1) 「緊急時モニタリングセンター」の指揮系統	- 105 -
(2) 「緊急時モニタリングセンター」における意思決定	- 105 -
(3) 「緊急時モニタリング実施計画」の改訂	- 105 -
(4) 長期化への対応	- 105 -
第10 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等	- 105 -
(1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の安全確保	- 105 -
(2) 被ばく管理の方法	- 105 -
(3) 被ばく管理基準	- 106 -
(4) モニタリング要員の防護措置	- 106 -
第11 その他	- 106 -
別表1 緊急時モニタリング体制	- 107 -
別表2 長崎県緊急時モニタリング本部及び緊急時モニタリングセンター（EMC）の組織	- 108 -
別図1 緊急時モニタリングセンター（EMC）の指揮系統	- 110 -
別図2 緊急時モニタリングの実施フロー	- 111 -

第 1 目 的

(1) 計画の目的

本計画は、長崎県（以下、「県」という。）が、防災基本計画（原子力災害対策編）、原子力災害対策指針、原子力災害対策指針補足参考資料及び長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力施設の原子力災害時における緊急時モニタリング体制の整備及び緊急時モニタリングの実施に関して定めたものであり、原子力規制委員会の統括の下、関係機関と連携し、迅速かつ効率的に緊急時モニタリングを実施することを目的とする。

なお、従前の「長崎県環境放射線モニタリング計画」の内容は、本計画に記載することとし、本計画の作成をもって廃止する。

(2) 緊急時モニタリングの目的

原子力災害時において、原子力施設からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境の状況（環境中の放射線量や環境試料中の放射性物質濃度）を把握し、避難や屋内待避、飲料水や飲食物の摂取制限等、運用上の介入レベル（Operational Intervention Level、以下「OIL」という。）に基づく防護措置の実施の判断材料及び周辺住民等と環境への放射線影響の評価材料を提供することを目的とする。

第 2 基本的事項

(1) 基本方針

原子力災害対策指針で定める「警戒事態」発生後、県は長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき「長崎県緊急時モニタリング本部」（環境保全班）を設置し、「施設敷地緊急事態」発生までの間、県は原子力事業者（九州電力(株)）と連携して緊急時モニタリングを実施する。

「施設敷地緊急事態」発生後、国は緊急時モニタリングセンター（Emergency Monitoring Center、以下、「EMC」という。）を設置し、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、長崎県、関係県（佐賀県及び福岡県）、関係市町、関係県以外の都道府県、原子力事業者、関係指定公共機関（（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構）等が原子力規制委員会の統括の下で連携して緊急時モニタリングを実施する。

県は、EMC に参画するとともに、EMC の指揮下で長崎県緊急時モニタリング本部を県のモニタリング拠点として維持し、緊急時モニタリングを実施する。

(2) 本計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone、以下、「UPZ」という。）を中心とした長崎県内の環境放射線モニタリングについてであり、次のとおりとする。

- ① 県の緊急時モニタリング体制の整備

- ② 長崎県緊急時モニタリング本部及びEMCの組織、運営
- ③ 警戒事態において長崎県緊急時モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング
- ④ EMCの指揮下で長崎県緊急時モニタリング本部が実施する緊急時モニタリング

(3) 本計画と「緊急時モニタリング実施計画」との関係

本計画は、原子力災害が発生した場合に、県内で実施する緊急時モニタリングの内容や、事前に準備しておくべき基本的事項等を定めたものである。

事故の状況に応じたモニタリング実施項目や対象区域等は、原子力災害対策指針及びその関係資料、本計画及び佐賀県、福岡県の緊急時モニタリング計画等を踏まえて、原子力規制委員会が策定する緊急時モニタリング実施計画に定められる。

(4) 「長崎県緊急時モニタリング実施要領」の作成

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ効果的に実施するため、本計画を踏まえ、あらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した長崎県緊急時モニタリング実施要領を作成する。

第3 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリング体制は、原子力災害対策指針に基づく緊急事態区分に基づき、別表1のとおりとする。

(2) 「長崎県緊急時モニタリング本部」の設置

- ① 警戒事態発生後、地域環境課長（環境保全班長）は、モニタリング体制配備を決定し「長崎県緊急時モニタリング本部」を設置する。
- ② 警戒事態における「長崎県緊急時モニタリング本部」は県民生活環境部を中心に構成し、県地域環境課長（環境保全班長）が本部長を務める。
- ③ 「長崎県緊急時モニタリング本部」の組織は別表2のとおりとし、環境保全班の下に「情報収集・評価チーム」及び「試料採取・測定チーム」を組織する。

(3) 「緊急時モニタリングセンター」(EMC)の設置

- ① 警戒事態発生後、原子力規制委員会原子力事故警戒本部（以下、「国の事故警戒本部」という。）は、佐賀県唐津市の佐賀県オフサイトセンター（以下、「OFC」という。）内にEMCの設置準備を開始するので、長崎県はEMCでの環境放射能モニタリング活動に備え準備を行う。
- ② 施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会原子力事故対策本部（以下、「国の事故

対策本部」という。)は、OFCにEMCを設置するので、長崎県災害対策本部(環境保全班)は、「長崎県緊急時モニタリング実施要領」で定めた要員をEMCに派遣し、長崎県災害対策本部(環境保全班)の「情報収集・評価チーム」の一部はEMCの組織に移行する。

なお、EMCに派遣された要員に対する指揮系統については、別図1のとおり定める。

- ③ EMCは、次の機関で構成する。
 - (ア) 国(原子力規制庁等)
 - (イ) 佐賀県
 - (ウ) 長崎県
 - (エ) 福岡県
 - (オ) 関係市町(松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市)
 - (カ) 原子力事業者(九州電力(株))
 - (キ) 関係指定公共機関((独)原子力安全基盤機構、(独)放射線医学総合研究所及び(独)日本原子力研究開発機構)
- ④ 原子力規制庁の担当者がEMCセンター長を務める。ただし、原子力規制庁の担当者が不在の時は、上席放射線防災専門官、佐賀県環境センター所長が代行する。
- ⑤ 長崎県災害対策本部(環境保全班)及び長崎県現地災害対策本部の「情報収集・評価チーム」及び「試料採取・測定チーム」は、EMCが策定する緊急時モニタリング実施計画と指揮により、緊急時モニタリングを開始する。なお、分析拠点は、長崎県環境保健研究センターに置く。

第4 緊急時モニタリング体制の整備

(1) モニタリング要員の動員体制の整備

- ① 長崎県災害対策本部(環境保全班)のモニタリング要員は、県(県民生活環境部、環境保健研究センター、県北保健所、壱岐保健所)で構成することとし、「長崎県緊急時モニタリング実施要領」において定める。
- ② 県は、毎年度、長崎県災害対策本部(環境保全班)の要員確認を行い、EMCへの派遣要員を含めた要員リストを作成する。
- ③ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリング要員の動員計画を予め定め、毎年度これを更新し、最新の状態に保つこととしている。県は、この動員計画の更新に協力するとともに、動員計画を参考に、緊急時モニタリングの広域化・長期化に備えた要員を準備する。

(2) モニタリング資機材の整備・維持管理及び関連情報・資料の準備

- ① 県は、固定型モニタリングポスト、可搬型モニタリングポスト、サーベイメータ、可搬型ダストサンプラ・モニタ及び積算線量計等の環境放射線モニタリング機器、環

境試料分析装置、通信装置並びに防護用資機材（以下、「モニタリング資機材」という。）等の整備及び維持管理を行うとともに、操作の習熟に努める。

- ② 県は、毎年度、保有しているモニタリング資機材のリストを作成し、国等の EMC の関係者と共有する（「長崎県原子力防災資機材管理運営要領」等で例年把握している資機材のリストを参照する）。
- ③ 原子力規制委員会は、緊急時モニタリングの資機材の配備計画を予め定め、毎年度これを更新し、最新の状態に保つこととしている。県は、資機材の配備計画の更新に協力するとともに、資機材の配備計画を参考に、緊急時モニタリングの広域化・長期化に備えたモニタリング資機材を準備する。

（3）緊急時モニタリングに必要な具体的事項の整備

環境中の放射線量測定や環境試料採取地点等の緊急時モニタリングを実施するうえで必要な具体的事項、関連情報・資料については、可能な範囲で「長崎県緊急時モニタリング実施要領」において定め、定期的に見直しを図る。

（4）平常時における環境放射線モニタリングの実施

緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、「長崎県緊急時モニタリング本部」の構成機関は、平常時より環境放射線モニタリングを実施し、その測定結果を基礎資料として整理・保管する。平常時は、UPZ 圏内において四半期毎に測定を行う。

（5）関係機関との協力による緊急時モニタリング体制の整備

- ① 県は、平常時及び緊急時モニタリングの実施に関し、上席放射線防災専門官と定期的に協議を行い、密接な連携を図る。
- ② 県は、原子力規制委員会、原子力規制庁、関係省庁、関係県、県内市町、県外都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等の緊急時モニタリング実施機関と平常時より、定期的な連絡、訓練及び研修等を通じて緊密な連携を図る。
- ③ 県は、緊急時モニタリング実施機関から派遣される要員等の受け入れ体制を整備するとともに、モニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する。

第5 緊急時モニタリングの実施及び参集の連絡

（1）「長崎県緊急時モニタリング本部」のモニタリング実施機関への連絡

警戒事態発生後、県危機管理課長から連絡を受けた環境保全班長（地域環境課長）は、「長崎県緊急時モニタリング本部」のモニタリング実施機関に対して緊急時モニタリングの準備及び出動を指示する。

（2）「緊急時モニタリングセンター」の構成機関への連絡

警戒事態発生後、国の事故警戒本部は、佐賀県モニタリング本部と連携して EMC の立

ち上げ準備を行う。

施設敷地緊急事態発生後、国の事故対策本部は、動員計画に基づき、EMCの構成機関に対して要員の出動及びモニタリング資機材の提供要請の指示を行う。

第6 緊急時モニタリングに対する協力要請等

(1) 県内関係市に対する協力要請

県は、県内関係市に対して、必要に応じて緊急時モニタリングの実施のため、モニタリング要員の派遣等必要な協力を要請する。

(2) 防衛省及び関係省庁に対する協力要請

EMCセンター長は、国の原子力災害対策本部を通じて、防衛省及び関係省庁に対して、必要に応じて海域モニタリング及び空域モニタリング実施のための協力を要請する。

(3) 関係県以外の都道府県、その他の原子力事業者への協力要請

EMCセンター長は、関係県以外の県外都道府県及びその他の原子力事業者に対して、緊急時モニタリング要員等の支援が必要な場合には、国の事故対策本部あるいは国の原子力災害対策本部に要請する。

第7 緊急時モニタリングの実施

(1) 緊急時モニタリングの実施フロー

緊急時モニタリングは、緊急事態区分等に応じ、初動対応、初期モニタリング、中期モニタリング、復旧期モニタリングに区分される。(別図2)

(2) 初動対応

① 情報収集事態(「長崎県環境放射線モニタリング計画」緊急時モニタリングの第一段階の先行モニタリングに相当)

原子力施設が情報収集事態に至った場合には、原子力災害の進展に備えて、可能な範囲で、県は、県内におけるモニタリングステーションやモニタリングポスト等の固定観測局の稼働状況を確認し、震災等の影響により固定観測局に異常がある場合には、修復等の必要な対応をとる。

② 警戒事態

警戒事態が発生した場合には、原子力規制庁との連絡手段の確認等を行い、EMCの設置準備(事前に定められた要員及び資機材の準備等)とともに、事態の進展に伴って起こり得る環境中の空間線量率の状況変化を的確に把握するため、以下に示すとおり県独自の緊急時モニタリングの準備・実施を行う。

(ア) 固定観測局の監視強化

モニタリングステーションやモニタリングポスト等の固定観測局による空間線量率、大気中の放射性物質の濃度及び気象観測の監視を強化する。具体的には、データ収集の頻度を2分程度に1回とする。なお、固定観測局の動作不全時には、原因の把握と修復等の必要な対応をとる。

(イ) 可搬型モニタリングポストによる測定

「長崎県緊急時モニタリング本部」は、次の事項を考慮して測定地点を選定し、指示を受けた「試料採取・測定チーム」は、当該ポストを点検後、予め設置している地点あるいは選定した地点に搬送後、空間線量率の連続測定を行う。

- ・停電等で測定不能の固定観測局のバックアップ
- ・「長崎県緊急時モニタリング実施要領」で定める設置候補地点のうち風下方向の地点

(ウ) 走行サーベイによる測定

「長崎県緊急時モニタリング本部」は、予め走行ルートを選定し、指示を受けた「試料採取・測定チーム」は、サーベイメータ等の搭載機器を点検後、走行サーベイを実施する。なお、事故進展等に応じ、「長崎県緊急時モニタリング本部」は、走行ルートの変更や固定点測定等の必要な指示を行う。

(エ) 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定

鷹島観測局のヨウ素採取装置を平常モードから緊急モードに切り替え（手動）、放射性ヨウ素の連続採取を開始する。

この他、必要な資料（原子力施設周辺の平常時の空間線量率や環境試料中の放射性物質の濃度）を用意する。

(3) 施設敷地緊急事態における初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力施設からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するとともに、OILに基づく防護措置の実施に関する判断材料を提供するためのモニタリングである。

県は、施設敷地緊急事態発生後、原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」（以下、「実施計画」という。）に基づき、EMCの指揮の下、「長崎県緊急時モニタリング本部」を実施拠点として、緊急時モニタリングを実施する。

① 緊急防護措置を準備する区域を中心とした空間線量率の監視強化

固定観測局による監視強化を継続するとともに、固定観測局を補完するため、可搬型モニタリングポストの配置を必要に応じて見直す。

走行サーベイは、「長崎県緊急時モニタリング本部」が指定したルートから、より広域に測定範囲を拡大し、UPZを中心とした区域で空間線量率を効率的に測定する。

② 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定

鷹島観測局のヨウ素採取装置により採取された試料の放射性ヨウ素濃度を測定するとともに、採取装置のない地点については、可搬型ダストサンプラにより環境試料を採取し、固定観測局地点を補完する。

(4) 全面緊急事態における初期モニタリング

施設敷地緊急事態以降、実施計画が作成され、実施計画に基づき、施設敷地緊急事態における初期モニタリングを継続するとともに、以下の優先順位でモニタリング内容を拡大する。

① 大気中の放射性ヨウ素濃度の測定

鷹島観測局のヨウ素採取装置により採取された試料の放射性ヨウ素濃度を測定するとともに、可搬型ダストサンプラを設置した地点についても、環境試料の採取を継続する。

② 放射性物質の放出により影響を受けた環境試料中の放射性物質濃度の測定（核種分析）

環境試料（陸水、土壌、農産物、水産物、海水等）を採取後、ゲルマニウム（Ge）半導体検出器で測定する。必要に応じて、降雨のあった地域の雨水等（湿性沈着）を採取し、測定する。

③ 県及び国等の測定範囲（役割分担）

県は、主に（ア）及び（イ）の測定を実施し、必要に応じて、関係機関は測定範囲について適宜協議し、適切に対応する。

（ア）空間線量率の測定

UPZ 外（避難受入先等）であっても、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ を超えるおそれがある場合は、モニタリング範囲を拡大して、走行サーベイを実施するとともに、必要に応じて可搬型モニタリングポストを設置する。

（イ）放射性物質の濃度測定（核種分析）

UPZ を中心とした区域内で採取した環境試料から、飲食物摂取制限に関する基準以上の放射性物質濃度が検出された場合には、環境試料の採取範囲を UPZ 外に拡大し測定する。

(5) 中期モニタリング

中期モニタリングは、中期対応段階において実施する。その結果を放射線または放射性物質の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評被害対策等に用いる。

中期モニタリングでは、初期モニタリング項目のモニタリングを充実させるとともに、

住民等の被ばく線量を推定する。

① 空間線量率の監視継続

固定観測局、可搬型モニタリングポスト及び走行サーベイによるモニタリングを継続し、空間線量率の変動を正確に把握する。

② 放射性物質の濃度測定継続

平常時モニタリングで対象としている環境試料を継続して測定するとともに、必要に応じて対象とする環境試料を拡大するなど、より詳細な放射性物質の濃度をゲルマニウム半導体検出器で測定する。

③ 放射性ストロンチウム

環境試料中の放射性セシウム濃度を基に最大濃度到達地点を推定し、この地点を中心に環境試料中の放射性ストロンチウムを測定することを検討する。

(6) 復旧期モニタリング

復旧期モニタリングは、避難区域見直し等の判断、被ばく線量を管理し低減するための方策の決定、現在及び将来の被ばく線量の推定等に用いるものであり、空間線量率及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。

復旧期モニタリングは、初期及び中期モニタリングの結果、発災原子力施設の事故形態及び復旧状況等を踏まえ、モニタリング計画を策定する。

第8 緊急時モニタリング結果

(1) 緊急時モニタリング結果の取扱い

EMC は、緊急時モニタリングの測定方法の適切性及び測定器の異常の有無等を踏まえ、緊急時モニタリング結果の妥当性について確認した後、この結果を国の事故対策本部（全面緊急事態以降は、政府の原子力災害対策本部）に報告する。また、県は、関係機関と緊急時モニタリング結果を共有する。

(2) EMC の設置前におけるモニタリング結果の公表

「長崎県緊急時モニタリング本部」は、モニタリング結果を取りまとめ、結果の妥当性確認を行った上で、「長崎県災害警戒本部」をはじめ関係機関に報告するとともに、ホームページ等で速報値として緊急時モニタリング結果を速やかに公表する。

(3) EMC の設置後におけるモニタリング結果の公表

国の事故対策本部（全面緊急事態以降は、政府の原子力災害対策本部）は、EMC から報告を受けた結果を速やかに評価し、ホームページ等で公表する。EMC は、関係者間で公表データについて共有し、県は公表データをホームページ等で速やかに公表する。

第9 「緊急時モニタリングセンター」の運営等

(1) 「緊急時モニタリングセンター」の指揮系統

EMC から「長崎県緊急時モニタリング本部」等のモニタリング実施機関への指揮系統は、別図1のとおりとする。

(2) 「緊急時モニタリングセンター」における意思決定

次の事項については、センター長及びセンター長代理が協議して、EMC 内での意思決定を行う。

- ① 緊急時モニタリング結果に対する技術的考察
- ② 緊急時モニタリング実施計画の改定
- ③ その他緊急時モニタリングに関する重要事項

(3) 「緊急時モニタリング実施計画」の改訂

「実施計画」は、特定事象発生後に国の原子力災害対策本部によって策定され、全面緊急事態発生後に改訂される。

EMC は、事故進展やモニタリング結果等を踏まえ、関係県の「緊急時モニタリング計画」の適宜改訂案を作成し、国（事故対策本部及び原子力災害対策本部）に報告する。

(4) 長期化への対応

原子力災害における緊急時モニタリングは長期化が予想されるため、EMC に参集する県の交代要員を確保する。また、EMC の要員を受け入れるための宿泊施設や食事を確保する。

第10 緊急時モニタリングセンター構成要員の被ばく管理等

(1) 緊急時モニタリングセンター構成要員の安全確保

EMC センター長は、EMC 構成要員に対して、当該 EMC 構成要員が所属する機関の安全確保に関する規定を遵守できるよう、当該機関と調整して緊急時モニタリングを実施させる。

県は、関係する規定に基づき EMC 構成要員の安全を確保する。

(2) 被ばく管理の方法

- ① 県は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所で活動する県の EMC 構成要員に個人被ばく線量計を配布し、活動期間中の外部被ばく線量を記録する。また、EMC に派遣する長崎県の EMC 構成要員の被ばく線量を管理する。
- ② EMC センター長は、EMC 構成機関と協力して適切に EMC 構成要員の被ばく管理を行う。具体的には、EMC は、各機関が取りまとめたそれぞれの EMC 構成要員の個人被ばく線

量を収集・把握するとともに、緊急時モニタリング実施内容（指示書）の作成の際に考慮する。

なお、空間放射線量率測定及び試料採取については、緊急時モニタリング及び放射線防護に関する事項について研修及び訓練を受けた職員を含む2名以上を1チームとして実施する。

（3）被ばく管理基準

県のモニタリング要員の活動期間中の外部被ばくの管理基準値等については、緊急時モニタリング実施要領等で定め、その値を超えたとき、もしくは超えるおそれのあるときは、EMC構成機関はEMCセンター長の判断を参考に当該モニタリング要員に活動中止の指示をする。EMCセンター長からの判断が伝えられない場合であっても、EMC構成機関又は当該モニタリング要員自身の判断により、直ちに活動を中止する。

（4）モニタリング要員の防護措置

- ① EMC構成機関は、放射性物質による汚染又はそのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、出動時に防護服及び防護マスク等の着用又は携帯を指示する。
- ② EMC構成機関は、放射性ヨウ素による内部被ばくのおそれがある場所において活動を行う要員に対して、安定ヨウ素剤を携行させるとともに、原子力災害対策本部等は服用の指示を出す。

第11 その他

原子力災害対策指針において、中期モニタリングや復旧期モニタリング等の「今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題」とされている事項については、今後の検討結果を踏まえ本計画を適宜改訂する。

別表1 緊急時モニタリング体制

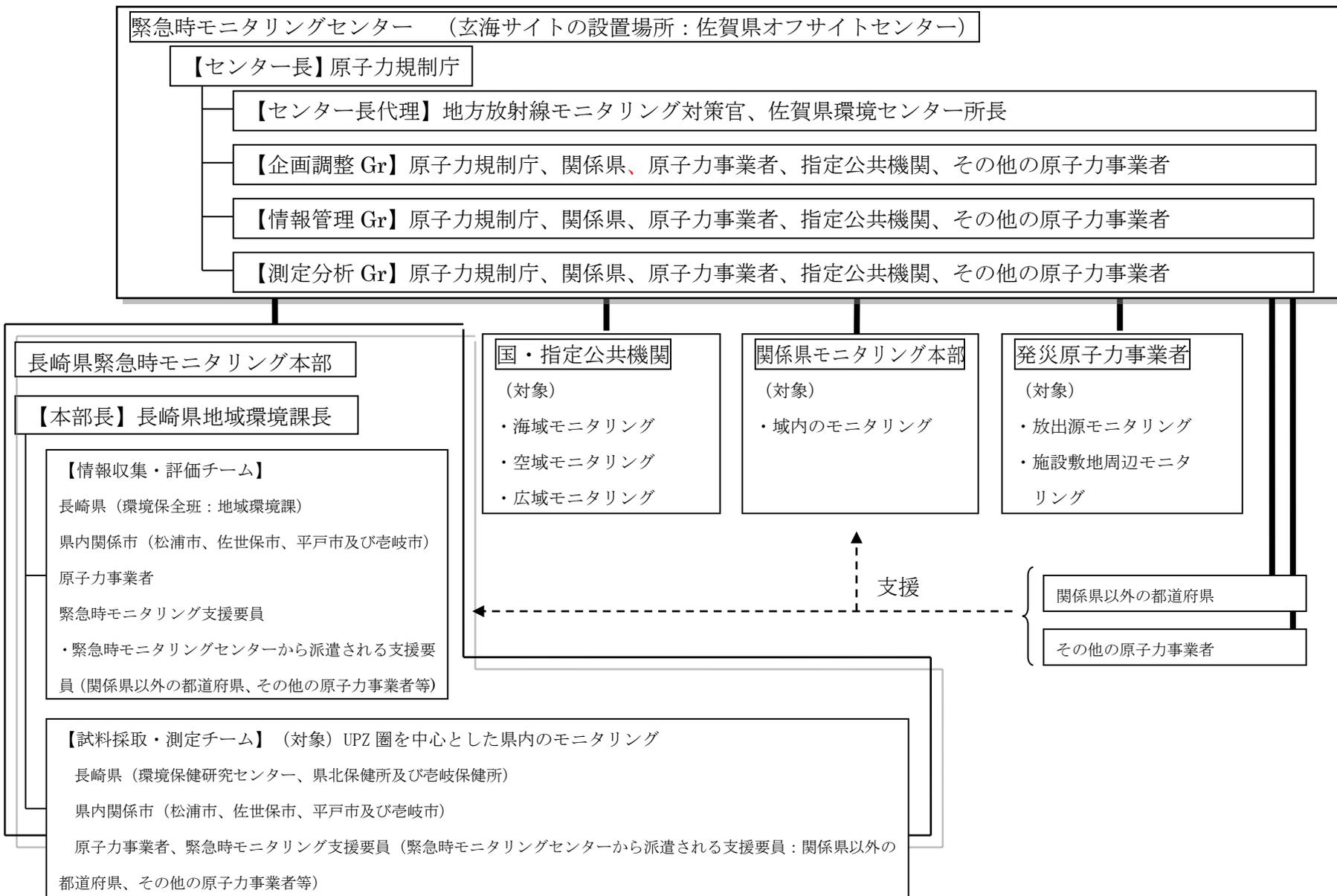
緊急事態区分	緊急時モニタリング体制	
	長崎県	国（原子力規制庁）
<p>【警戒事態】 各原子力施設ごとに設定（当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用）</p>	<p>「長崎県緊急時モニタリング本部」の設置（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎県 ○ 県内関係市 	<p>「緊急時モニタリングセンター」（EMC）の設置準備</p> <p>※ 地方放射線モニタリング対策官は技術参与として、「佐賀県モニタリング本部」に参画</p>
<p>【施設敷地緊急事態】 各原子力施設ごとに設定（当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用）</p>	<p>EMCの指揮下で、「長崎県緊急時モニタリング本部」の「情報収集・評価チーム」及び「試料採取・測定チーム」が活動（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長崎県 ○ 県内関係市 ○ 支援要員 	<p>EMCの設置</p> <p>※ 「長崎県緊急時モニタリング本部」の「情報収集・評価チーム」の一部は、EMCに移行し、長崎県と連携する（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力規制庁他 ○ 関係県（佐賀県、福岡県及び長崎県） ○ 原子力事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 九州電力㈱ ○ 指定公共機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ (独) 原子力安全基盤機構 ・ (独) 放射線医学総合研究所 ・ (独) 日本原子力研究開発機構 ○ その他の原子力事業者
<p>【全面緊急事態】 各原子力施設ごとに設定（当面、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用）</p>	<p>EMCから派遣される緊急時モニタリング支援要員（関係県以外の都道府県、その他の原子力事業者等）</p>	

別表2 長崎県緊急時モニタリング本部及び緊急時モニタリングセンター（EMC）の組織

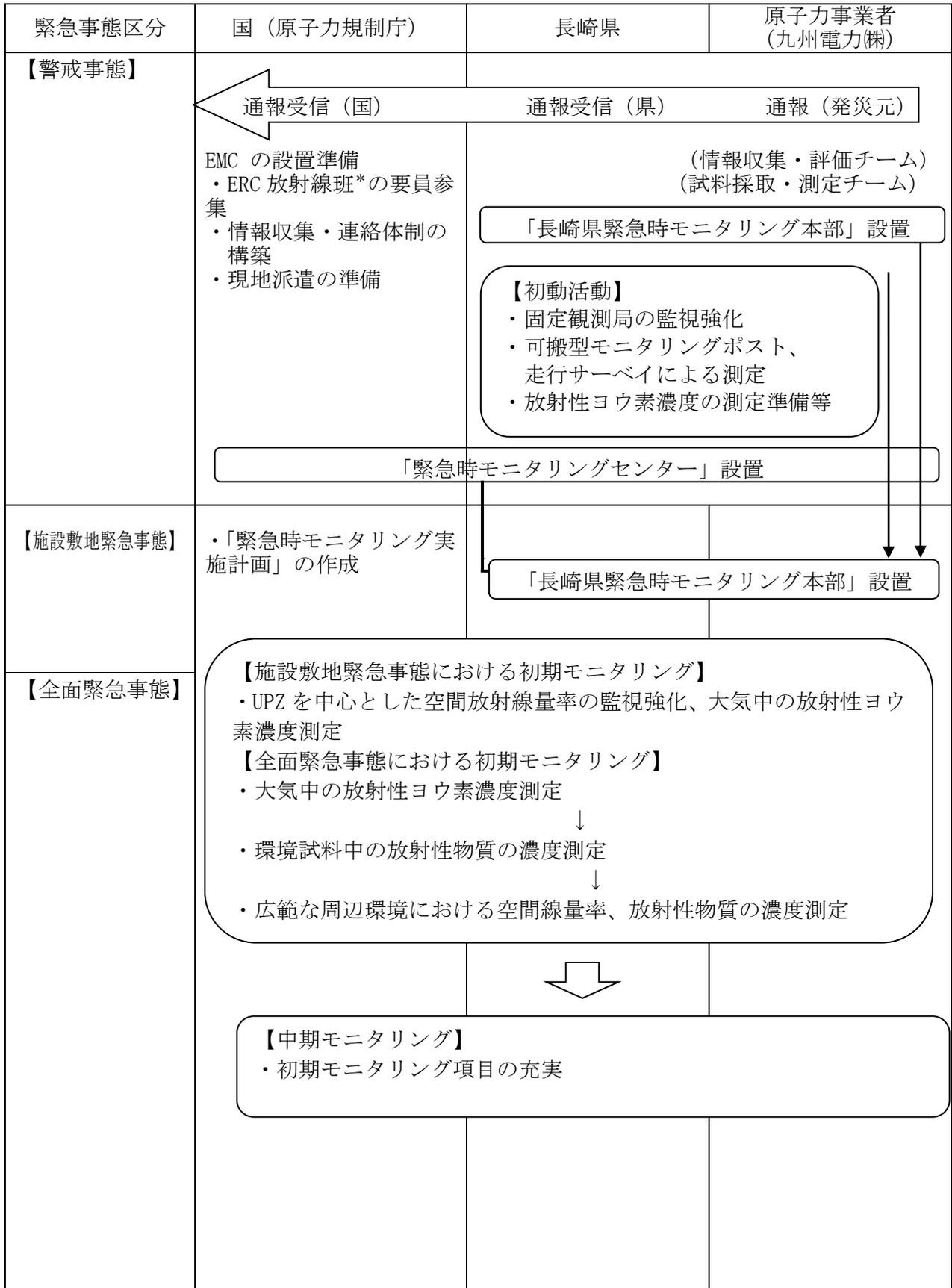
「長崎県緊急時モニタリング本部」			「緊急時モニタリングセンター」(EMC)	
場所	班・グループ	業務内容	班・グループ	業務内容
県庁 (環境保全班)			センター長 (原子力規制庁)	・ EMC の総括
	本部長 (環境保全班 長)	・長崎県緊急時モニタリング本部の 総括(班の指揮及びモニタリング作 業の総括)	センター長代理 (地方放射線モニタ リング対策官)	・センター長の補佐 ・センター長不在の場合、センター長の代行
	副本部長 (環境保全班副 班長)	・班長を補佐するとともに、班長が 職務を遂行できないときはその職 務の代理	センター長代理 (佐賀県環境セン ター)	・センター長の補佐
	情報収集・評価 チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ EMC の設置準備 ・ 放射源情報の収集及び整理 ・ 気象情報の収集及び整理 ・ 測定結果等の収集、整理及び関係 機関への報告 ・ EMC 及び OFC からの情報収集、整 理 ・ EMC 及び OFC への測定結果の連絡 ・ モニタリング要員及びモニタリン グ資機材の配置 ・ 放射性物質の予測濃度の作成 ・ 周辺住民等の予測線量の算定 ・ 周辺住民等が実際に被ばくした線 量の解析評価 	企画調整 Gr ※環境保全班の情報 収集・評価チームの 一部を移行する	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング実施計画に基づく実施調整 ・ モニタリング実施計画の改定協力 ・ モニタリング結果の解析 ・ 放射性物質の拡散予測 ・ 住民の被ばく線量の解析

県北保健所・志岐保健所 (環境保健研究センター)	試料採取・測定 チーム (モニタリング 班)	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング資機材の準備 ・空間線量率の測定(走行サーベイ、 定点サーベイ) ・積算線量の測定 ・大気中ヨウ素試料の採取 ・環境試料の採取(簡易測定)及び 輸送 	情報管理 Gr ※環境保全班の情報 収集・評価チームの 一部を移行する	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング結果の取りまとめ、妥当性の確認 ・各種情報の収集・整理 ・「原子力災害対策本部」、関係機関との連絡調整 ・モニタリングセンター内及びモニタリング実施拠点 点への情報提供 ・モニタリング要員、資機材等の確保
			測定分析 Gr ※環境保全班の試料 採取・測定の一部を 必要に応じて移行す る	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング項目の測定及び分析 ・資機材の管理(現場の測定器の点検、補修、 消耗品補給のメンテナンス等)
環境保健研究センター	試料採取・測定 チーム (分析班)	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング資機材の準備 ・モニタリング要員の汚染確認(ス クリーニング) ・環境試料による汚染の防止(分析 室内の養生等) ・環境試料の測定(核種分析) ・測定結果の取りまとめと情報収 集・評価チームへの報告 ・環境試料の保管及び廃棄 ・測定機器の汚染管理 ・移動測定車による測定 	※EMC 設置後の「長崎県緊急時モニタリング本部」の役割変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「長崎県緊急時モニタリング本部」は、「情報収集・評価チーム」と 「試料採取・測定チーム」で組織しているが、EMC 設置後は、EMC の 指揮下で、長崎県のモニタリング実施拠点として活動する。 ・EMC 及び「長崎県原子力災害対策本部」等との連絡調整は、「情報収集・ 評価チーム」が行う。 ・必要に応じて、原子力事業者に対し、環境試料の分析を要請し、環境 試料の搬入先調整は、「試料採取・測定チーム」が行う。 	

別図1 緊急時モニタリングセンター（EMC）の指揮系統



別図2 緊急時モニタリングの実施フロー



*ERC 放射線班：原子力規制委員会・内閣府原子力合同事故対策本部(原子力災害対策本部)の放射線班

原子力災害対策医療保健班マニュアル

(医療政策課)

第1章 マニュアル策定の目的

長崎県地域防災計画(原子力災害対策編)において想定される緊急医療事態に対処するため、県が設置する「現地医療対策班」を設置・運営することを目的として医療保健班マニュアルを策定する。

第2章 医療保健班の掌握事務

第1節 災害警戒本部設置時の掌握事務

長崎県地域防災計画(原子力災害対策編)において、災害警戒本部設置時の医療政策課の掌握事務は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①現地医療対策班の設置及び運営に関すること②医療関係機関の連絡調整に関すること③ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること |
|---|

長崎県災害警戒本部を設置した場合、医療政策課長は避難対象市災害警戒本部との連絡調整を行い、情報を収集のうえ、福祉保健部長へ報告する。

医療政策課長は、避難対象市災害警戒本部からの報告に基づき、早急に現地医療対策班を設置する必要があると判断したときは、県北振興局へその旨要請する。(現地医療対策班長：県福祉保健部次長)

医療政策課長は、避難対象市災害警戒本部からの報告に基づき、県立保健所長に状況を説明し、人体に影響があると予想されるときは県立保健所現地チーム派遣の準備を行うよう要請する。

現地医療対策班は、県立保健所現地チーム及びスクリーニングチームの受入れに際して必要な防護服・放射能測定装置等を準備しておく。

第2節 災害対策本部設置時の掌握事務

災害対策本部設置時の医療保健班の掌握事務は次のとおりである。

- ① 現地医療対策班の設置及び運営に関すること
- ② 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること
- ③ ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること
- ④ 医療対策の企画立案、関係機関への指示・要請に関すること
- ⑤ 傷病者の緊急搬送に関すること（搬送手段の確保、受入先との連絡調整等）

1. 医療保健班の設置

災害対策本部の設置に伴い、医療政策課内に医療保健班を設置し、医療政策課長を班長として、現地医療対策班を支援するための初動業務を行う。

医療保健班長は、避難対象市の放射性物質の汚染状況を把握のうえ、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときは、県立保健所長に対して、県立保健所現地チームとして複数の職員を現地医療対策班へ派遣するよう要請する。

派遣される県立保健所職員に対しては、二次汚染を防ぐために必要な装備等を現地医療対策班が貸与する。

2. 現地医療対策班の設置及び運営

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、県北振興局へ現地医療対策班を設置する。

医療保健班は、現地医療対策班が設置された旨の報告を受けた場合は、速やかに放射能汚染に対する初動体制を整備し、現地医療対策班の指導及び協力を実施する。

3. 県立保健所現地チームの役割

保健所長は、現地医療対策班へ到着後、現状を的確に把握し、県立保健所現地チームを現地の実情に合わせた体制に再編成し、汚染検査、避難場所における健康管理等を行う。

保健所企画調整課長は、保健所長の指示に従い、現況を医療保健班へ報告する。

保健所長は、救護チームが到着するまでの間、必要であれば医師として医療機関の医学的支援を行う。

診療放射線技師等は、スクリーニング及び除染を保健所長の指示のもとに実施する。

保健師は、住民の不安・焦燥を和らげるため、十分な説明と健康相談を実施する。

精神疾患に罹患した住民に対しては、長崎こども・女性・障害者支援センターより心理ケアチームを派遣する。到着までの間は保健所長の指示のもとに適切なケアを実施する。

4. 医療政策課現地チームの役割

医療保健班長は、緊急医療本部医療救護班の指導・協力を行うため医療政策課医師を班長とした、医療政策課医療保健班現地チーム（以下「医療政策課現地チーム」という。）を現地医療対策班へ派遣する。

医療政策課医師は、医療政策課現地チームを現地の実情に合わせた体制に整備し、現地医療対策班との連携のもと医療救護等について包括的な指示を行う。

総括課長補佐は、現状を的確に把握し、医療保健班長へ現況を逐一報告する。

診療放射線技師は、緊急医療本部医療救護班の指示のもと、スクリーニングを実施する。

保健師は、住民の不安・焦燥を和らげるため、十分な説明と健康相談を実施する。

地域医療班員は、原子力災害医療協力機関等から医療保健班長の派遣要請を受けて、現地医療対策班へ到着する医療チームまたは医療関係者の受け入れを行い、対応を指示する。

第3節 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること

医療保健班は、医療機関に関する被害が発生した場合は、遅滞なく情報を厚生労働省指導課災害医療対策専門官に報告するものとする。

第4節 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること

原子力災害合同対策協議会（緊急事態応急対策等拠点施設に設置される決定機関）で安定ヨウ素剤服用指示が決定されると、医療保健班長は、避難対象市に対して住民等への安定ヨウ素剤の配布等について指示する。

安定ヨウ素剤の備蓄は、避難対象市へ対し適正な管理が行われるよう指導する。

第3章 原子力災害医療体制の整備

原子力災害医療は、原子力災害拠点病院と原子力災害医療協力機関が実施する。また、高度被ばく医療支援センターから派遣される専門家の支援を受けるとともに傷病者の受入を要請する。さらに、原子力災害医療・総合支援センターや他道府県の原子力災害拠点病院等が有する原子力災害医療派遣チームの支援・協力を受ける。

第4章 事前管理体制

放射能汚染事故は、予測・防止は困難であるが瞬時にして、多数の健康被害に繋がる危険性があることから、医療政策課並びに県立保健所は、避難対象市並びにオフサイトセンターとの情報の共有を常に図る必要がある。

避難対象市は、被ばく事故、放射能汚染に的確に対応するため、関係機関と合同で救急医療

体制の連絡体制を整備・強化を図る必要がある。

避難対象市は、放射能事故に対処する正確な知識を避難対象市民に教育する必要がある。

第5章 事後管理体制

事後管理としては、放射能に汚染された地域住民の健康と安全の確保、精神疾患に罹患した者の救済並びに再発防止対策が必要である。

精神疾患対策については、長崎子ども・女性・障害者支援センターに医療保健班が協議を行い専門の心理ケアチームの派遣等を実施する。

◎ 関係機関連絡先

所 属 名	電 話 番 号	F A X 番号
長崎県防災企画課	095-895-2144	095-821-9202
長崎県福祉保健部医療政策課	095-895-2461	095-895-2573
長崎県福祉保健部薬務行政室	095-895-2469	095-895-2574
長崎県病院企業団	095-825-2255	095-828-4579
県北保健所	0950-57-3933	0950-57-3666
西彼保健所	095-856-0691	095-856-0692
県央保健所	0957-26-3304	0957-26-9870
県南保健所	0957-62-3287	0957-64-6520
壱岐保健所	0920-47-0260	0920-47-6357
長崎子ども・女性・障害者支援センター	095-844-5132	095-844-1849
松浦市	0956-72-1111	0956-72-1115
平戸市	0950-22-9101	0950-22-5178
佐世保市	0956-24-1111	0956-25-9684
壱岐市	0920-48-1111	0920-48-1553
松浦市鷹島支所	0955-48-3111	0955-48-3488
鷹島診療所	0955-48-2012	0955-48-2039
北松浦医師会	0956-72-1110	0956-72-1117
平戸市医師会	0950-20-0011	0950-20-0011

佐世保市医師会	0956-22-5900	0956-22-5952
壱岐医師会	0920-44-5700	0920-44-5733
北松中央病院	0956-65-3101	0956-65-2124
JCHO 松浦中央病院	0956-72-3300	0956-72-3310
日本赤十字社長崎県支部 (長崎原爆病院)	095-846-0680 (095-847-1511)	095-846-0681 (095-847-8036)
佐世保市総合医療センター	0956-24-1515	0956-22-4641
独立行政法人国立病院機構長崎医療センター	0957-52-3121	0957-54-0292
長崎大学原子力災害対策本部 [高度被ばく医療支援センター] [原子力災害医療・総合支援センター]	095-819-8535	095-819-8537
長崎県壱岐病院	0920-47-1131	0920-47-5607
長崎労災病院	0956-49-2191	0956-49-2358
長崎川棚医療センター	0956-82-3121	0956-83-3710
平戸市民病院	0950-28-1113	0950-28-0800
長崎県医師会	095-844-1111	095-844-1110
長崎県薬剤師会	095-847-2600	095-848-6160
長崎県放射線技師会	095-819-7435	095-819-7436

原子力艦の原子力災害対策

第2部 原子力艦の原子力災害対策	
第1章 総則	- 119 -
第1節 計画の目的	- 119 -
第2節 計画の性格	- 119 -
1. 長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	- 119 -
2. 長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性	- 119 -
3. 計画の構成	- 119 -
4. 市町地域防災計画との関係	- 120 -
5. 計画の修正	- 120 -
第3節 計画の周知徹底	- 120 -
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	- 120 -
第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	- 120 -
1. 長崎県	- 121 -
2. 長崎県警察	- 121 -
3. 関係市（佐世保市）	- 121 -
4. 指定地方行政機関	- 122 -
5. 自衛隊	- 123 -
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関	- 124 -
第2章 災害予防対策	- 125 -
第1節 基本方針	- 125 -
第2節 情報の収集・連絡体制等の整備	- 125 -
1. 情報の収集・連絡体制の整備	- 125 -
2. 情報の分析整理	- 125 -
3. 通信手段の確保	- 126 -
第3節 災害応急体制の整備	- 127 -
1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備	- 127 -
2. 災害対策本部体制等の整備	- 127 -
3. 防災関係機関相互の連絡体制	- 127 -
4. 自衛隊派遣要請体制	- 127 -
5. 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制	- 127 -
6. 広域的な応援協力体制等	- 127 -
7. モニタリング体制の整備等	- 128 -
第4節 避難受入れ体制の整備	- 128 -
1. 避難計画の作成	- 128 -
2. 避難所等の整備	- 128 -
3. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	- 128 -
4. 住民等の避難状況の確認体制の整備	- 129 -
5. 避難所・避難方法等の周知	- 129 -
第5節 緊急輸送活動体制等の整備	- 129 -
1. 交通管理体制等の整備	- 129 -
2. 運転者の義務の通知等	- 129 -
第6節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備	- 129 -
1. 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実	- 129 -
2. 医療活動用資機材等の整備	- 129 -
3. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備	- 130 -
第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	- 130 -
第8節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	- 130 -

第9節 防災訓練等の実施	- 131 -
1. 訓練計画の策定	- 131 -
2. 訓練の実施	- 131 -
第10節 災害復旧への備え	- 131 -
第3章 災害応急対策	- 132 -
第1節 基本方針	- 132 -
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	- 132 -
1. 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制	- 132 -
2. 応急対策活動情報の連絡	- 133 -
第3節 活動体制の確立	- 134 -
1. 県の活動体制	- 134 -
2. 応援要請及び職員の派遣要請等	- 139 -
3. 自衛隊の派遣要請等	- 139 -
4. 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保	- 139 -
第4節 屋内退避、避難等の防護活動	- 140 -
1. 原子力艦緊急事態発生時の判断基準	- 140 -
2. 応急対策範囲について	- 140 -
3. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	- 140 -
4. 要配慮者への配慮	- 141 -
5. 避難の指示等の実効を上げるための措置	- 141 -
6. 飲食物、生活必需品等の供給	- 141 -
第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持	- 141 -
第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等	- 142 -
1. 飲料水、飲食物の摂取制限	- 142 -
2. 農水産物の採取及び出荷制限	- 143 -
3. 飲料水の供給	- 143 -
第7節 緊急輸送活動	- 144 -
1. 緊急輸送活動	- 144 -
2. 緊急輸送のための交通確保	- 145 -
第8節 救助・救急及び医療活動	- 145 -
1. 救助・救急活動	- 145 -
2. 医療活動等	- 146 -
第9節 住民等への的確な情報伝達活動	- 147 -
1. 住民等への情報伝達活動	- 147 -
2. 住民等からの問い合わせに対する対応	- 148 -
第4章 災害復旧対策	- 151 -
第1節 基本方針	- 151 -
第2節 各種制限措置の解除	- 151 -
第3節 災害地域住民に係る記録等の作成	- 151 -
1. 災害地域住民の記録	- 151 -
2. 影響調査の実施	- 151 -
3. 災害対策措置状況の記録	- 151 -

長崎県地域防災計画 原子力災害対策編

第2部 原子力艦の原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

(基地対策・国民保護課)

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、原子力艦の原子力災害の対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く）を図るために必要な対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力艦原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

(基地対策・国民保護課)

1. 長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、長崎県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県及びその他防災関係機関は想定される事態に対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2. 長崎県地域防災計画（基本計画編）との整合性

この計画は、「長崎県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「長崎県地域防災計画（基本計画編）」によるものとする。

3. 計画の構成

第2部の構成は、次の4章による。

(1) 第1章 総則

計画の趣旨、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを示す。

(2) 第2章 災害予防対策

原子力艦の原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

第1章 総則

(3) 第3章 災害応急対策

国（外務省、九州防衛局）、佐世保市から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及び内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置し、解散するまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4章 災害復旧対策

国及び県の非常災害対策本部等を解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

4. 市町地域防災計画との関係

市町が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に協力するものとする。

5. 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

（基地対策・国民保護課）

この計画は、市町、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の基礎とするべき災害の想定

（基地対策・国民保護課）

県は、対象地域を対象として必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、国の指導、助言、支援を得ながら災害想定の見直しに努める。

第5節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

（基地対策・国民保護課）

原子力防災に関し、県、関係市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、長崎県地域防災計画（基本計画編）第1編第4章に定める「防災に関し関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1. 長崎県

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境条件の把握
- (4) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (5) 教育及び訓練の実施
- (6) 災害発生時における国、市等との連絡調整
- (7) 災害状況の把握及び伝達
- (8) 自衛隊への災害派遣要請
- (9) 放射能水準調査・放射線モニタリングの実施支援
- (10) 被ばく者の診断及び措置への協力
- (11) 市長が行う住民等への飲料水・飲食物の摂取制限への協力
- (12) 市長が行う住民等への汚染農水産物等の出荷制限への協力
- (13) 災害復旧
- (14) 市長が行う各種制限措置の解除への助言
- (15) 相談窓口の設置
- (16) その他災害対策に必要な措置

2. 長崎県警察

- (1) 住民等の退避及び避難誘導
- (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備
- (3) 避難路及び緊急交通路の確保
- (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (7) 警察災害派遣隊に関すること
- (8) その他災害警備に必要な措置

3. 関係市（佐世保市）

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
- (2) 活動体制の整備
- (3) 安定ヨウ素剤の確保等
- (4) 救急・救助体制の整備
- (5) 医療体制の整備
- (6) 情報伝達体制の整備
- (7) 防災訓練の実施
- (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (9) 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
- (10) 国・長崎県及び関係機関との連絡調整
- (11) 災害状況の把握及び伝達
- (12) 放射能水準調査・放射線モニタリングの実施
- (13) 国への専門家の派遣要請
- (14) 自衛隊への派遣要請（県への要請）
- (15) 他の地方公共団体等への応援要請

第1章 総則

- (16) 原子力災害医療活動の実施
- (17) 住民の退避、避難のための指示等
- (18) 飲料水、飲食物の摂取制限
- (19) 汚染農水産物等の出荷制限等
- (20) 災害復旧
- (21) 各種制限措置の解除
- (22) 相談窓口の設置
- (23) 防護資機材の整備
- (24) 広報活動
- (25) その他災害対策に必要な措置

4. 指定地方行政機関

- (1) 九州防衛局
 - ア 災害時における防衛省（本省）との連絡調整
 - イ 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援
- (2) 九州管区警察局
 - ア 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整
 - イ 広域的な交通規制の指導調整
 - ウ 災害に関する情報収集及び連絡調整
- (3) 福岡財務支局 長崎財務事務所
災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
- (4) 九州農政局
 - ア 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等に関すること
 - イ 災害時における応急用食料等の確保等に関すること
 - ウ 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関すること
 - エ 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導
 - オ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談
 - カ 災害時の食料の供給指導、緊急引き渡しの措置
 - キ 汚染米の移動規制及び処理
- (5) 九州森林管理局長崎森林管理署
国有林野・国有林産物の汚染対策
- (6) 九州経済産業局
災害に関する情報収集及び被災商工業者等に係る支援に関すること
- (7) 九州運輸局（長崎運輸支局（東長崎庁舎））
 - ア 陸上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 陸上における緊急輸送用車両の斡旋、確保
 - ウ 自動車運送事業者に対する運送命令等
 - エ 運送等の安全確保に関する指導等

- (8) 九州運輸局（長崎運輸支局（本庁舎）、佐世保海事事務所）
 - ア 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

- (9) 大阪航空局 長崎空港事務所
 - ア 航空機による輸送の安全確保に必要な措置
 - イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

- (10) 福岡管区気象台（長崎地方気象台）
 - ア 災害発生時における気象情報の発表および伝達
 - イ 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
 - ウ 緊急モニタリング本部への支援

- (11) 第七管区海上保安本部 佐世保海上保安部
 - ア 災害時における船舶の退避及び航行制限等の措置
 - イ 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援
 - ウ 海上における救急・救助活動の実施
 - エ 緊急時における海上でのモニタリングの支援
 - オ 海上における治安の確保
 - カ その他災害警備に必要な措置

5. 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊第16普通科連隊
 - ア モニタリングの支援
 - イ 輸送支援の協力
 - ウ 救助・救急活動の実施
 - エ 被ばく患者の搬送支援
 - オ その他災害対策に必要な措置

- (2) 海上自衛隊佐世保地方総監部
 - ア モニタリングの支援
 - イ 輸送支援の協力
 - ウ 救助・救急活動の実施
 - エ 被ばく患者の搬送支援
 - オ その他災害対策に必要な措置

- (3) 航空自衛隊西部航空方面隊
 - ア モニタリングの支援
 - イ 輸送支援の協力
 - ウ 救助・救急活動の実施
 - エ 被ばく患者の搬送支援
 - オ その他災害対策に必要な措置

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 西日本電信電話(株) 長崎支店
災害時における通信の確保
- (2) 日本銀行 長崎支店
ア 通貨の円滑な供給確保
イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
- (3) 日本赤十字社 長崎県支部
災害時における医療救護等の実施
- (4) 一般社団法人長崎県医師会
災害時における医療救護等の実施
- (5) 一般社団法人長崎県バス協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (6) 公益社団法人長崎県トラック協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (7) 佐世保旅客船協会
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (8) 日本通運(株) 長崎支店
災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
- (9) 日本放送協会(長崎放送局)、長崎放送(株)、(株)テレビ長崎、(株)長崎新聞社、
長崎文化放送(株)、(株)長崎国際テレビ、(株)エフエム長崎
ア 災害情報の伝達
イ 原子力防災知識の普及
- (10) 九州電力(株) (原子力事業者)
応急対策活動に要する放射線モニタリング資機材の貸与等の協力

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

(基地対策・国民保護課)

本章は、災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 情報の収集・連絡体制等の整備

(基地対策・国民保護課、佐世保市)

県は、国、関係市、その他防災関係機関と原子力艦の原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と防災関係機関相互の連絡体制

県は、国、関係市及びその他防災関係機関との間において、原子力艦の原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。
その際、夜間休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、防災関係機関と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県及び関係市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、対象地域における情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

(4) 非常通信連絡会との連携

県及び関係市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

県、関係市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動無線、消防・救急無線、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

2. 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県及び関係市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

第2章 災害予防対策

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県及び関係市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は関係市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適正に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、現地災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

①原子力艦に関する資料

②周辺人口や、交通状況等の社会環境に関する資料

③周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング資料等の放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

④防災資機材の配備状況等に関する資料

3. 通信手段の確保

県及び関係市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国からの状況報告や防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網等の整備を行う。

(1) 市町防災行政無線

関係市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を推進する。

(2) 通信手段、経路の多様化

①防災行政無線の二重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の二重ルート化を図る。

②多様な情報収集、伝達システム

県警察は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システムの円滑な活用が図られるよう努める。

③災害時優先電話等の活用

県及び関係市は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法について習熟しておく。

なお、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

④非常通信連絡会との連携

県及び関係市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

⑤移動通信系

県、関係市及びその他防災関係機関は、それぞれの機関において、防災行政無線携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、消防・救急無線、海上保安庁無線、警察電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

第3節 災害応急体制の整備

(基地対策・国民保護課、医療政策課、地域環境課、佐世保市、自衛隊)

県、関係市及びその他防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1. 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

県及び関係市は、国（外務省、九州防衛局）から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制・資機材を整備する。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

2. 災害対策本部体制等の整備

県及び関係市は、国が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事若しくは関係市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておく。

県は、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ定めておく。

3. 防災関係機関相互の連絡体制

県は、平常時から国、関係都道府県、関係市、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努める。

4. 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

5. 原子力災害医療に係る医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び県内関係機関からなる原子力災害医療に係る原子力災害医療派遣チームの派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

6. 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、関係都道府県等との応援協定の締結及び県内の関係市町間の応援協定締結の促進を図る。

第2章 災害予防対策

7. モニタリング体制の整備等

- (1) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の対応
県及び佐世保市は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、国と協力し放射線モニタリングを実施する。
- (2) モニタリング支援体制
 - ア 国（防衛省）は、空からのモニタリング若しくは海上におけるモニタリングに関し、知事が防衛大臣又はその指定する者に対し自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、自衛隊のヘリコプター又は艦艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリング活動を支援する。
 - イ 国（海上保安庁）は、海上におけるモニタリングに関し、知事が第七管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは、巡視船艇等を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し、必要な支援を行う。

第4節 避難受入れ体制の整備

（基地対策・国民保護課）

1. 避難計画の作成

県は、関係市に対し、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について必要な協力を行う。

関係市は、その他防災関係機関の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を作成する。

2. 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

県は、関係市に対し、学校や公民館等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言する。

関係市は、学校や公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市に対し、コンクリート屋内退避体制の整備について助言する。

3. 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、関係市に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制の整備に助言する。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

4. 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、関係市が避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言する。

5. 避難所・避難方法等の周知

県は、関係市に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。

第5節 緊急輸送活動体制等の整備

(基地対策・国民保護課、県警察、佐世保市)

1. 交通管理体制等の整備

県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努める。

県及び関係市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

2. 運転者の義務の通知等

県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努める。

第6節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

(基地対策・国民保護課、医療政策課、県警察、佐世保市、海上保安部)

1. 原子力災害警備・救助用装備資機材の整備充実

県警察及び海上保安部は、防護服、防護マスクその他の防護資機材、照明車、標識車など必要な原子力災害警備用装備資機材の整備に努める。

消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、必要に応じ他の消防機関、原子力事業者その他関係機関に要請して、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

2. 医療活動用資機材等の整備

県及び関係市は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

第2章 災害予防対策

3. 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 資機材

県及び関係市は、国と協力し、防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

(2) 情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市と相互に密接な情報交換を行う。

第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(基地対策・国民保護課、佐世保市)

(1) 情報項目の整理

県及び関係市は、住民等に提供すべき情報の項目について整理しておく。

(2) 情報伝達体制の整備

県は、住民等に対する的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るとともに、必要に応じ関係市に助言する。

第8節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

(基地対策・国民保護課、佐世保市)

県及び関係市は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力災害とその特性に関すること
- ③放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ④緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑤コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑥緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第9節 防災訓練等の実施

(基地対策・国民保護課、県警察、佐世保市、防災関係機関)

1. 訓練計画の策定

(1) 訓練計画

県、県警察、関係市、消防機関、その他防災関係機関は協力し、国等の支援を受けて、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定する。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②緊急時通信連絡訓練
- ③緊急時モニタリング訓練
- ④原子力災害医療訓練
- ⑤周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑥周辺住民避難訓練
- ⑦その他必要な訓練

2. 訓練の実施

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

第10節 災害復旧への備え

(基地対策・国民保護課、佐世保市)

県及び関係市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

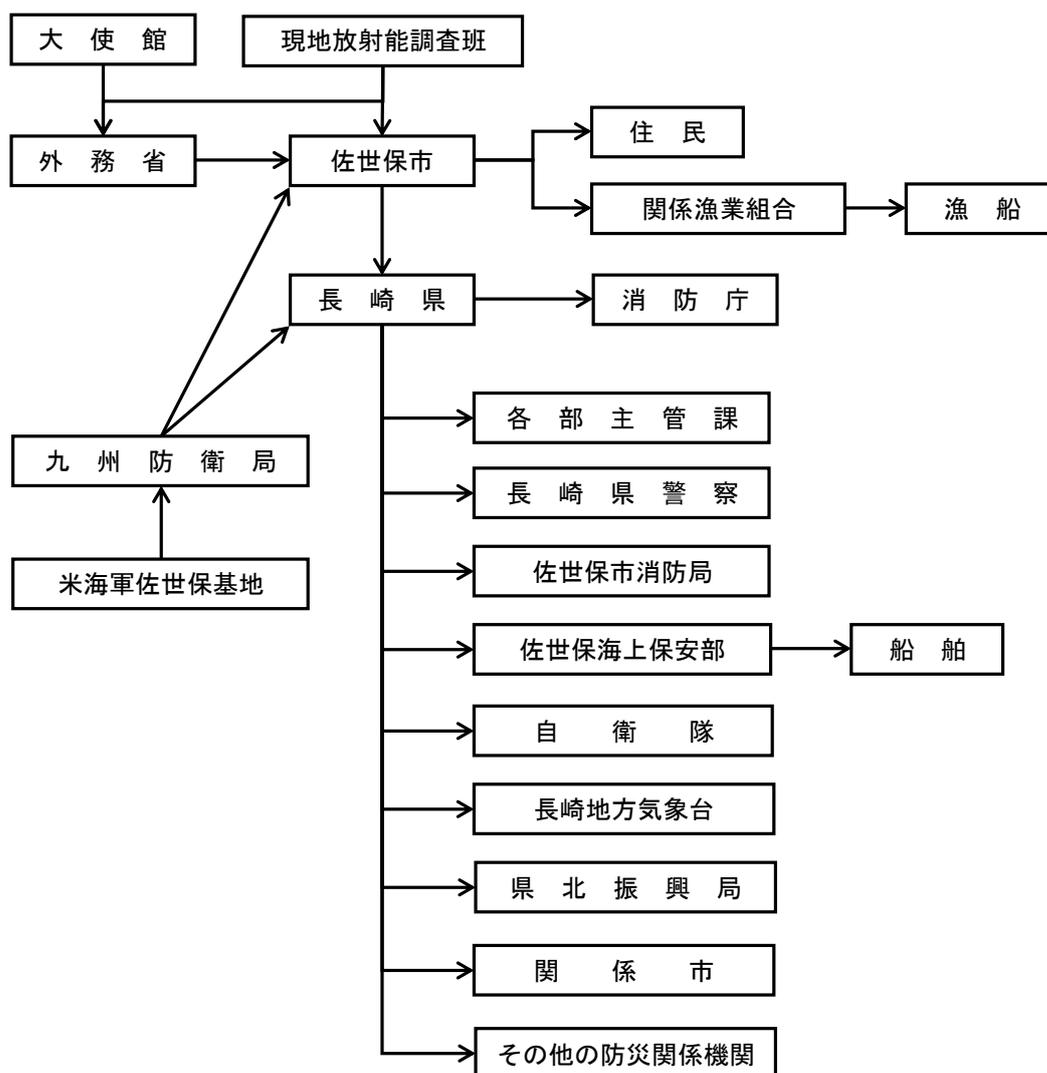
(基地対策・国民保護課、佐世保市)

本章は、国（外務省、九州防衛局）、佐世保市から原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合及びモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害のおそれがある数値の検出情報を入手した場合の対応を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

(基地対策・国民保護課、佐世保市)

1. 原子力艦の原子力災害発生時の緊急連絡体制



2. 応急対策活動情報の連絡

(1) 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①県と関係機関等との連携

ア 県は、県警察、気象台、海上保安部、自衛隊、及びその他防災関係機関との間において、国（外務省・九州防衛局）、佐世保市から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

イ 県は、関係指定行政機関を通じて、自ら行う応急対策活動状況等について、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に報告する。

②関係市と関係機関との連携

関係市は、関係機関との間において、国（外務省・九州防衛局）から通報・連絡を受けた事項等、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

(2) 災害対策本部設置後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

県は、災害対策本部、災害対策現地本部において情報収集活動を行う。

また、県は、原子力艦事故の状況やモニタリング情報、医療関係情報、住民避難や屋内退避の状況等について、国等の防災関係機関と連絡協議し、常時継続的に災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(3) 米国政府との安全確保措置に関する協議の確認

国のマニュアルには、「内閣府（防災担当）（特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されている場合には、当該政府本部。）は、外務省を通じて米国政府との間で、原子力艦の移動の選択肢を含む住民の安全確保のために必要な措置について協議を開始する。」となっており、協議の状況について確認を行う。

国のマニュアルでは、原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合における通報及び連絡体制は次のように定められている。

①米国政府からの通報

原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合、日本政府は米国政府からその状況に関して通報を受けるものとする。

当該通報及び連絡は以下のとおりとする。

ア 外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

イ 地方防衛局が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

ウ 関係地方公共団体が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

②原子力規制委員会からの連絡

①の通報の有無に関わらず、原子力規制委員会は常時、原子力艦の寄港地周辺のモニタリングを行っており、これによるモニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準（以下「通報基準」という）に達した場合には、関係機関への連絡を速やかに行う。

③内閣府（防災担当）の情報収集

①又は②の通報の有無に関わらず、原子力艦の寄港県において震度6弱以上の地震の発生又は当該県沿岸において大津波警報の発表があった場合には、内閣府（防災担当）は直ちに外務省を通じて、米国政府から原子力艦の状況について情報収集を行う。

第3節 活動体制の確立

(基地対策・国民保護課、関係各課、県警察、佐世保市、防災関係機関)

1. 県の活動体制

(1) 災害警戒本部

① 災害警戒本部の設置

県は、原子力艦の原子力災害発生の恐れのある通報（*）を受けた場合、又は、放射性物質の放出により影響が周辺に及ぶ若しくはその恐れがあるとして危機管理対策監が必要と認めた場合は、危機管理対策監を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制等の初動体制を確立するとともに、国、市町及び防災関係機関と緊密な連携を図り、警戒態勢をとるものとする。

危機管理対策監が不在の場合は、基地対策・国民保護課長が指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、県北振興局内に県北振興局長を本部長とする災害警戒県北地方本部を設置するものとする。県北振興局長が不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

* 通報基準

わが国が独自に実施している環境放射線モニタリング活動により、原子力艦繫留地の敷地境界付近におけるモニタリング値に異常が検出された際に、原子力艦緊急事態にいたる可能性があるとして、関係機関に通報するための基準。通報基準は、以下のとおり。

敷地境界付近の放射線量率として、1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、※落雷等による検出は除く）。

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等、原子力艦に起因しない事象

② 情報の収集

県は、原子力艦の原子力災害発生の恐れのある通報を受けた場合、又は、放射性物質の放出により影響が周辺に及ぶ若しくは恐れがあるとの情報を入手した場合、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③ 国等との情報の共有等

県は、派遣された職員に対し、県が行う応急対策の状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

④ 緊急時モニタリング支援の準備

県は災害警戒本部を設置した場合は、事態の推移に応じて、緊急時モニタリング支援の準備を開始する。

⑤ 災害警戒本部の解散

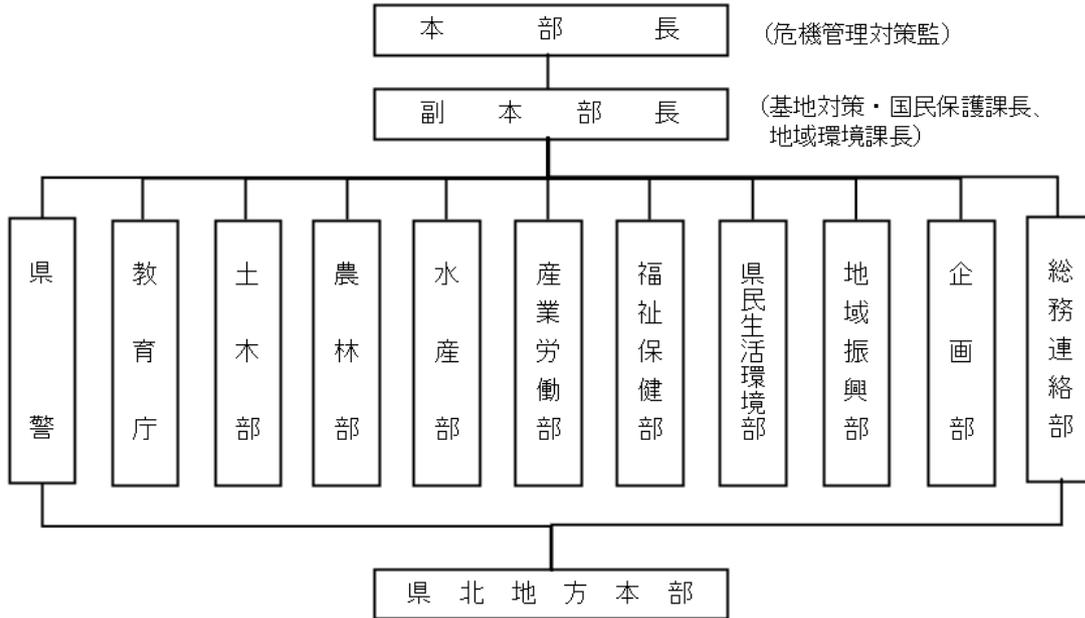
災害警戒本部の解散は、概ね以下の基準によるものとする。

ア 災害警戒本部長が、原子力艦の原子力事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ 災害対策本部が設置されたとき。

⑥災害警戒本部の組織、配備体制、掌握事務

【災害警戒本部の組織】



【災害警戒本部の配備体制、掌握事務】

部局名	課名	事務分掌
総務連絡部	防災企画課 基地対策・国民保護課	<ul style="list-style-type: none"> 県災害警戒本部の設置、運営に関すること。 災害状況の把握に関すること。 国、関係市及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 災害警戒体制の総合調整に関すること。 国及び米軍等からの事故状況の収集に関すること。
	総務文書課	<ul style="list-style-type: none"> 総務部内の連絡調整に関すること。
	広報課	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関との連絡及び相互協力に関すること。
企画部	政策調整課	<ul style="list-style-type: none"> 企画部内の連絡調整に関すること。
地域振興部	地域づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興部内の連絡調整に関すること。
県民生活環境部	県民生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活環境部内の連絡調整に関すること。
	地域環境課	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングに関すること。
福祉保健部	福祉保健課	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部内の連絡調整に関すること。
	医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> 緊急医療本部の設置及び運営に関すること。 医療関係機関の連絡調整に関すること。

第3章 災害応急対策

部局名	課名	事務分掌
産業労働部	産業政策課	・ 産業労働部関係の連絡調整に関する事。
水産部	漁政課	・ 水産部関係の連絡調整に関する事。
農林部	農政課	・ 農林部関係の連絡調整に関する事。
土木部	監理課	・ 土木部関係の連絡調整に関する事。
	道路維持課	・ 道路状況の把握に関する事。
教育庁	教育政策課	・ 教育庁内の連絡調整に関する事。 ・ 学校等の状況把握に関する事。
警察本部	警備課	・ 警察本部内の連絡調整に関する事。

【地方本部の設置場所、掌握事務】

部局名	設置場所	事務分掌
県北地方本部	県北振興局	・ 管内市町及び関係機関との連絡調整に関する事。 ・ 現地における対応及び連絡調整に関する事。

(2) 災害対策本部

①災害対策本部の設置

県は、内閣総理大臣が非常災害対策本部等を設置した場合又は知事が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に知事を本部長、副知事を副本部長とする災害対策本部を設置する。

知事又は副知事が不在の場合は、それぞれ副知事、危機管理対策監の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

県北振興局内に県北振興局長を本部長とする災害対策県北地方本部を設置するものとする。また、現地災害対策本部を組織し、関係市内に設置する。

県北振興局長不在の場合は、次長、管理部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

なお、知事が必要と認めて災害対策本部を設置したときは、速やかに国へ報告するものとする。

②緊急時モニタリング活動

県は、国等が実施する緊急時モニタリングについて、職員を派遣し、支援する。

③災害対策本部の解散

災害対策本部の解散は概ね以下の基準によるものとする。

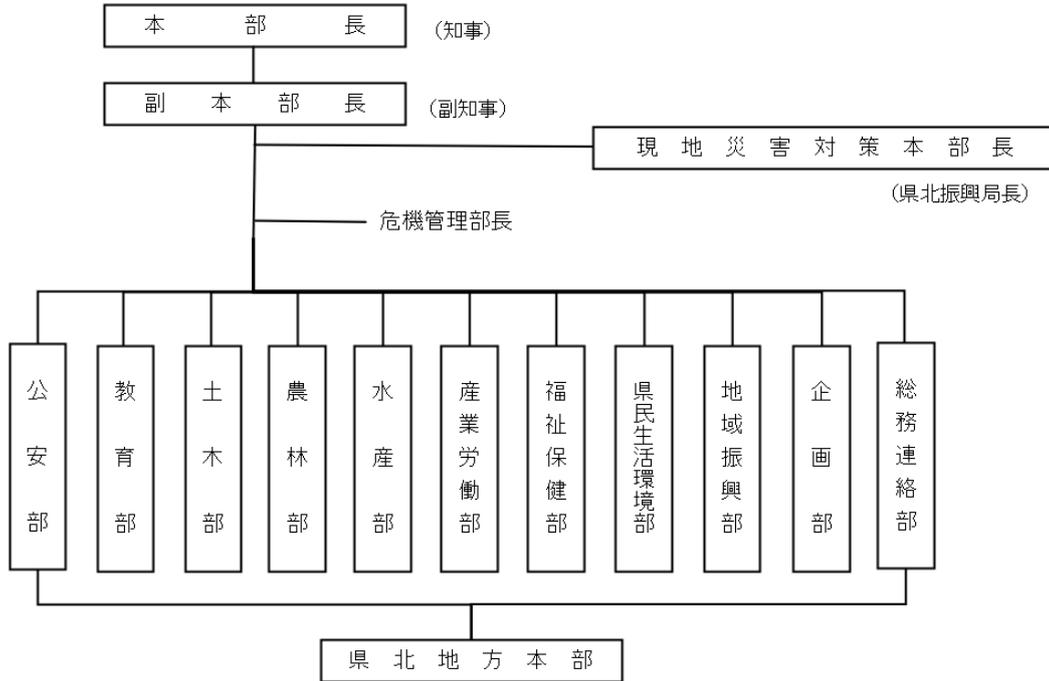
ア 国の非常災害対策本部等が解散されたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力艦の原子力事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。

④災害対策本部等の組織、配備体制等

災害対策本部等の組織、構成、配備体制、掌握事務等は次のとおりとする。

【災害対策本部の組織】



【災害対策本部の配備体制、掌握事務】

部局名	課名	事務分掌
総務連絡部	総務対策班 (防災企画課長) (基地対策・国民保護長)	<ul style="list-style-type: none"> 県災害対策本部の設置・運営に関すること。 災害状況の把握に冠すること。 国に対する報告及び連絡調整に関すること。 市町との連絡調整に関すること。 災害応急対策の総合調整に及び推進に関すること。 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 国及び米軍等からの事故状況の収集に関すること。
	総務班 (総務文書課長)	<ul style="list-style-type: none"> 総務連絡部関係の被害のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	広報班 (広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害関係の広報に関すること。 報道機関との連絡調整と資料、情報の提供に関すること。
	管財班 (管財課長)	<ul style="list-style-type: none"> 被災地視察用自動車の配車に関すること。 災害対策本部の通信施設に関すること。
企画部	企画班 (政策調整課長)	<ul style="list-style-type: none"> 企画部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
地域振興部	地域振興班 (地域づくり推進課長)	<ul style="list-style-type: none"> 地域振興部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
	市町対策班 (市町村課長)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の緊急資金のあっせんに関すること。
	輸送班 (交通政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 輸送計画全般に関すること。

第3章 災害応急対策

部局名	課名	事務分掌
県民生活環境部	生活班 (県民生活環境課長) (食品安全・消費生活課長)	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活環境部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 物価の監視に関する事。
	交通安全対策班 (交通・地域安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における交通安全対策に関する事。
	生活衛生班 (生活衛生課長)	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護に関する事。
	環境保全班 (地域環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリングに関する事。
	環境衛生班 (水環境対策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 上、下水道関係の情報収集に関する事。 水源の取水停止の指示に関する事。 飲料水の摂取制限の指示に関する事。 飲料水、生活水の供給に関する事。
福祉保健部	救助班 (福祉保健課長)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 災害救助法の適用に関する事。 義援金の交付、保管及び配布に関する事。 日本赤十字社長崎県支部との連絡に関する事。
	医療保健班 (医療政策課長) (業務行政室長)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急医療本部の設置及び運営に関する事。 医療関係機関の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する事。
産業労働部	産業労働班 (産業政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 産業労働部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 必要物資等の確保斡旋に関する事。
	商工金融班 (経営支援課長)	<ul style="list-style-type: none"> 商工鉅業者の災害金融に関する事。
水産部	水産班 (漁政課長)	<ul style="list-style-type: none"> 水産部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。
	水産経営班 (水産経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> 漁業災害金融に関する事。
	水産加工流通班 (水産加工流通課長)	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の出荷制限に関する事。
農林部	農政班 (農政課長) (農業イノベーション推進室長)	<ul style="list-style-type: none"> 農林部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 農作物被害の収集及び災害対策に関する事。 災害に伴う農産物等の技術対策に関する事。 肥料、土壌改良資材、培土の使用・生産・流通自粛要請等に関する事。
	農業経営班 (農業経営課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農林災害金融に関する事。
	農産園芸班 (農産園芸課長) (農産加工流通課長)	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の出荷制限等に関する事。 農作物、飼料作物の作付制限に関する事。
	畜産班 (畜産課長)	<ul style="list-style-type: none"> 家畜、家さん、家さん卵等の移動制限に関する事。 家畜飼料の移動及び給与制限に関する事。 家畜の避難に関する事。 家畜糞尿の処理、堆肥の移動及び利用制限に関する事。
	林政班 (林政課長) (森林整備室長)	<ul style="list-style-type: none"> 林産物の出荷制限に関する事。
土木部	監理班 (監理課長)	<ul style="list-style-type: none"> 土木部関係の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。
	道路班 (道路維持課長)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。

部局名	課名	事務分掌
教育部	教育班 (教育庁教育政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> • 教育部の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 • 生徒の避難等の対策に関すること。 • 被災児童生徒等への支援に関すること。 • 学校等に避難所を開設することの協力に関すること。
公安部	警備実施班 (警察本部警備課長)	<ul style="list-style-type: none"> • 県警察災害警備本部との連絡に関すること。
現地災害対策本部	総務班 (県北振興局管理部長)	<ul style="list-style-type: none"> • 現地災害対策本部の設置、運営に関すること。 • 県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関すること。 • 関係市町との連絡調整に関すること。

【地方本部の設置場所、掌握事務】

部局名	設置場所	事務分掌
県北地方本部	県北振興局	<ul style="list-style-type: none"> • 管内市町及び関係機関との連絡調整に関すること。

2. 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

(2) 職員の派遣要請等

知事及び関係市長は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請する。

知事及び関係市長は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

3. 自衛隊の派遣要請等

関係市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、派遣要請の要求を行う。

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は関係市長から自衛隊の派遣要請があった場合は、災害対策本部設置前においては、自ら派遣を要請し、災害対策本部設置後においては、災害対策本部長が派遣を要請する。

4. 防災業務関係者の安全確保

県、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関は、原子力艦の原子力災害発生時の応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

(1) 防護対策

県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量

第3章 災害応急対策

計等の防災資機材の整備等必要な措置をとるとともに、県警察、関係市、消防機関及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の整備等必要な措置をとるよう要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

① 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とし、各関係機関独自で行う。

- ・防災関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。
 - ・人命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。
- なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

② 県の医療保健班は、関係市と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。
また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。

第4節 屋内退避、避難等の防護活動

(基地対策・国民保護課、県警察、佐世保市、防災関係機関)

1. 原子力艦緊急事態発生の判断基準

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲において屋内退避若しくは避難を実施するための判断基準は次のとおりとする。

敷地境界付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合(ただし、※落雷等による検出は除く)。

※落雷や放射線を用いた非破壊検査等、原子力艦に起因しない事象

2. 応急対策範囲について

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で、屋内退避若しくは避難を実施する範囲は次のとおりとする。

	原子力空母	原子力潜水艦
避難を実施する範囲	概ね半径1km以内	概ね半径0.5km以内
屋内退避を実施する範囲	概ね半径1kmと3kmで囲まれる範囲	概ね半径0.5kmと1.2kmで囲まれる範囲

[資料：原子力艦の応急対応範囲]

3. 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 避難の指示等

県は、国の非常災害対策本部等の屋内退避又は避難に関する指導又は助言の伝達、避難状況の確認、必要な助言等を行う。

また、関係市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係市町に対し、応急措置の実施について必要な指示をする。

また、県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は緊密に連携し、人命の

安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

(2) 情報の伝達

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、住民等の避難誘導等に当たっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

(3) 避難状況の確認

県は、関係市が避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、関係市に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

(4) 留意事項

避難のための立ち退きの指示等を行うに際しては、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を参考に、以下に留意することとする。

- ・ 高齢者、障害者、乳幼児など避難の実施に時間がかかる要配慮者の避難については、より早期の準備開始や実施に留意する。
- ・ 病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

4. 要配慮者への配慮

県、関係市、県警察、消防機関及びその他防災機関は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

5. 避難の指示等の実効を上げるための措置

県は、関係市が避難を指示等した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示等の実効を上げるために必要な措置をとることに協力する。

県警察は、関係市が避難を指示等した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うとともに、区域外部からの車両等の進入を規制する。

6. 飲食物、生活必需品等の供給

県は、関係市から、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給(貸)与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

第5節 犯罪の予防等社会秩序の維持

(県警察、海上保安部)

県警察及び海上保安部は、原子力艦の原子力災害に係る応急対策の実施が必要な区域(海上を含む。)において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな治安

第3章 災害応急対策

確保に努める。

また、避難のための立ち退きの指示等を行った区域については、関係機関とともに、指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

(基地対策・国民保護課、関係各課)

県は、住民等に対する屋内退避又は避難指示等を行うよう連絡又は指示を行う等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該対策の対象地域を所管する市町に対し、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を指示する。

県は、OILの基準値を踏まえ、飲料水、飲食物等の放射性物質による汚染状況の調査を実施すべき地域と特定された地域等について、国からの調査の要請を受け、飲料水、飲食物等の検査を実施する。

県は、OILの基準値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、避難対象市及びその他市町に、飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を指示する。

1. 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示・要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう関係市に指示する。

関係市は、国の指示・要請又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

関係市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

[飲食物摂取制限に関する OIL] (※1)

基準の種類	基準の概要	初期設定値 (※2)	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (※3) (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) (※4)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施

(別表)

核種（※5）	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg（※6）
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
（出典：原子力災害対策指針 表3）

2. 農水産物の採取及び出荷制限

県は、原子力規制委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、農水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう、関係市へ指示する。

関係市は、県の指示に基づき、農水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

3. 飲料水の供給

関係市は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じる。

県は、関係市から応急給水について支援の要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、近隣市町又は水道事業者等に対し、応援給水の要請を行う。

第7節 緊急輸送活動

（基地対策・国民保護課、県警察、佐世保市、防災関係機関）

1. 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

県、県警察、関係市及び防災関係機関は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1順位 人命救助、救助活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ①救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- ②負傷者、避難者等
- ③食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ④その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

①緊急輸送活動の実施

県、関係機関及び防災関係機関は、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

②輸送手段の確保

防災関係機関は、自ら保有する車両等を使用し、又は供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要な車両等の輸送手段を確保する。

必要な輸送手段を確保できない関係市は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

関係市からの要請を受けた場合、県は次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達、斡旋に努める。

○車両

- ・ 県有車両の提供
- ・ 長崎運輸支局に対して、車両の確保の要請
- ・ (一社)長崎県バス協会、タクシー業者、(公社)長崎県トラック協会に対して、民間車両の調達又は斡旋の要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

○船舶

- ・ 第七管区海上保安本部 佐世保海上保安部に対して、協力を要請
- ・ 長崎運輸支局に対して、船舶の確保の要請
- ・ 佐世保旅客船協会、船舶事業者に対して、船舶の調達又は斡旋の要請
- ・ 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

○航空機（ヘリコプター）

- ・ 県防災ヘリコプター

- ・自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請

2. 緊急輸送のための交通確保

(1) 交通の確保

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度及び需要度を考慮して、一般車両の通行を禁止する等の交通規制等を行う。

また、県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

第七管区海上保安本部佐世保海上保安部は、緊急輸送が円滑に行われるため、必要に応じ船舶の交通を規制し、又は禁止する。

(2) 関係機関等との連絡

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連絡を保つ。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備業協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

第8節 救助・救急及び医療活動

(基地対策・国民保護課、医療政策課、県警察、海上保安部、防災関係機関)

1. 救助・救急活動

(1) 初動活動等必要な措置

県警察、海上保安部及び消防機関は、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施する。

消防機関は、傷病者が発生した場合は二次汚染等に留意しつつ、迅速に医療機関に搬送する。

(2) 消防庁、自衛隊等への応援要請

県は、消防機関から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他消防本部(局)、自衛隊に対し、応援を要請するものとする。

(3) 資機材の調達等

救急・救助活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

県及び関係市町は、必要に応じ、他の公共団体又は原子力事業者、その他の民間機関からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2. 医療活動等

(1) 緊急医療本部の設置・運営

第3章 災害応急対策

県は、住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、現地災害対策本部に緊急医療本部を設置・運営するとともに、必要に応じて、住民等に対し、簡易な測定法による放射性物質の汚染の把握、避難退域時検査及び原子力災害医療措置を講ずるものとし、それらを実施する具体的な活動要領については、原子力災害医療マニュアルに定める。

関係市は、緊急医療本部の設置・運営が円滑に図られるよう協力する。

(2) 緊急医療本部の組織・業務

緊急医療本部に、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する医療救護班、健康管理班を置き、必要な地区又は施設に派遣し医療措置等を行う。

各班の掌握事務は次のとおり。

○ 医療救護班

- ・被汚染者その他必要と認められる者の診断治療を行い、所要の措置を行う。
- ・診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置を行う。

○ 健康管理班

- ・汚染検査、除染等を行う。
- ・避難場所等における住民等の健康管理を行う。

(3) 医療従事者の派遣要請

県及び関係市は、必要と認められる場合は、国立病院、国立大学病院、長崎県病院企業団をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

(4) 汚染検査等の実施

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置（関係市の公的施設に設置）し、スクリーニングレベル（緊急防護措置 OIL4）を超える避難住民等の把握を行う。

また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行う。

さらに、避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応する。

- ① 医療救護班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。
- ② 健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

(5) 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国の現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、安定ヨウ素剤の服用を関係市へ指示する。

関係市は、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民へ配布し、予防服用を指示する。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

(基地対策・国民保護課、佐世保市)

1. 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

県は、原子力災害の特殊性を勘案し、住民等に対する危険回避のための情報を含め、的確な情報提供が迅速に行われるよう国及び関係市との連携を図るとともに、テレビ・ラジオ等を有効に活用するため、放送事業者、新聞社等の報道機関への報道要請を行うことにより住民等への情報伝達を図る。

関係市は、住民等へ危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）及び広報車等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

海上保安部は、船舶等への航行警報を行うとともに、巡視船艇により周知を図る。

(2) 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、次のことに配慮する。

- ・情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。
- ・利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。
- ・各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 要配慮者への配慮等

県及び関係市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる要配慮者に配慮した伝達を行う。

(4) 広報内容の確認

県、関係市は、国の非常災害対策本部等からの情報を、十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体と相互に連絡をとりあうものとする。

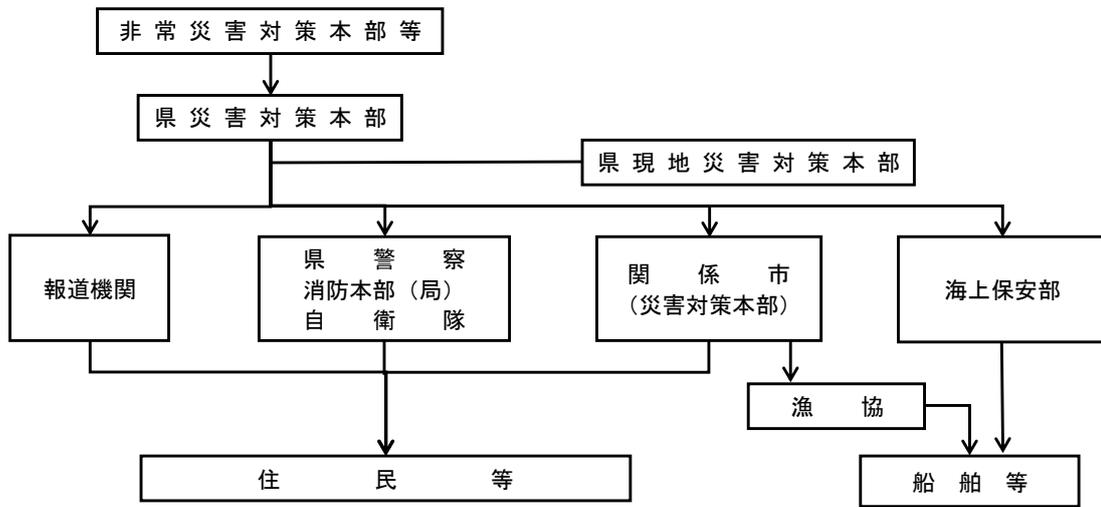
(5) 多様な情報伝達手段の活用

県及び関係市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

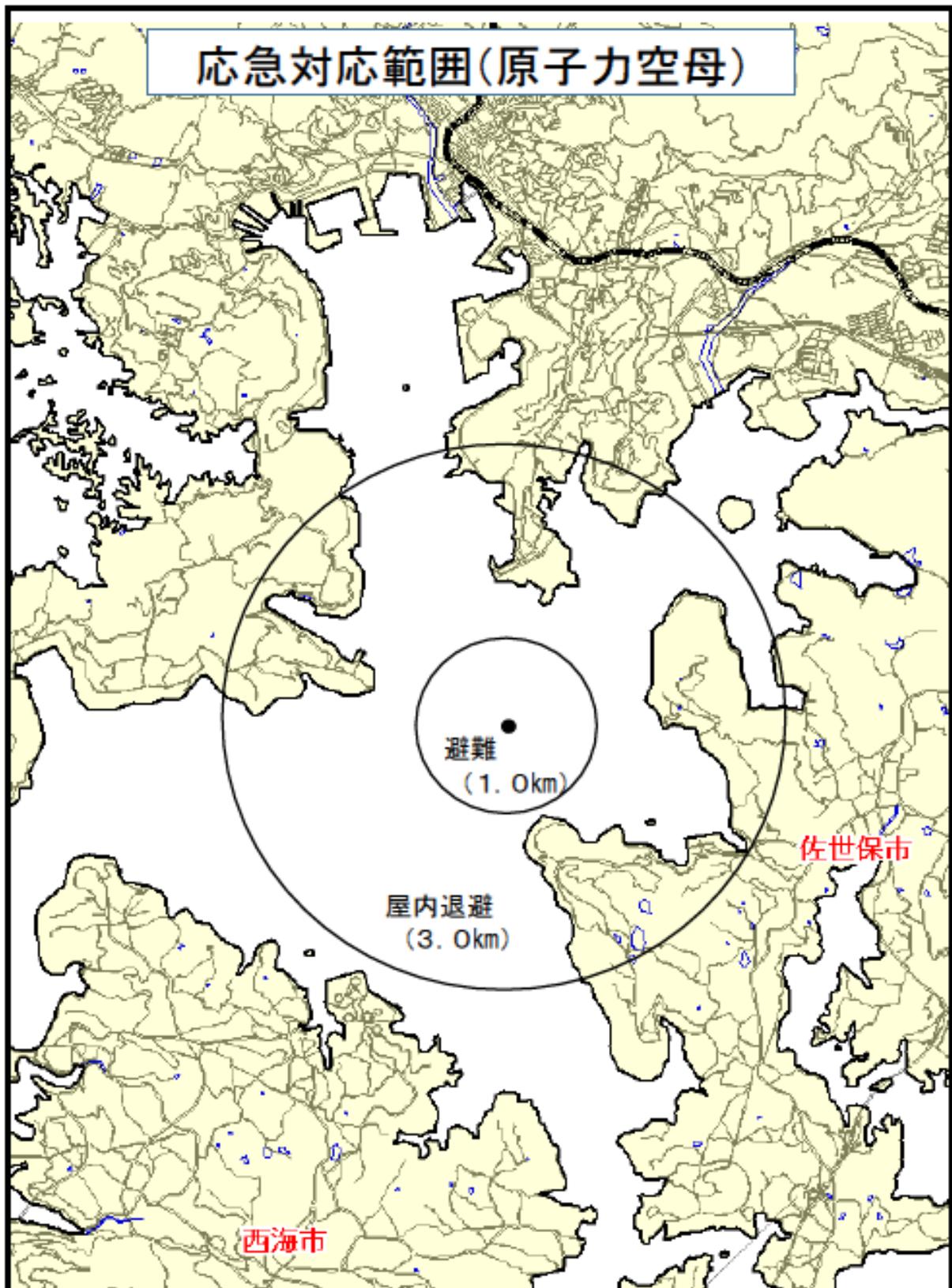
2. 住民等からの問い合わせに対する対応

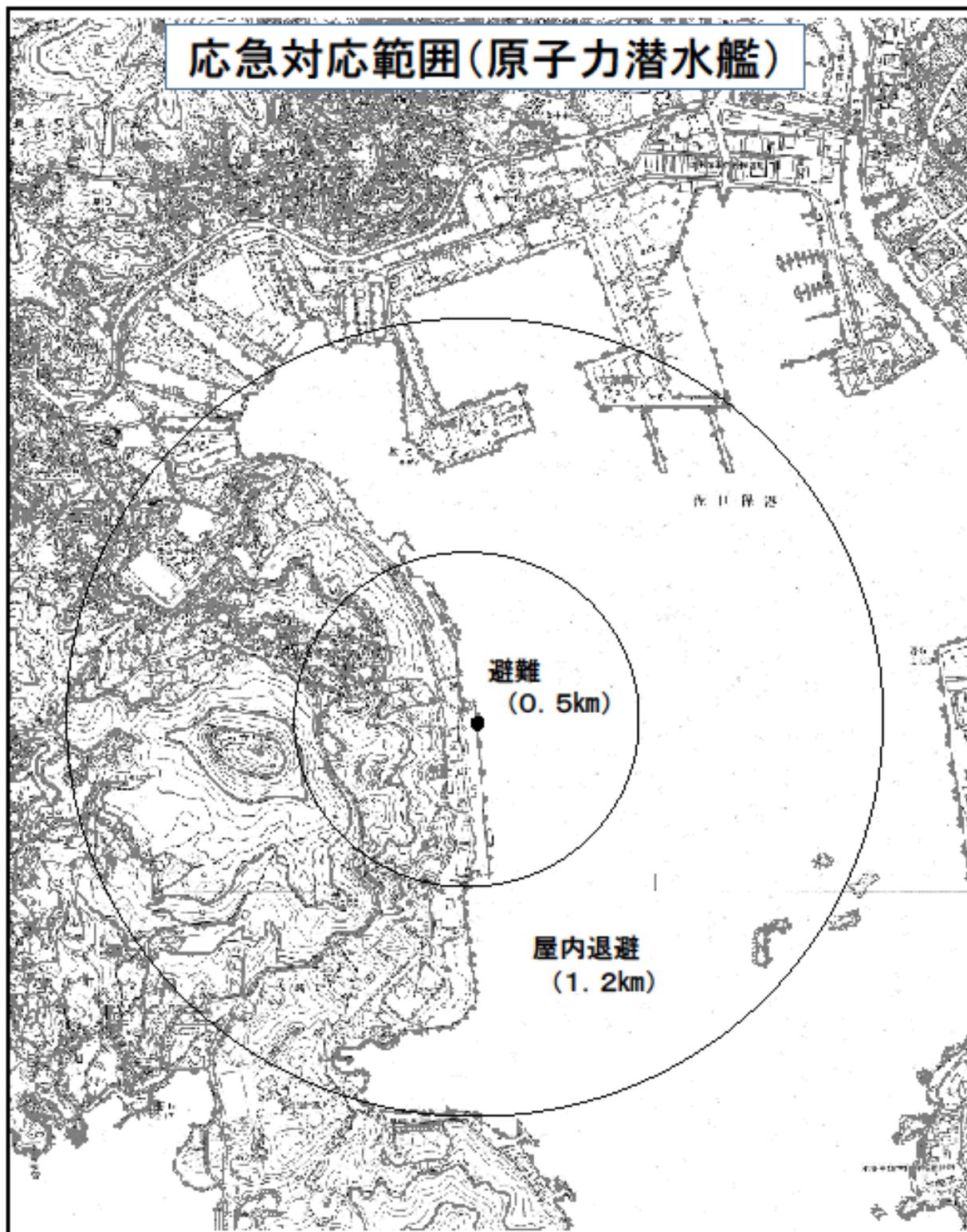
県及び関係市は、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

【住民等に対する指示伝達系統図】



資料





第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

(基地対策・国民保護課)

国及び県の非常災害対策本部等の解散後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

第2節 各種制限措置の解除

(基地対策・国民保護課)

県は、国の指導・助言に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を防災関係機関に指示するとともに、解除実施状況を把握する。

第3節 災害地域住民に係る記録等の作成

(基地対策・国民保護課、関係各課、佐世保市)

1. 災害地域住民の記録

県は、関係市が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力する。

関係市は、住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明を行うとともに、避難所等においてとられた措置について記録を行う。

2. 影響調査の実施

県は、必要に応じ農林水産業等の受けた影響について調査する。

関係市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

3. 災害対策措置状況の記録

県及び関係市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

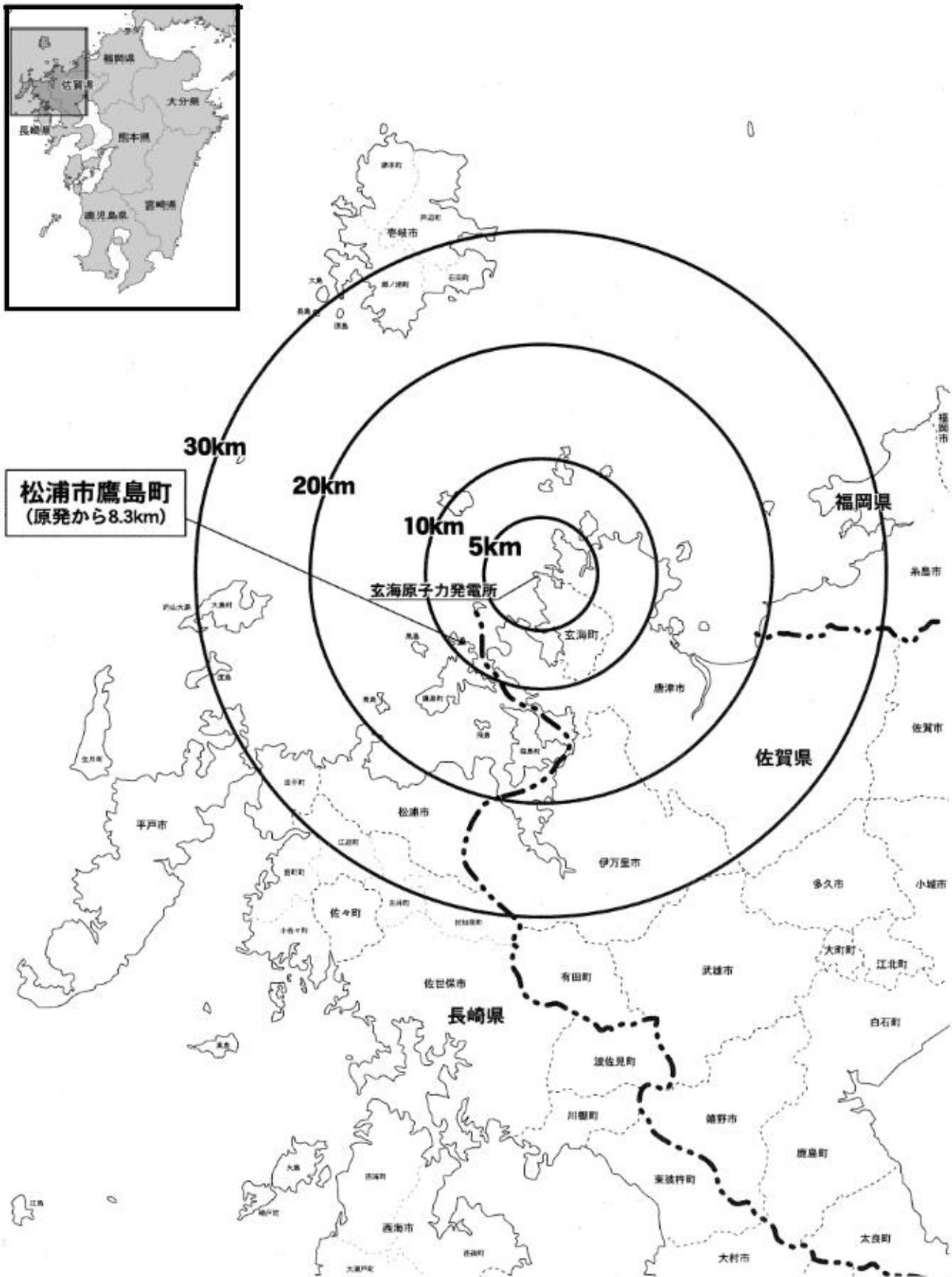
資 料 編

原子力災害対策編（資料編）

～目次～

1. 原子力災害対策重点区域.....	153
2. 玄海原子力発電所の概要.....	154
3. 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ.....	154
4. 原子力災害対策重点区域の範囲（原子力災害対策指針から抜粋）.....	154
(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）.....	154
(2) 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）.....	155
5. 緊急事態区分と EAL.....	155
6. OIL と防護措置.....	157
7. EAL,OIL に基づく避難等の規定.....	158
8. 原子力災害発生時の対応.....	160
9. 放射線による影響.....	160
10. 安定ヨウ素剤の予防服用.....	161
11. 避難対象地区の人口・年齢分布.....	164
12. 避難者収容施設.....	164
13. 避難対象範囲にある施設.....	168
(1) 学校.....	168
(2) 保育所・幼稚園.....	170
(3) 病院・診療所.....	171
(4) 高齢者福祉施設.....	172
(5) 高齢者グループホーム等.....	173
(6) 障害者支援施設.....	174
(7) 障害者グループホーム等.....	174
14. 主な観光施設等.....	175
15. 車両及び船舶の状況.....	176
(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車.....	176
(2) 消防機関の救急車両.....	177
(3) 船舶.....	177
16. 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動.....	178
17. 防災資機材等の配備状況.....	180
18. 通報様式等.....	186
19. 原災法及び原子力災害対策指針に基づく E A L 基準の整理表.....	191
20. 防災関係機関及び連絡窓口.....	192

1. 原子力災害対策重点区域
(玄海原子力発電所から半径 30km の地域)

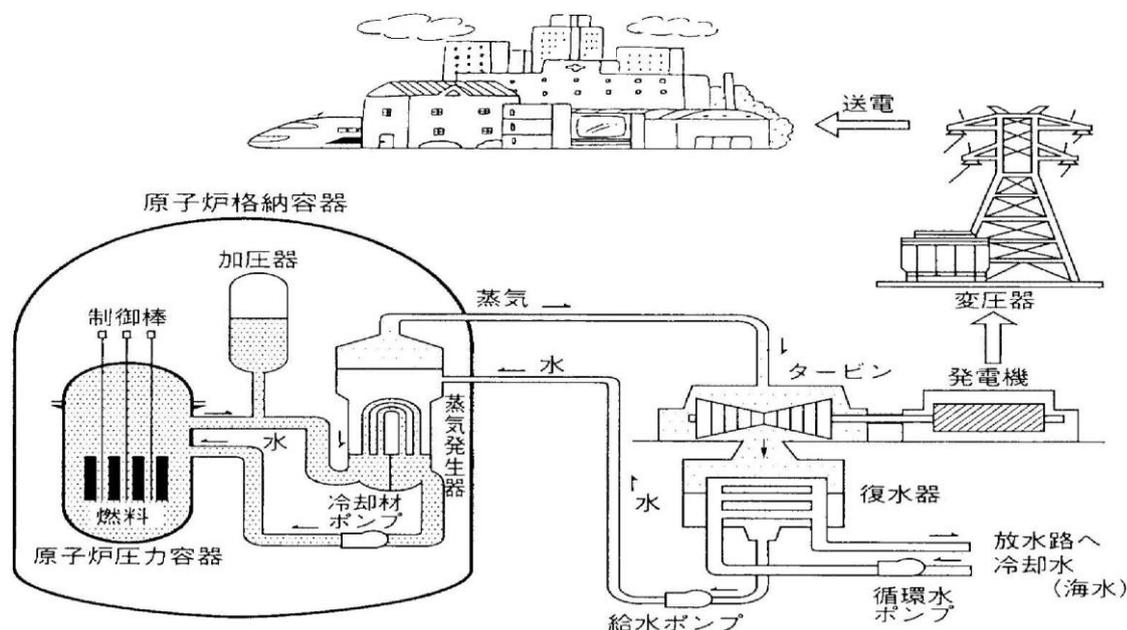


2. 玄海原子力発電所の概要

	1号機	2号機	3号機	4号機
設置者	九州電力（株）			
設置位置	佐賀県東松浦郡玄海町今村			
用地面積	約 87 万 m ²			
電気出力	55 万 9 千 kW	55 万 9 千 kW	118 万 kW	118 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉（PWR）			
原子炉熱出力	165 万 kW	165 万 kW	342 万 3 千 kW	342 万 3 千 kW
燃料種別	—	—	低濃縮（約 4%） 二酸化ウラン、ウ ラン・プルトニウム 混合酸化物 ※	低濃縮（約 4%） 二酸化ウラン
燃料装荷重			約 89 トン	約 89 トン
営業運転開始	S50 年 10 月	S56 年 3 月	H6 年 3 月	H9 年 7 月
運転状況	運転終了 H27.4.27	運転終了 H31.4.9	H30.3 再稼働	H30.6 再稼働

※ 集合体平均 4.1%濃縮ウラン相当以下

3. 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ



4. 原子力災害対策重点区域の範囲（原子力災害対策指針から抜粋）

(1) 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、後述の「5緊急事態区分とEAL」に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。

発電用原子炉施設に係る PAZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、PAZ の最大半径を原子力施設から 3～5 km の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 5 km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(2) 緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZ とは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OIL に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

発電用原子炉施設に係る UPZ の具体的な範囲については、IAEA の国際基準において、UPZ の最大半径は原子力施設から 5～30km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径 30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

5. 緊急事態区分と EAL

（加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉運転等のための施設（当該施設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。））

		各事態を判断する事象	措置の概要
緊急 事態 区分	警戒 事態	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
		② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	
		③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	
		④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	
		⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	
		⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	
		⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	
		⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	
		⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。	
		⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	
		⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	
		⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。	
		⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。	
		⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。	
		⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	

	各事態を判断する事象	措置の概要
施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量(※1)又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<p>PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>
全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

各事態を判断する事象		措置の概要
全面緊急事態	⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	
	⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	
	⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量(※ 2)又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)	
	⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

※ 1 1 地点で 5 μ Sv/h 以上を検出した場合

※ 2 1 地点で 5 μ Sv/h 以上を 10 分間以上継続又は、2 地点以上で 5 μ Sv/h 以上を検出した場合

6. OIL と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 (※1)	防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 (※2))	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	B線:40,000 cpm (※3) (皮膚から数 cm での検出器の計数率) B線:13,000cpm (※4) 【1か月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(※5)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 (※2))	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。	
飲食物摂取制限 (※ 9)	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (※6) (地上1m で計測した場合の空間放射線量率 (※2))	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
		OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 (※7)	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
	放射性ヨウ素		300Bq/kg	2,000Bq/kg (※8)	
	放射性セシウム		200Bq/kg	500Bq/kg	
	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種		1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

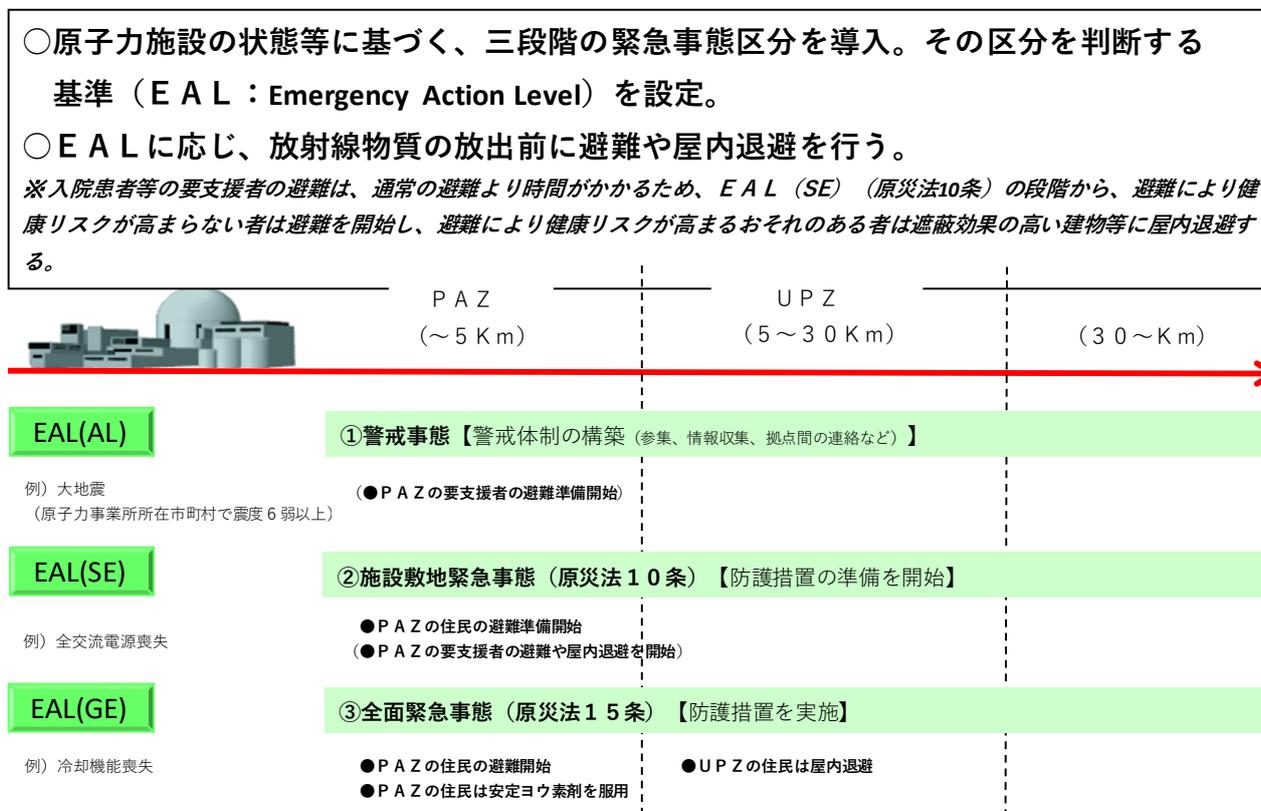
※ 1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必

要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えたときから起算しておおむね 1 日が経過した時点の空間放射線量率（1 時間値）が OIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている B 線の入射窓面積が 20c m² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/c m²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/c m²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である OIL3 等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

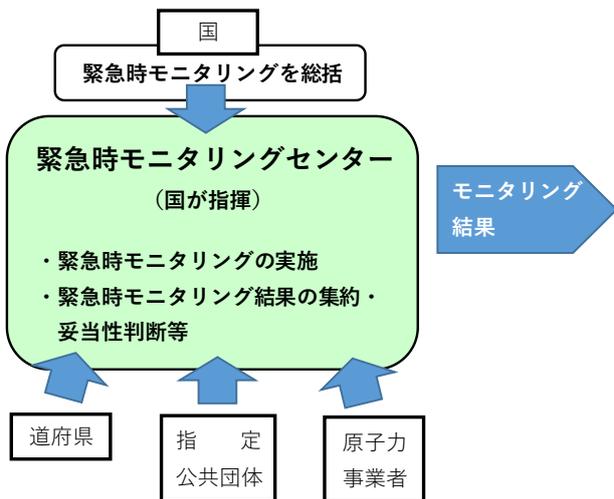
7. EAL,OIL に基づく避難等の規定

EAL による段階的避難／要支援者は早期避難



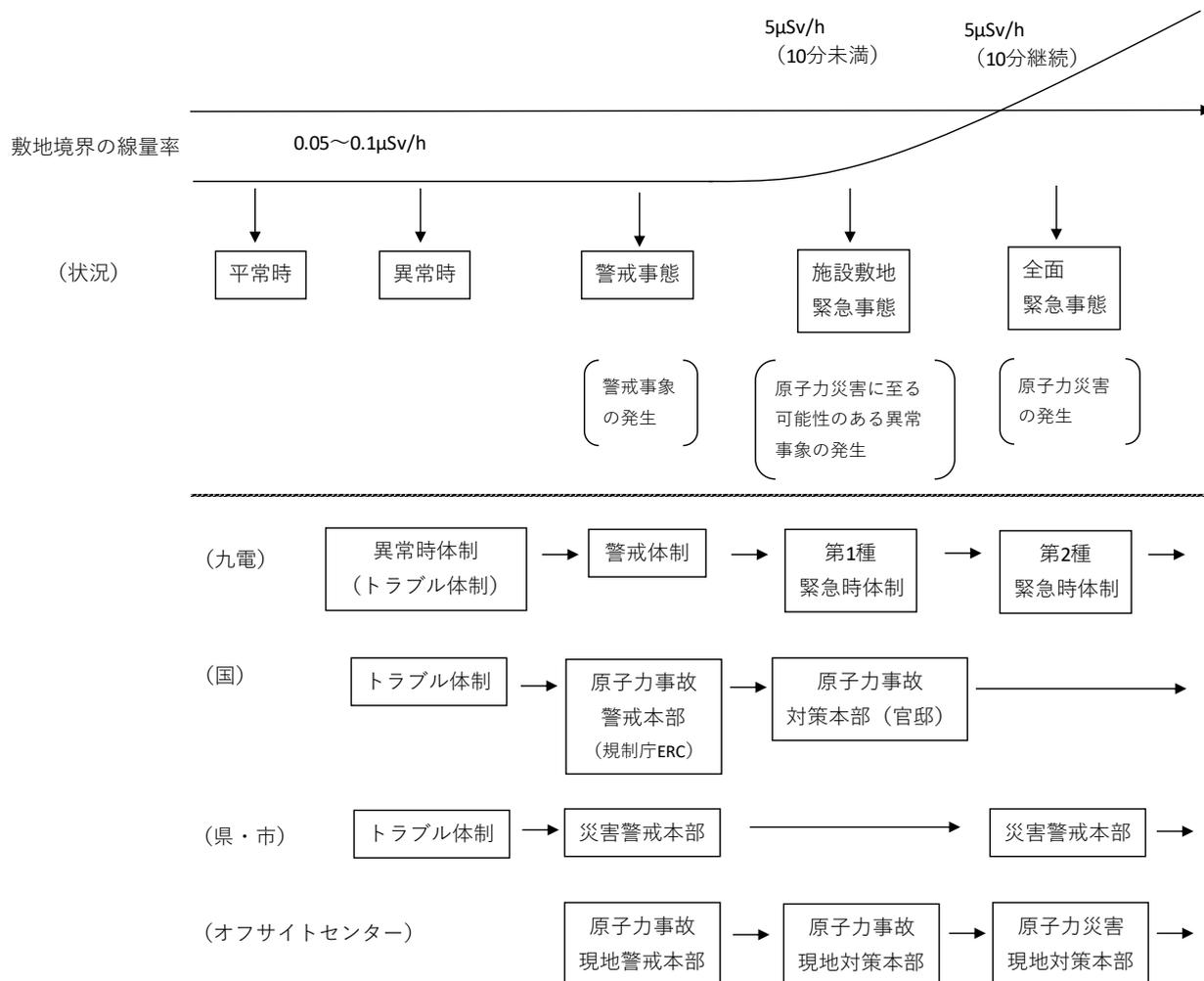
UPZ圏内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ圏内においては住民の屋内退避を実施。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量が一定値以上となる区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により一時移転を実施。

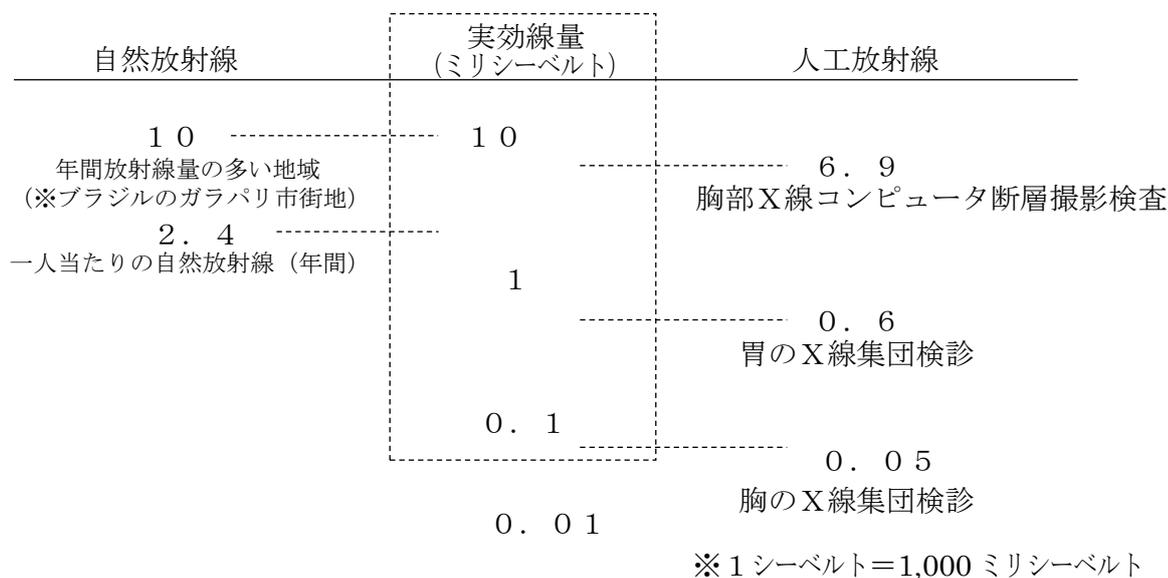


種類	空間放射線量率	防護措置の概要
O I L 1	500 μ Sv/h	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。
O I L 2	20 μ Sv/h	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物の基準	0.5 μ Sv/h	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。

8. 原子力災害発生時の対応



9. 放射線による影響



10. 安定ヨウ素剤の予防服用

表 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量に対する相当量	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム製剤
生後 1 か月未満	12.5	16.3*	ゼリー剤(16.3mg) 1 包
生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	25	32.5*	ゼリー剤(16.3mg) 2 包 又は ゼリー剤(32.5mg) 1 包
3 歳以上 13 歳未満	38	50	1 丸
13 歳以上	76	100	2 丸

*：ゼリー剤又は薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

安定ヨウ素剤による防護効果

放射性ヨウ素は、主にプルーム通過時の吸入摂取と汚染した飲食物の経口摂取によって体内に入る。安定なヨウ素も放射性のヨウ素も同じように血中を介して甲状腺に取り込まれる。

安定ヨウ素剤を服用すると血中のヨウ素濃度が通常以上に高くなり、甲状腺ホルモンの合成が一時的に抑えられ、血中から甲状腺へのヨウ素の取り込みが抑制される。また、血中のヨウ素濃度の大半を安定ヨウ素で占めることにより、放射性ヨウ素の甲状腺への到達量を低減することができる。

放射性ヨウ素が吸入摂取または体内摂取される前の 24 時間以内又は直後に、安定ヨウ素剤を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺への集積の 90%以上を抑制することができる。

また、すでに放射性ヨウ素が摂取された後であっても、8 時間以内の服用であれば、約 40%の抑制効果が期待できる。しかし、16 時間以降であればその効果はほとんどないと報告されている。

安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。

安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用

(1) 副作用の事例

これまでの原子力施設事故後の安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用はチェルノブイリ原子力発電所事故時のポーランドの事例では新生児甲状腺機能低下が 0.37%に、子供の 4.6%に嘔吐、皮膚の発疹、胃痛、下痢、頭痛等の症状が出たとされている。また、福島第一原子力発電所事故時の事例では安定ヨウ素剤を 14 日以上または 20 丸を連続服用した 229 人中 3 人(1.3%)に一過性甲状腺機能低下症がみられている。

(2) 服用不適項目に該当する症状

安定ヨウ素剤の成分、または、ヨウ素に対し過敏症の既往歴のある方は服用不適切者と判断する。

ヨウ素過敏症は、ヨウ素に対する特異体質を有する者に起こるアレルギー反応である。服用直後から数時間後までに発症する急性反応で、発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹、喘息発作等が生じ、重篤になるとショックに陥ることがある。

(3) 慎重投与に該当する症状

ヨード造影剤過敏症の既往歴、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎の既往歴、肺結核、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴の者は慎重投与対象者と判断する。

安定ヨウ素剤備蓄一覧

市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)
松浦市	鷹島診療所	10		80	100
	鷹島支所	5		60	100
	鷹島小学校	1			
	鷹島中学校	1			
	鷹島保育園	1		20	100
	黒島住民センター	1			
	福島診療所	6			
	福島支所	6		60	100
	福島養源小学校	1			
福島中学校	1				

市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)
松浦市	養源保育所	1		20	100
	ひかりヶ丘保育園	1		20	100
	青島診療所	1		20	100
	はまゆう園	1		20	100
	青島小・中学校	1			
	飛鳥放射線防護施設	1			
	松浦市役所	39		160	300
	JCHO 松浦中央病院	39		40	100
	志佐小学校	1			
	志佐中学校	1			
	松浦高等学校	1			
	志佐保育園	1			
	うつみ乳児保育園	1		20	100
	松浦幼稚園	1			
	たのしかこども園	1			
	上志佐小学校	1			
	上志佐保育所	1			
	調川小学校	1			
	調川中学校	1			
	つきっこ保育園	1		20	100
	御厨小学校	1			
	御厨中学校	1			
	じこう保育園・慈光幼稚園	1			
	みくりや双葉園	1			
	星鹿小学校	1			
	ほしか保育園	1			
	今福小学校	1			
	今福中学校	1			
	今福保育園	1			
	波佐見町役場	5		20	100
川棚町役場	3		20	100	
東彼杵町役場	7		20	100	
住民 (3歳以上)	1				
松浦市計	154	0	600	1,700	
佐世保市	佐世保市保健所	51	0	280	900
	佐世保市計	51	0	280	900
平戸市	大島診療所	3	1		100
	度島診療所	2	1		100
	県北保健所	18	1		
	平戸市役所			40	
	平戸市計	23	3	40	200
壱岐市	三島小学校	1	1		
	長島公民館	1	1		
	原島公民館	1	1		
	渡良小学校	1	1		
	渡良保育所	1	1		
	初山小学校	1	1		
	初山保育所	1	1		
	長崎県壱岐病院	39	6		
	壱岐市役所	21	1	300	300
	盈科小学校	1	1		
	郷ノ浦中学校	1			
壱岐高等学校	2				

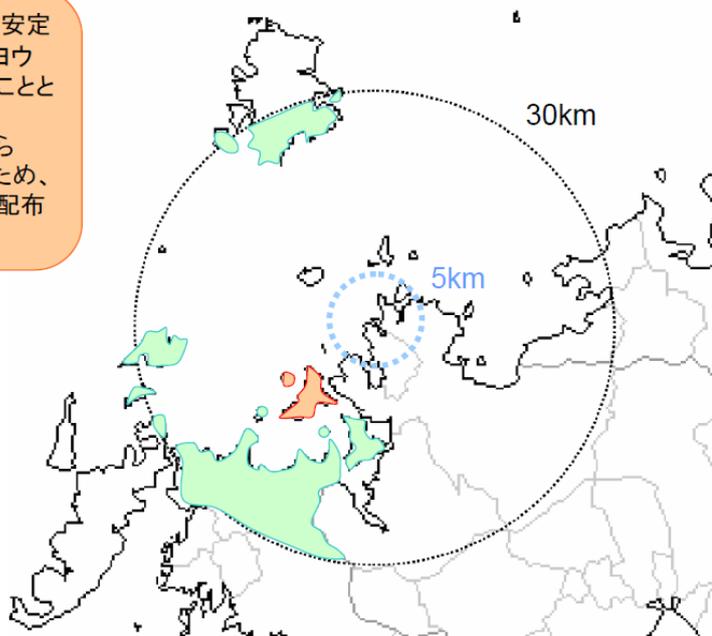
市町名	施設名	安定ヨウ素剤 (丸剤) (箱)	安定ヨウ素剤 (散剤) (瓶)	新生児用ゼリー剤 (包)	乳幼児用ゼリー剤 (包)
壱岐市	武生水保育所	1	1		
	壱岐保育園	1	1		
	あまごころ保育園	1	1		
	さくらんぼ保育園	1	1		
	壱岐市立郷ノ浦幼稚園	1	1		
	柳田小学校	1	1		
	柳田保育所	1	1		
	こどもの家	1	1		
	志原小学校	1	1		
	志原保育所	1	1		
	筒城小学校	1	1		
	筒城保育所	1	1		
	石田支所	11			200
	石田小学校	1	1		
	石田中学校	1			
	石田保育所	1	1		
	三協事業所内保育所	1	1		
	壱岐市立石田幼稚園	1	1		
	勝本支所	10	1		400
	芦辺支所	9	1		300
	壱岐市計	118	33	300	1,200
	合計	346	36	1060	4,000

事前配布

- ・原子力災害対策指針において、PAZでは、安定ヨウ素剤の事前配布を行い、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくこととなっている。
- ・松浦市鷹島地区は、地域の地理的特性からPAZに準じた防護対策を行うこととしているため、安定ヨウ素剤についても、PAZに準じ、事前配布を行うこととする。

緊急配布のための備蓄

- ・PAZ外では、緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくこととなっている。
- ・PAZ外においては、全住民＋一時滞在者も見込んで、緊急時に速やかな配布ができるよう体制を整備する。



11. 避難対象地区の人口・年齢分布

—人口—

	10Km圏内	20Km圏内	30Km圏内	備考
松浦市	799	6,704	20,722	30Km圏内には市全域が含まれる。 全人口20,722人（R6.4.1現在）
佐世保市	0	0	8,787	全人口230,873人（R6.4.1現在）
平戸市	0	0	9,710	全人口28,290人（R6.4.1現在）
壱岐市	0	0	13,434	全人口23,995人（R6.4.1現在）
合計	799	6,704	52,653	

—年齢分布—（年齢別構成比の傾向の把握のための資料）

地区	人口	年齢別の分布状況							
		0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～18歳	19～39歳	40～64歳	65歳以上	年齢不詳
松浦市	20,126	356	542	1,058	1,081	3,024	5,982	7,803	280
		1.8%	2.7%	5.3%	5.4%	15.0%	29.7%	38.8%	1.3%
佐世保市	233,598	4,899	7,071	12,591	13,334	43,237	73,071	76,562	2,833
		2.1%	3.0%	5.4%	5.7%	18.5%	31.3%	32.8%	1.2%
平戸市	27,587	457	767	1,372	1,356	3,407	8,306	11,868	54
		1.7%	2.8%	5.0%	4.9%	12.4%	30.1%	43.0%	0.1%
壱岐市	23,371	361	637	1,317	1,393	2,946	7,240	9,444	33
		1.5%	2.7%	5.6%	6.0%	12.6%	31.0%	40.4%	0.2%
合計	304,682	6,073	9,017	16,338	17,164	52,614	94,599	105,677	3,200

※ 長崎県統計課資料 年齢別推計人口（R5.10.1）

—避難行動要支援者—

	10km 圏内	20km 圏内	30km 圏内	備考
松浦市	28	412	1,190	
佐世保市			500	
平戸市			74	
壱岐市			626	
合計	28	412	2,390	

12. 避難者収容施設

(松浦市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)
1	鷹島	波佐見町勤労福祉会館	波佐見町	井石郷 2255 番地 2 号	453
2		波佐見町体育センター	波佐見町	折敷瀬郷 2078 番地	1,193
3		長崎県立 波佐見高等学校	波佐見町	長野郷 312 番地 5 号	944
4		波佐見町立 東小学校	波佐見町	湯無田郷 808 番地	518
5		宿コミュニティーセンター	波佐見町	宿郷 517 番地	166
6		井石郷公民館	波佐見町	井石郷 2061 番地 1 号	178
7		折敷瀬集落センター	波佐見町	折敷瀬郷 1836 番地 1 号	254
8	福島	波佐見町立 中央小学校	波佐見町	折敷瀬郷 1986 番地	960
9		波佐見町総合文化会館	波佐見町	折敷瀬郷 2064 番地	690

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)	
10	福島	波佐見町立 波佐見中学校	波佐見町	折敷瀬郷 1999 番地	1,004	
11		波佐見町立 南小学校	波佐見町	長野郷 228 番地	805	
12		旧波佐見町立 中央小学校講堂兼公会堂	波佐見町	井石郷 2200 番地	834	
13	今福	東彼杵町立 東彼杵中学校	東彼杵町	蔵本郷 1666 番地	1,448	
14		ながさき東そのぎこどもの村小中学校	東彼杵町	大音琴郷 1621 番地	591	
15		東彼杵町立 千綿小学校	東彼杵町	平似田郷 821 番地 1	1,274	
16		東彼杵町農村環境改善センター	東彼杵町	駄地郷 148 番地	682	
17		東彼杵町立 彼杵小学校	東彼杵町	蔵本郷 1881 番地	1,220	
18	調川	東彼杵町総合会館	東彼杵町	彼杵宿郷 706 番地 4	2,046	
19		東彼杵町教育センター分室	東彼杵町	彼杵宿郷 483 番地 1	340	
20		彼杵児童体育館	東彼杵町	彼杵宿郷 501 番地	1,017	
21		農民研修センター	東彼杵町	彼杵宿郷 483 番地 1	248	
22		蔵本構造改善センター	東彼杵町	蔵本郷 880 番地 1	50	
23		東宿コミュニティセンター	東彼杵町	千綿宿郷 1287 番地 1	120	
24	上志佐	東彼杵町立 (旧)大楠小学校	東彼杵町	菅無田郷 3040 番地	791	
25		東彼杵町立 (旧)千綿小学校	東彼杵町	平似田郷 740 番地	1,290	
26	志佐	大村市体育文化センター	大村市	幸町 25 番地 33	4,428	
27		大村市立大村中学校	大村市	赤佐古町 78 番地	1,428	
28		長崎県立大村高等学校	大村市	久原 1 丁目 591 番地	2,000	
29		大村市立西大村中学校	大村市	松並 1 丁目 116 番地 3	1,285	
30		大村市立桜が原中学校	大村市	桜馬場 2 丁目 487 番地 1	1,428	
31		長崎県立大村工業高等学校	大村市	森園町 1079 番地 3	1,000	
32		大村市立郡中学校	大村市	沖田町 69 番地	1,285	
33	御厨 大崎 田代	川棚町勤労青少年ホーム	川棚町	中組郷 1506 番地	436	
34		川棚町柔剣道場	川棚町	中組郷 1533 番地 1	373	
35		川棚町立 石木小学校	川棚町	石木郷 120 番地 2	540	
36		川棚町立 川棚小学校	川棚町	中組郷 1555 番地	535	
37		川棚町中央公園体育館	川棚町	下組郷 344 番地 1	1,254	
38		東部地区コミュニティセンター	川棚町	石木郷 204 番地	127	
39		川棚町中央公民館	川棚町	中組郷 1506 番地	445	
40		川棚町立 川棚中学校	川棚町	中組郷 1370 番地 3	986	
41		川棚町いきがいセンター	川棚町	下組郷 338 番地 57	594	
42		川棚町立 小串小学校	川棚町	小串郷 1207 番地	540	
43		波佐見町農村環境改善センター	波佐見町	長野郷 173 番地 2 号	528	
44		内海産業会館	波佐見町	湯無田郷 1240 番地 2	209	
45		金屋コミュニティセンター	波佐見町	金屋郷 1165 番地 1 号	143	
46		星鹿	長崎県立川棚高等学校	川棚町	白石郷 64 番地 1 号	1,400
47			川棚町公会堂	川棚町	中組郷 1506 番地	836
48	青島	千綿児童体育館	東彼杵町	駄地郷 182 番地	550	

(佐世保市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)
1	江 迎	梶ノ村	佐世保市	重尾町 188 番地	1,759
2		北田			
3		飯良坂			
		広田中学校			

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)		
4	江 迎	根引	広田中学校	佐世保市	重尾町 188 番地	1,759	
5		栗越					
6		箆尾					
7		中尾	福石小学校	佐世保市	大宮町 32 番 1 号	1,262	
8		奥川内	日宇スポーツセンター	佐世保市	日宇町 522 番地 1	648	
9		長坂	黒髪小学校	佐世保市	黒髪町 52 番 1 号	1,754	
10		上川内	日宇小学校	佐世保市	日宇町 284 番地	1,401	
11		末橋	天神小学校	佐世保市	天神一丁目 11 番 13 号	1,426	
12		三浦	国立 佐世保工業高等専門学校	佐世保市	沖新町 1 番 1 号	1,550	
13		北平					
14		小川内	大塔小学校	佐世保市	もみじが丘町 6745 番地	1,621	
15		赤坂	港小学校	佐世保市	天神町 1603 番地	1,294	
16		志戸氏	日宇中学校	佐世保市	日宇町 2181 番地	1,717	
17		七腕					
18		猪調	佐世保南高等学校	佐世保市	日宇町 2526 番地	2,367	
19		田ノ元	福石中学校	佐世保市	干尽町 2 番 10 号	1,359	
20			崎辺中学校	佐世保市	天神町 1706 番地	1,394	
21			南地区コミュニティセンター	佐世保市	稲荷町 2 番 5 号	828	
22		吉 井	草ノ尾	針尾小学校	佐世保市	針尾中町 1863 番地	850
23	福井		東明中学校	佐世保市	江上町 814 番地	1,243	
24	板樋		江上地区コミュニティセンター有福 体育室	佐世保市	有福町 827 番地	438	
25	梶木場						
26	直谷		佐世保東翔高等学校	佐世保市	重尾町 425 番地 3	2,284	
27			宮小学校	佐世保市	萩坂町 1715 番地	1,233	
28			宮中学校	佐世保市	城間町 338 番地	1,036	
29	前岳		針尾小学校	佐世保市	針尾中町 1863 番地	850	
30	春明		江上小学校	佐世保市	指方町 2382 番地	1,344	
31	橋川内		江上地区コミュニティセンター	佐世保市	指方町 1759 番地	639	
32			針尾地区コミュニティセンター	佐世保市	針尾中町 1538 番地 5	377	
33			針尾地区コミュニティセンター体育室	佐世保市	針尾北町 756 番地	509	
34	世 知 原		北川内	宮地区コミュニティセンター	佐世保市	城間町 345	359
35			赤木場	宮地区コミュニティセンター体育室	佐世保市	萩坂町 1782 番地 1	474
36		中通	三川内中学校	佐世保市	新行江町 957 番地	1,091	
37		太田	日宇地区コミュニティセンター	佐世保市	日宇町 675 番地 2	462	
38		木浦原	早岐地区コミュニティセンター花高体育室	佐世保市	花高三丁目 98 番地 11	437	
39		筈瀬	広田小学校	佐世保市	広田一丁目 25 番 4 号	2,604	
40		岩谷口	早岐地区コミュニティセンター	佐世保市	早岐一丁目 6 番 38 号	1,087	
41		栗迎	広田地区コミュニティセンター	佐世保市	重尾町 63 番地	501	
42			花高小学校	佐世保市	花高三丁目 4 番 1 号	1,840	
43			早岐小学校	佐世保市	早岐二丁目 32 番 12 号	1,676	
44			三川内小学校	佐世保市	口の尾町 698 番地	1,099	
45			早岐中学校	佐世保市	陣の内町 100 番地	1,942	
46		矢櫃	三川内地区コミュニティセンター	佐世保市	三川内本町 289 番地 1	755	

(平戸市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)
1	田平	相浦小学校	佐世保市	上相浦町 3 番 9 号	1,979

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)
2	田平	日野小学校	佐世保市	日野町 1308 番地	1,765
3		相浦西小学校	佐世保市	相浦町 794 番地	1,955
4		相浦西小学校大崎分校	佐世保市	大湊町 467 番地	529
5		赤崎小学校	佐世保市	鹿子前町 330 番地	1,463
6		船越小学校	佐世保市	船越町 759 番地	852
7		金比良小学校	佐世保市	金比良町 1 番 5 号	1,169
8		光海中学校	佐世保市	金比良町 1 番 15 号	1,073
9		相浦中学校	佐世保市	川下町 277 番地	1,769
10		日野中学校	佐世保市	日野町 2079 番地	1,506
11		愛宕中学校	佐世保市	赤崎町 483 番の 2	1,546
12		(旧) 野崎中学校	佐世保市	野崎町 2916 番地	464
13		長崎県立大学佐世保校	佐世保市	川下町 123 番地	8,208
14		佐世保特別支援学校	佐世保市	竹辺町 810 番地	448
15		愛宕地区コミュニティセンター	佐世保市	赤崎町 596 番地 26	467
16		九十九地区コミュニティセンター	佐世保市	下船越町 306 番地 7	275
17		西地区コミュニティセンター	佐世保市	金比良町 1 番 7 号	1,058
18		相浦地区コミュニティセンター	佐世保市	川下町 209 番地 5	1,301
19		総合グラウンド体育館	佐世保市	椎木町無番地	789
20		大久保半島	平戸中学校校舎	平戸市	鏡川町 42 番地
21	平戸中学校体育館		平戸市	1,765	
22	度島	平戸文化センター	平戸市	岩の上町 1529 番地	1,955
23	大島	猶興館高等学校体育館	平戸市	岩の上町 1443 番地	529

(壱岐市)

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)
1	三島	沼津小学校	壱岐市	郷ノ浦町小牧東触 184	532
2	初山	鯨伏小学校	壱岐市	勝本町立石南触 1137-2	585
3		湯本地区公民館	壱岐市	勝本町布気触 818-10	283
4		布気地区老人憩いの家	壱岐市	勝本町百合畑触 398	127
5		立石地区老人憩いの家	壱岐市	勝本町立石南触 583	130
6		勝本小学校	壱岐市	勝本町坂本触 262	140
7		武生水	壱岐西部開発総合センター	壱岐市	勝本町西戸触 182-5
8	勝本中学校		壱岐市	勝本町仲触 1846	1,398
9	勝本町ふれあいセンターかざはや		壱岐市	勝本町大久保触 1736-2	1,036
10	勝本地区公民館		壱岐市	勝本町勝本浦 211-3	277
11	西部地区老人憩いの家		壱岐市	勝本町勝本浦 389	206
12	大坂地区老人憩いの家		壱岐市	勝本町大久保触 1724-1	109
13	柳田	霞翠小学校	壱岐市	勝本町西戸触 550	585
14		新城地区老人憩いの家	壱岐市	勝本町北触 37	118
15	志原	那賀小学校	壱岐市	芦辺町中野郷西触 174	572
16		芦辺中学校	壱岐市	芦辺町中野郷西触 400	845
17	筒城	壱岐商業高校体育館	壱岐市	勝本町新城西触 282	1,462
18		勝本 B & G 体育館	壱岐市	勝本町新城西触 1694	1,262
19	石田	(旧) 箱崎中学校	壱岐市	芦辺町箱崎大左右触 2323	888
20		箱崎小学校	壱岐市	芦辺町箱崎釘ノ尾触 652	720
21		瀬戸小学校	壱岐市	芦辺町箱崎大左右触 315	720
22		箱崎地区公民館	壱岐市	芦辺町箱崎大左右触 924	200

	避難対象地区	名称	市町名	所在地	面積(m ²)
23	石田	芦辺町クオリティライフセンターつばさ	壱岐市	芦辺町箱崎中山触 2548	1,305
24		瀬戸幼稚園	壱岐市	芦辺町箱崎大左右触 920	348
25		箱崎幼稚園	壱岐市	芦辺町箱崎釘ノ尾触 652	160
26		箱崎僻地保健福祉館	壱岐市	芦辺町箱崎釘ノ尾触 1293	149
27	八幡	壱岐島開発総合センター	壱岐市	芦辺町諸吉大石触 197	759
28		芦辺小学校	壱岐市	芦辺町芦辺浦 546	650
29	田河	芦辺地区公民館	壱岐市	芦辺町芦辺浦 524	250
30		芦辺浦住民集会所	壱岐市	芦辺町芦辺浦 85-3	162
31		芦辺保育所	壱岐市	芦辺町諸吉大石触 665	386
32	那賀	那賀地区公民館	壱岐市	芦辺町中野郷西触 362	193
33		那賀幼稚園	壱岐市	芦辺町住吉山信触 1007	208

13. 避難対象範囲にある施設

(1) 学校

—小学校—

(松浦市)

	校名	所在地	児童数	職員数
1	御厨小学校	御厨町前田免 10	185	23
2	星鹿小学校	星鹿町下田免 700	70	17
3	志佐小学校	志佐町浦免1590	367	37
4	上志佐小学校	志佐町笛吹免 901	45	14
5	調川小学校	調川町下免 986	72	20
6	今福小学校	今福町東免 16	95	18
7	福島養源小学校	福島町塩浜免 2950	112	21
8	鷹島小学校	鷹島町中通免 1914-2	65	18
9	青島小学校(併)	星鹿町青島免 701	5	10

(佐世保市)

	校名	所在地	児童数	職員数
1	吉井南小学校	佐世保市吉井町前岳 27-3	186	24
2	吉井北小学校	佐世保市吉井町直谷 1030	68	19
3	世知原小学校	佐世保市世知原町栗迎 194-1	98	22
4	江迎小学校	佐世保市江迎町中尾 126	143	23
5	猪調小学校	佐世保市江迎町猪調 1000	109	20

(平戸市)

	校名	所在地	児童数	職員数
1	度島小学校(併)	平戸市度島町 1082	34	12
2	大島小学校	平戸市大島村前平 2749	27	14
3	田平北小学校	平戸市田平町小手田免 970	284	27
4	田平南小学校	平戸市田平町下寺免 44	61	15
5	田平東小学校	平戸市田平町下亀免 583	66	18
6	田助小学校	平戸市大久保町 441-1	57	13

(壱岐市)

	校名	所在地	児童数	職員数
1	盈科小学校	壱岐市郷ノ浦町本村触 589	274	31

	校名	所在地	児童数	職員数
2	三島小学校	壱岐市郷ノ浦町大島 815	2	8
3	志原小学校	壱岐市郷ノ浦町大原触 115	47	19
4	初山小学校	壱岐市郷ノ浦町初山西触 807-1	38	12
5	石田小学校	壱岐市石田町石田西触 1238	163	22
6	筒城小学校	壱岐市石田町筒城西触 191	37	12

—中学校—

(松浦市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	御厨中学校	御厨町里免 577	127	22
2	青島中学校(併)	星鹿町青島免 701	2	13
3	志佐中学校	志佐町浦免 808	220	26
4	調川中学校	調川町下免 1009	47	18
5	今福中学校	今福町浦免 431-5	59	17
6	福島中学校	福島町塩浜免 2953-1	59	19
7	鷹島中学校	鷹島町中通免 1914-2	48	18

(佐世保市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	世知原中学校	世知原町栗迎 132-1	61	18
2	江迎中学校	江迎町乱橋 584	127	24
3	吉井中学校	吉井町前岳 3-2	140	27

(平戸市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	度島中学校(併)	度島町 1082	13	15
2	大島中学校	大島村前平 2037-1	15	16
3	田平中学校	田平町荻田免 20	189	25

(壱岐市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	郷ノ浦中学校	郷ノ浦町本村触 75	255	29
2	石田中学校	石田町石田西触 1547	140	23

—高等学校—

(松浦市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	松浦高等学校	志佐町浦免 738-1	182	38

(平戸市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	北松農業高等学校	田平町小手田免 54-1	191	50

(壱岐市)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	壱岐高等学校	郷ノ浦町片原触 88	423	51

—特別支援学校—

(壱岐市)

	校名	所在地	児童生徒数	職員数
1	虹の原特別支援学校 壱岐分校	郷ノ浦町本村触 589	小中学部 10 高等部 10	14 13

(2) 保育所・幼稚園

(松浦市)

	名称	所在地	児童数
1	みくりや双葉園	御厨町前田免 541-1	72
2	じこう保育園・慈光幼稚園	御厨町中野免 13-1	37
3	今福保育園	今福町東免 2681-1	102
4	志佐保育園	志佐町浦免 1459-1	41
5	松浦幼稚園	志佐町浦免 1567-1	71
6	たのしかこども園	志佐町栢木免 1725	50
7	うつみ乳児保育園	志佐町庄野免 50	26
8	上志佐保育所	志佐町笛吹免 920-2	41
9	ほしか保育園	星鹿町下田免 193-1	47
10	はまゆう園	星鹿町青島免 483-1	3
11	鷹島保育園	鷹島町神崎免 139	27
12	つきっこ保育園	調川町下免591-1	24
13	ひかりヶ丘保育園	福島町塩浜免 2449-35	42
14	養源保育所	福島町原免 1771	13

(佐世保市)

	名称	所在地	児童数
1	おはしほいくえん	吉井町橋川内 486-5	54
2	吉井北保育園	吉井町直谷 1065-1	54
3	なでしこ保育所(北松中央病院)	江迎町小川内 34-4	12
4	江迎青い実幼児園	江迎町猪調 915	104
5	江迎幼稚園・保育園	江迎町長坂 50-1,25-3	121
6	潜竜聖母幼稚園	江迎町田ノ元 503-6	40
7	世知原保育園	世知原町栗迎 263	48
8	ゆりかご保育園	世知原町栗迎 89-9	46

(平戸市)

	名称	所在地	児童数
1	大島村保育所	大島村前平 2037-1	22
2	花園保育園	田平町下亀免 968-1	73
3	谷川病院にこにこハウス	田平町山内免 402-1	4
4	青洲会病院託児所	田平町山内免 613-9	14
5	平戸口社会館	田平町山内免 764-2	109
6	度島町へき地保育所	度島町 1655	24

(老岐市)

	名称	所在地	児童数
1	武生水保育所	郷ノ浦町郷ノ浦 495	142
2	筒城保育所	石田町筒城西触 144-7	18
3	老岐保育園	郷ノ浦町片原触 80-1	59
4	三島保育所長島分園	郷ノ浦町長島 45	2
5	志原保育所	郷ノ浦町大原触 90-2	20
6	初山保育所	郷ノ浦町初山東触 238-3	11
7	あまごころ保育園	郷ノ浦町永田触 298-1	21
8	さくらんぼ保育園	郷ノ浦町東触 1010	12
9	老岐市立郷ノ浦幼稚園	郷ノ浦町本村触 607-2	75
10	石田こども園	石田町石田西触 1244	157

(3) 病院・診療所

(松浦市) 有床

	名称	所在地	病床数
1	医療法人長愛会 菊地病院	志佐町浦免 1765-4	92
2	白壁外科医院	今福町浦免 423	19
3	JCHO 松浦中央病院	志佐町浦免 856-1	67
4	医療法人社団壯志会 押淵医院	御厨町里免 37 番地 1	19
5	医療法人社団昌徳会 田中病院	御厨町里免 871	79
6	国民健康保険直営松浦市立福島診療所	福島町塩浜免 2944-21	19
7	中山レディースクリニック	志佐町里免 297	13

無床

	名称	所在地
1	国民健康保険直営松浦市立福島診療所原分院	福島町原免 1106
2	医療法人 坂口こどもクリニック	志佐町浦免 1738-2
3	能塚医院	志佐町高野免 120-1
4	松浦市立青島診療所	星鹿町青島免 651
5	国民健康保険直営松浦市立鷹島診療所	鷹島町神崎免 352-1
6	木村内科循環器科	調川町下免 91

(佐世保市) 有床

	名称	所在地	病床数
1	地方独立行政法人 北松中央病院	江迎町赤坂 299	189
2	医療法人十全会 潜竜徳田循環器科内科整形外科病院	江迎町田の元 467	60
3	医療法人敬仁会 松浦病院	世知原町栗迎 9-1	159

無床

	名称	所在地
1	たいら内科	江迎町三浦 51-1
2	医療法人 川上歯科医院	江迎町長坂 145
3	山部歯科医院	江迎町長坂 180-9
4	医療法人ウエルネス おおさと整形外科リハビリテーション科	吉井町直谷 1260
5	松瀬医院	吉井町橋川内474-6

	名称	所在地
6	医療法人智松会 松瀬診療所	吉井町直谷 1202-6
7	世知原クリニック	世知原町栗迎 155-1
8	ななえ歯科クリニック	世知原町栗迎 105-7

(平戸市) 有床

	名称	所在地	病床数
1	社会医療法人青洲会 青洲会病院	田平町山内免 612 番地 4	183
2	医療法人裕光会 谷川病院	田平町山内免 400 番地	54
3	医療法人流星群 はたえ眼科	田平町山内免 460 番地 1	8
4	医療法人愛恵会 平戸愛恵病院	田平町野田免 202 番地	120

無床

	名称	所在地
1	平戸市国民健康保険度島診療所	度島町 1673
2	平戸市国民健康保険大島診療所	大島村神浦 154
3	平戸市国民健康保険大島診療所の山出張所	大島村的山内 796-1
4	医療法人純健会 しおざわ内科消化器科	田平町小手田免 946

(壱岐市) 有床

	名称	所在地	病床数
1	長崎県壱岐病院	郷ノ浦町東触 1626	200
2	医療法人玉水会赤木病院	郷ノ浦町本村触 111	117
3	品川病院	郷ノ浦町東触 854-1	48
4	光武内科循環器科病院	郷ノ浦町郷ノ浦 15-3	88

無床

	名称	所在地
1	さくら耳鼻咽喉科クリニック	郷ノ浦町郷ノ浦 11
2	光風・ふくしまクリニック	郷ノ浦町東触字平 1006-1
3	山内眼科医院	郷ノ浦町東触 1310
4	光の苑診療所	郷ノ浦町志原西触 1066
5	でぐち整形外科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 53-2
6	医療法人村瀬歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 123
7	赤木玉水堂歯科診療所	郷ノ浦町本村触 129
8	医療法人光武歯科医院	郷ノ浦町郷ノ浦 13
9	ひさた歯科医院	郷ノ浦町柳田触 114
10	江田小児科内科医院	石田町印通寺浦 302
11	江田歯科医院	石田町印通寺浦 327-2
12	平山医院	石田町石田西触 1071-1

(4) 高齢者福祉施設

(松浦市)

	名称	種別	所在地	定員
1	いろは島荘	特別養護老人ホーム	福島町塩浜免 3002	50
2	愛光園	特別養護老人ホーム	志佐町浦免 270	60
3	青山荘	特別養護老人ホーム	御厨町里免 395-1	100
4	海光園	養護老人ホーム	星鹿町北久保免 682	50

	名称	種別	所在地	定員
5	海光園(地域密着型)	特別養護老人ホーム	星鹿町北久保免 682	29
6	建禄園	軽費老人ホーム	福島町端免 78	50
7	よかとこ	介護老人保健施設	星鹿町牟田免 401	80
8	ふえふきよりあいの場	有料老人ホーム	志佐町笛吹免 1057-3	8

(佐世保市)

	名称	種別	所在地	定員
1	老福荘	特別養護老人ホーム	江迎町赤坂 282 番地 24	80
2	サンフラワー	特別養護老人ホーム	吉井町直谷 368 番地 6	50
3	パールホーム	特別養護老人ホーム	世知原町栗迎 1 番地	50
4	グリーンホーム	養護老人ホーム	世知原町栗迎 1 番地	50
5	さくらプレイス	有料老人ホーム	吉井町直谷 1242-2	50

(平戸市)

	名称	種別	所在地	定員
1	田平ホーム	特別養護老人ホーム	田平町山内免 232 番地	60
2	のぞみ	介護老人保健施設	田平町山内免 400 番地	28
3	ひらどせと	介護老人保健施設	田平町山内免 613-18	100

(壱岐市)

	名称	種別	所在地	定員
1	光の苑	特別養護老人ホーム	郷ノ浦町志原西触 1066-1	60
2	光風	介護老人保健施設	郷ノ浦町郷ノ浦東触字平 1006-1	80

(5) 高齢者グループホーム等

(松浦市)

	名称	種別	所在地	定員
1	松浦市高齢者生活福祉センター	生活支援ハウス	鷹島町神崎免 137-1	13
2	たけべ	認知症対応型グループホーム	今福町北免 2091-1	27
3	元気の家	認知症対応型グループホーム	志佐町赤木免 253 番地	9
4	ひなたぼっこ	認知症対応型グループホーム	志佐町浦免 206 番地	18
5	しさんまち	認知症対応型グループホーム	志佐町浦免 1775-1	18
6	ゆうゆう	認知症対応型グループホーム	御厨町里免 397 番地 10	18
7	かもめ	認知症対応型グループホーム	御厨町里免 893 番地	18
8	GH たからじま	認知症対応型グループホーム	鷹島町中通免 1910-1	18

(佐世保市)

	名称	種別	所在地	定員
1	槇の木庵	生活支援ハウス	江迎町赤坂 282-24	10
2	まさき	認知症対応型グループホーム	江迎町猪調 1062 番地 3	18
3	泰葉	認知症対応型グループホーム	江迎町北平 6 番 1	18
4	えびらお	認知症対応型グループホーム	江迎町栗越 801-2	18
5	ゆたんぼ・喜笑	認知症対応型グループホーム	吉井町直谷 1278 番地 1	18
6	よしいの郷	認知症対応型グループホーム	吉井町橋川内 570 番地 4	18
7	あじさい	認知症対応型グループホーム	世知原町筥瀬 778 番地 3	18
8	茶々の里	認知症対応型グループホーム	世知原町木浦原 772	9
9	さくらプレイス江迎	サービス付き高齢者向け住宅	江迎町三浦 22-19	25

	名称	種別	所在地	定員
10	さくらプレイス江迎弐番館	サービス付き高齢者向け住宅	江迎町三浦 22-19	8
11	パスカ	サービス付き高齢者向け住宅	江迎町栗越 214-2	24
12	えびらお	サービス付き高齢者向け住宅	江迎町栗越 801-3	25
13	竹の子ホーム	有料老人ホーム	世知原町栗迎 89-48	25
14	はしかわち	有料老人ホーム	吉井町橋川内 991-5	25

(平戸市)

	名称	種別	所在地	定員
1	平戸市大島高齢者生活福祉センター	生活支援ハウス	大島村前平 2727	10
2	おれんじ友	認知症対応型グループホーム	大島村前平字小田ノ原 2742-1	18
3	かぶとむし	認知症対応型グループホーム	田平町深月免 405 番地 1	18
4	別荘葉蘭	サービス付き高齢者向け住宅	田平町野田免 186-47	5

(壱岐市)

	名称	種別	所在地	定員
1	みのり	認知症対応型グループホーム	郷ノ浦町東触 1010 番地 1	9
2	壱岐の郷	認知症対応型グループホーム	石田町筒城東触 1840 番地 3	9
3	リバティハウス	サービス付き高齢者向け住宅	郷ノ浦町永田触字八枝 295 番地 4	20

(6) 障害者支援施設

(佐世保市)

	名称	種別	所在地	定員
1	潤心	施設入所支援	吉井町直谷 372 番地 2	40
2	白岳学園	施設入所支援	江迎町奥川内 300 番地 1	40

(平戸市)

	名称	種別	所在地	定員
1	草笛が丘	施設入所支援	田平町古梶免字吹上 40 番地 1	47
2	平戸祐生園	施設入所支援	大久保町 2188 番地	50

(7) 障害者グループホーム等

(松浦市)

	名称	種別	所在地	定員
1	グループホーム福祉の里	共同生活援助	御厨町里免 960 番地 1	6

(佐世保市)

	名称	種別	所在地	定員
1	グループホームせちばる	共同生活援助	世知原町栗迎 1 番地	18
2	グループホームみらい	共同生活援助	世知原町筥瀬 777-4	24
3	グループホームやなせ	共同生活援助	世知原町筥瀬 778-3	18
4	アシタバ	共同生活援助	吉井町直谷 368-6	16
5	北松事業所	共同生活援助	江迎町小川内 15-3	72
6	ダイバースホーム	共同生活援助	江迎町長坂 164-29	7
7	サンライフ長坂	共同生活援助	江迎町長坂 189-1	17
8	指定共同生活援助事業所サン	共同生活援助	江迎町北田 544-3	19

(平戸市)

	名称	種別	所在地	定員
1	共同生活事業所「椿崎」	共同生活援助	田平町小手田免椿崎 534-1	19
2	ワークハウス	共同生活援助	田平町小崎免 739	19
3	椿の会	共同生活援助	田平町下亀免 1133	9

(壱岐市)

	名称	種別	所在地	定員
1	ともいき	共同生活援助	郷ノ浦町郷ノ浦 598	16
2	壱岐地域生活ホームひまわりの家	共同生活援助	郷ノ浦町片原触 2510	18
3	グループホームラクラ	共同生活援助	石田町石田西触 1048-1	5
4	はーとふるらいふ飛翔	宿泊型自立訓練	郷ノ浦町坪触 3151-4	10

14. 主な観光施設等

(松浦市)

	施設等名	所在地
1	白浜海水浴場	鷹島町阿翁免
2	松浦市立埋蔵文化財センター	鷹島町神崎免 151 番地
3	不老山総合公園	志佐町高野免 377
4	柚木川内キャンプ場	志佐町柚木川内免
5	初崎キャンプ場	福島町鍋串免
6	福島オートキャンプ場	福島町塩浜免

(佐世保市)

	施設等名	所在地
1	九十九島パールシーリゾート	鹿子前町 1008 番地
2	弓張岳	-
3	石岳	-
4	西海橋	針尾東町
5	鳥帽子岳	-
6	ハウステンボス	ハウステンボス町 1-1
7	海上自衛隊佐世保史料館	上町 8-1
8	白岳自然公園	江迎町奥川内 253-6

(平戸市)

	施設等名	所在地
1	聖フランシスコザビエル記念教会	鏡川町 269
2	田平天主堂	田平町小手田免 19
3	平戸オランダ商館	大久保町 2477
4	松浦史料博物館	鏡川町 12
5	平戸城	岩の上町 1458
6	平戸切支丹資料館	大石脇町 1502-1
7	白岳公園	大久保町
8	たびら昆虫自然園	田平町荻田免 1628-4
9	里田原歴史民俗資料館	田平町里免 236-2
10	平戸瀬戸市場	田平町山内免 345-15

(壱岐市)

	施設等名	所在地
1	一支国博物館	芦辺町深江鶴亀触 515-1
2	原の辻ガイドダンス	芦辺町深江鶴亀触 1092-5
3	松永記念館	石田町印通寺浦 360

15. 車両及び船舶の状況

(1) 乗合自動車、貸切旅客自動車

(松浦市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
松浦観光バス(株)	松浦市志佐町栢木免 1744-8	大型	3	162	0956-72-2525
		中型	1	40	
		マイクロ	7	147	
		マイクロ (ハイエース)	2	24	

(佐世保市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
西肥自動車(株)	佐世保市潮見町 16-10	小型	5	170	0956-31-8118
		中型	56	3,024	
		大型	137	10,275	
させぼバス(株)	佐世保市白南風町 7-38	小型	3	102	0956-28-2822
		中型	8	432	
		大型	10	750	
ヒューマンバス	佐世保市早苗町 697-1	小型	3	76	0956-38-1727
		中型	2	73	
		大型	4	216	

(平戸市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
西肥自動車(株)	平戸市大久保町 1256-2	大型	24	1,440	0950-22-3171
		中型	2	110	
生月自動車(有)	平戸市生月町里免 657-3	大型	6	60	0950-53-0516
		中型	2	55	
		小型	6	25	
大川陸運(株)	平戸市大山町 581-2	大型	1	60	0950-24-2423
		中型	1	55	
		小型	6	25	

(壱岐市)

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
壱岐交通(株)	郷ノ浦町東触 575-2	大型	8	360	0920-47-1255 0920-47-1161
		中型	1	33	
		小型	1	25	
(有)玄海交通	石田町筒城東触 1730	大型	6	336	0920-44-5826
		中型	3	113	
		小型	4	87	

(2) 消防機関の救急車両

	ポンプ車	水槽付 ポンプ車	消防自動 車はしご付	泡原液 搬送車	化学 消防車	救急車	合計
(松浦市)	2	2	0	0	0	5	9
(佐世保市)	13	7	3	0	2	20	45
(平戸市)	2	4	1	0	0	6	13
(壱岐市)	2	3	1	0	1	4	11

(3) 船舶

(松浦市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
鷹島汽船(有)	松浦市鷹島町中通免 228-4	たかしま	96	0955-48-2327
		フェリーたかしま2	96	
松浦市交通船	松浦市鷹島町黒島免 154	交通船 くろしま	12	0955-48-2835
(有)金子廻漕店	伊万里市山城町立岩 2774-1	つばき2	70	0955-28-3035

(佐世保市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
西海沿岸商船 (株)	佐世保市万津町 7-3	フェリーかしま	120	0956-24-1004
		れびーど	202	
		れびーどエクセル	245	
		れびーど2	92	
九州商船(株) 佐世保営業所	佐世保市万津町 3-5	フェリーなみじ	432	0956-22-6161
		フェリーいのり	432	
		シーエンジェル	140	
		シークイーン	140	
崎戸商船(株)	佐世保市万津町 7-3	フェリーみしま	145	0956-25-6118
黒島旅客船(有)	佐世保市黒島町 233	フェリーくろしま	130	0956-56-2516
佐世保市	佐世保市八幡町 1-10	つくも(市防災船)	20	
		みつしま	32	

(平戸市)

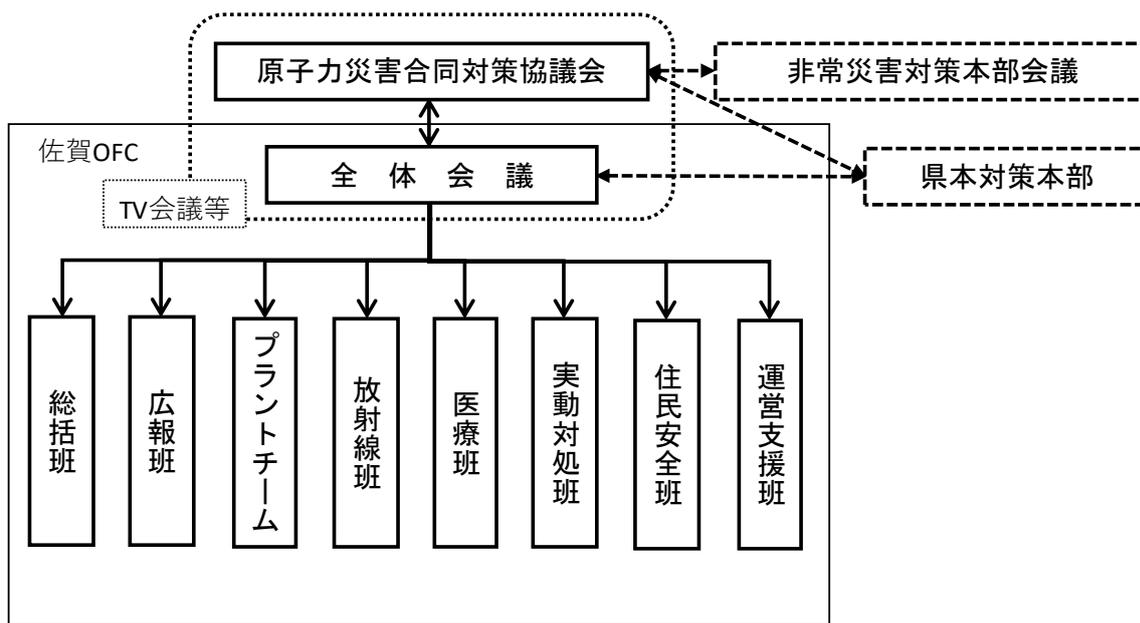
事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
総務部総務課 交通政策班	平戸市岩の上町 1508-3	フェリー大島	150	0950-22-9101
竹山運輸(有)	平戸市度島町 1651	フェリー度島	95	0950-25-2011
		第三フェリー度島	95	
津吉商船(株)	平戸市前津吉町 260	つよし	44	0950-27-0025

(壱岐市)

事業者名	所在地	船名	旅客定員	連絡先
壱岐市	壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地	フェリーみしま	100	0920-48-1111
九州郵船	福岡市博多区神屋町 1 番 27 号	フェリーちくし	753	092-281-0831
		フェリーきずな	678	
		ヴィーナス	263	
		ヴィーナス2	257	
		エメラルドからつ	350	
		ダイヤモンドいき	350	

16.緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動

（対策拠点施設の組織）



（原子力災害合同対策協議会の活動）

対策協議会	役割
全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整 ・緊急事態解除宣言、緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小等について国本部への提言 ・対策拠点施設内の情報共有 ・各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・緊急事態対応方針の決定事項の連絡 ・各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認

（各班の機能・掌握事務）

班	機能	事務分掌
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営事務局 ・現地对策本部長の補佐 ・協議会の調整事項の伝達 ・国、自治体等との連絡調整 ・屋内退避、避難の情報集約 ・緊急事態解除宣言の具申
広報班	報道機関等対応 住民等への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等への対応 ・住民等への対応
プラントチーム	事故状況の把握 事故の推移予測	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント情報の収集 ・事故の推移予測

班	機能	事務分掌
放射線班	放射線影響評価 放射線濃度予測	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の整理 被ばく線量の予測 モニタリングデータ収集 屋内退避、避難指示等の検討 飲食物摂取制限勧告検討
医療班	被災者に対する 医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の把握 救命、救助状況の把握 屋内退避、避難状況の把握
実動対処班	実動象徴又は官邸チーム実働対処班及び ERC チーム実働対処班との 連絡・調整	
住民安全班	被災者の救助と 社会秩序の維持 活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> 救急、救命状況の把握 交通規制状況の把握 緊急輸送実施状況の把握 飲食物摂取制限状況把握
運営支援班	オフサイトセンター 内の管理	<ul style="list-style-type: none"> 参集者の食料等の調達 センターの環境整備 センターの出入り管理

(対策拠点施設に派遣する職員)

	現地災害対策本部		事故対策 連絡会議
	構成員	補助構成員	
長崎県	副知事	防災企画課参事 地域環境課職員	防災企画課参事
長崎県警察	警備課課長補佐		
松浦市	副市長	総務班職員	総務班職員

※副知事が不在の場合、危機管理対策監が対応。その他の職員についても、代理の者が対応する。

	機能班				
	総括班	放射線班	医療班	住民安全班	広報班
長崎県	防災企画課 職員	環境保健研究 センター職員	医療政策課 班長		広報課職員
長崎県警察				警備課 課長補佐	
松浦市	総務班職員	民生班職員	保健衛生班 職員	民生班職員	企画広報班 職員

17. 防災資機材等の配備状況
[放射線固定監視局の配置]



<モニタリングステーション>			
地図番号	名称	大気モニタ	ヨウ素サンブラ
①	松浦市	鷹島測定局	○
②		福島測定局	-
③	佐世保市	江迎測定局	○
④		世知原測定局	-
⑤	平戸市	大久保測定局	-
⑥		大島測定局	-
⑦	壱岐市	壱岐空港測定局	○

<電子線量計>			
地図番号	名称	大気モニタ	ヨウ素サンブラ
1	松浦市	黒島局	-
2		飛島局	-
3		今福局	-
4		鯛川局	-
5		志佐笛吹局	-
6		御厨局	-
7		青島局	-
8		志佐局	○
9	佐世保市	吉井局	-
10	平戸市	度島局	-
11		田平局	○
12	壱岐市	石田局	-
13		初山局	-
14		原島局	-
15		郷ノ浦局	-

[環境モニタリング設備、機器類]

令和3年3月31日現在(単位:台)

項目	測定機器名	数量	配備場所
空間線量等測定用(固定式)	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ・ヨウ素サンプラ(壱岐市壱岐空港のみ)	3	松浦市鷹島、佐世保市江迎、壱岐市壱岐空港
	高線量・低線量測定器、気象観測装置	4	松浦市福島、佐世保市世知原、平戸市大久保、平戸市大島
	高線量・大気モニタ・ヨウ素サンプラ	2	松浦市志佐、平戸市田平
	高線量	13	松浦市(黒島、飛島、今福、調川、志佐笛吹、御厨、青島)、佐世保市吉井、平戸市度島、壱岐市(石田印通寺、郷ノ浦初山、郷ノ浦原島、郷ノ浦本村)
空間線量等測定用(移動式)	NaIシンチレーション式サーベイメータ(γ線)	11	環境保健研究センター(6) 県北保健所(2) 壱岐保健所(3)
	シンチレーションサーベイメータ(β線)	5	環境保健研究センター(5)
	電離箱式サーベイメータ	4	環境保健研究センター(4)
	ハンディサーベイシステム	2	環境保健研究センター
	可搬型ダストモニタ	2	環境保健研究センター(1) 松浦市鷹島(1)
	可搬型モニタリングポスト	5	環境保健研究センター(4) 壱岐保健所(1)
	モニタリング資機材搬送車	1	環境保健研究センター
環境試料測定用	電子上皿天秤	2	環境保健研究センター
	可搬型Ge半導体検出器	1	環境保健研究センター
	Ge半導体検出器	1	環境保健研究センター
	液体シンチレーションカウンタ	1	環境保健研究センター
	可搬型ガスパワー発電機	2	環境保健研究センター
	ガラス線量計読取装置	1	環境保健研究センター
	ガラス線量計熱処理炉	1	環境保健研究センター
	ガラス線量計乾燥器	1	環境保健研究センター
	ガラス線量計	100	環境保健研究センター
	ガラス線量計保管容器	5	環境保健研究センター
	電気炉(排ガス処理設備付帯)	1	環境保健研究センター
	フードプロセッサ	1	環境保健研究センター
	誘導結合プラズマ質量分析装置	1	環境保健研究センター
	ハイボリウムエアサンプラー	1	松浦市鷹島
	採雨器	1	環境保健研究センター
	可搬型ダストサンプラー	2	環境保健研究センター
	ハンドサンプラー	1	環境保健研究センター
	表面汚染測定用GM計数管式サーベイメータ(β線)	9	環境保健研究センター(3)、 県北保健所(3)、壱岐保健所(3)

項目	測定機器名	数量	配備場所
環境試料測定用	表面汚染測定用 NaI シンチレーション式 サーベイメータ (γ線)	4	環境保健研究センター(4)

[防災資機材等]

令和4年3月31日現在(単位:台)

名 称	数量	配 備 場 所
防護服	7,782	避難対象市、避難対象市消防本部(局)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、県警佐世保署、早岐署、相浦署、松浦署、江迎署、平戸署、壱岐署、川棚署 県(危機管理課、医療政策課、県北保健所、壱岐保健所、県央保健所、西彼保健所、県南保健所、環境保健研究センター)、医療機関
防護靴	1,536	
防護手袋	12,863	
防護マスク	2,616	
靴カバー	9,842	
ポケット線量計 (防災要員)	1,614	松浦市(284)、佐世保市(354)、平戸市(188)、壱岐市(231)、東彼杵町(60)、川棚町(60)、波佐見町(70)、松浦市消防本部(70)、佐世保市消防局(115)、平戸市消防本部(54)、壱岐市消防本部(40)、県警佐世保署(15)、早岐署(10)、相浦署(15)、松浦署(15)、江迎署(10)、平戸署(10)、壱岐署(10)、川棚署(15)、環境保健研究センター(36)、医療政策課(27)、県北保健所(10)、西彼保健所(3)、県央保健所(21)、壱岐保健所(5)、県南保健所(16)、危機管理課(67)、防災航空隊(11)
ポケット線量計 (緊急時医療要員)	426	松浦市(75)、佐世保市(60)、平戸市(60)、壱岐市(60)、東彼杵町(10)、川棚町(10)、波佐見町(10)、医療政策課(27)、県北保健所(17)、壱岐保健所(6)、県央保健所(14)、西彼保健所(14)、県南保健所(6)、医療機関(57)
除染設備	9	佐世保市消防局(1)、平戸市消防本部(1)、医療機関(7)
救護所テント	17	佐世保市(2)、平戸市(3)、壱岐市(3)、東彼杵町(2)、川棚町(2)、波佐見町(3)、県警本部(2)
拡張型エアートtent	5	県警本部
ホールボディカウンタ	1	長崎大学病院
GM 計数管式 サーベイメータ	270	松浦市(35)、佐世保市(16)、平戸市(32)、壱岐市(32)、東彼杵町(7)、川棚町(5)、波佐見町(7)、松浦市消防本部(10)、佐世保市消防局(10)、平戸市消防本部(10)、壱岐市消防本部(10)、県北保健所(10)、壱岐保健所(7)、県央保健所(12)、西彼保健所(10)、県南保健所(8)、医療政策課(11)、防災航空隊(1)、医療機関(5)
NaI シンチレーション式 サーベイメータ	170	松浦市(16)、佐世保市(10)、平戸市(16)、壱岐市(5)、東彼杵町(5)、川棚町(5)、波佐見町(5)、松浦市消防本部(7)、佐世保市消防局(6)、平戸市消防本部(2)、壱岐市消防本部(6)、県北保健所(8)、壱岐保健所(6)、県央保健所(5)、西彼保健所(5)、県南保健所(3)、環境保健研究センター(18)、医療政策課(7)、医療機関(9)、県警察(4)、防災航空隊(1)、危機管理課(21)
電離箱式サーベイメータ	17	避難対象市(4)、危機管理課(1)、県北保健所(2)、県央保健所(2)、県南保健所(1)、医療政策課(3)
簡易サーベイメータ	51	松浦市(15)、佐世保市(9)、平戸市(11)、壱岐市(9)、佐世保市消防局(1)、松浦市消防本部(1)、県警察(4)、危機管理課(1)
ハンディサーベイシステム	2	防災航空隊(2)

[防災資機材等]

平成 29 年 9 月 30 日現在

名 称	数量	配 備 場 所	
安定ヨウ素剤	379,000 丸	丸剤 1,000 丸入、 379 箱	鷹島診療所、福島診療所、青島診療所、松浦市中央診療所、大島村診療所、度島診療所、県北保健所、佐世保市保健所、老岐病院、市役所・支所、避難対象市、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校
	2,050g	粉末 25 g 入、 82 瓶	鷹島診療所、福島診療所、青島診療所、松浦市中央診療所、大島村診療所、度島診療所、県北保健所、佐世保市保健所、老岐病院、市役所・支所、避難対象市、幼稚園・保育園、小学校
安定ヨウ素剤	1,300 剤	ゼリー剤 新生児用 16.3g/剤	市役所・支所、佐世保市保健所
	4,800 剤	ゼリー剤 乳幼児用 32.5g/剤	鷹島診療所、福島診療所、青島診療所、松浦市中央診療所、大島村診療所、度島診療所、県北保健所、佐世保市保健所、市役所・支所

18. 通報様式等

様式7

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

		年 月 日
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
警戒事態該当事象連絡		
		連絡者名 _____ 連絡先 _____
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1	
警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・ ^{いっ} 溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) E C C S の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm→ cpm) モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り (最大値: nGy/h→ nGy/h、No.)
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(玄海町において、震度6弱以上※の地震が発生した場合) ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度 (地震応答観測装置 (3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部)) 【発生日時: 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平(X): gal/水平(Y): gal/鉛直(Z): gal】	

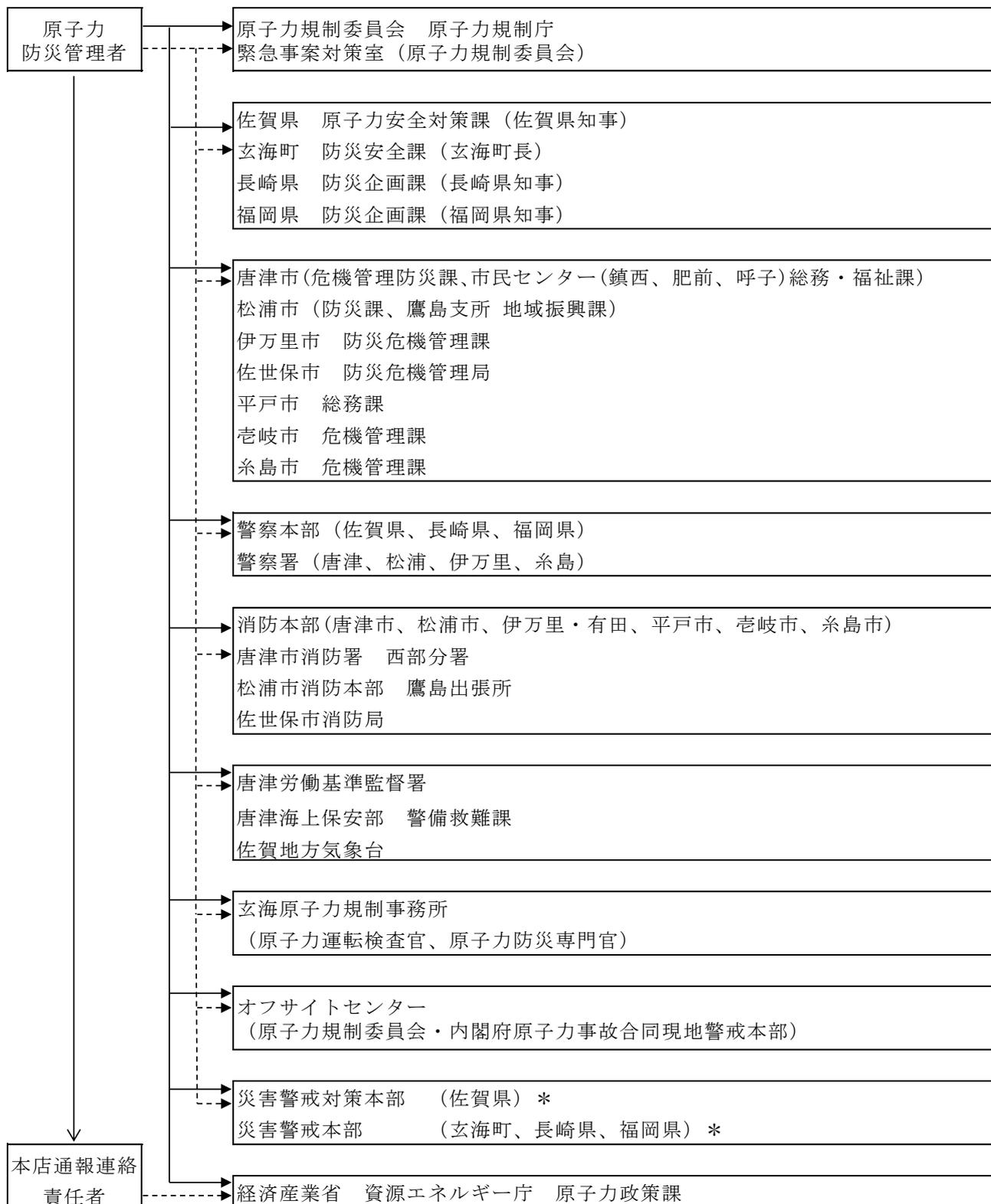
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(参考) 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

玄海3号機 EL+3.7m: 310gal以下 (水平)、EL-18m: 170gal以下 (水平)、80gal以下 (鉛直)

玄海4号機 EL+3.7m: 220gal以下 (水平)、EL-18m: 170gal以下 (水平)、80gal以下 (鉛直)

別図2-3 警戒事態に該当する事象の連絡先



→ : ファクシミリ装置等による連絡

- - -> : 電話による連絡

* : 災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。

特定事象発生通報（原子炉施設）

（第

年

月

日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第10条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。

原子力事業所の名称及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1							
特定事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉							
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）							
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="1"> <tr> <td>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 * □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 * □GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の5分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す。)</td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 * □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 * □GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の5分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 	(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す。)	
	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準						
<ul style="list-style-type: none"> * □SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 * □SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 * □SE06 施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 * □SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 * □SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ * □SE42 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 * □SE51 原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 * □SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> * □GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 * □GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 * □GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 * □GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 * □GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 * □GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故 * □GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 * □GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 * □GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 * □GE25 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 * □GE27 全直流電源の5分間以上喪失 * □GE28 炉心損傷の検出 * □GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 * □GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 * □GE41 格納容器圧力の異常上昇 * □GE42 2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ * □GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 * □GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 							
(注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す。)								
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）							
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、燃料取出後） 発生後（運転中、停止中、燃料取出後） E C C Sの作動状況 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値（玄海3、4号炉は排気筒モニタ） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） 補助建屋排気筒モニタの指示値（玄海3、4号炉は設備が無いため記入不要） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm） モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（最大値： nGy/h→ nGy/h、No. ）							
その他特定事象の把握に参考となる情報	（玄海町において、震度6弱以上※の地震が発生した場合） ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度（地震応答観測装置（3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部）） 【発生日時： 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平(X)： gal/水平(Y)： gal/鉛直(Z)： gal】							

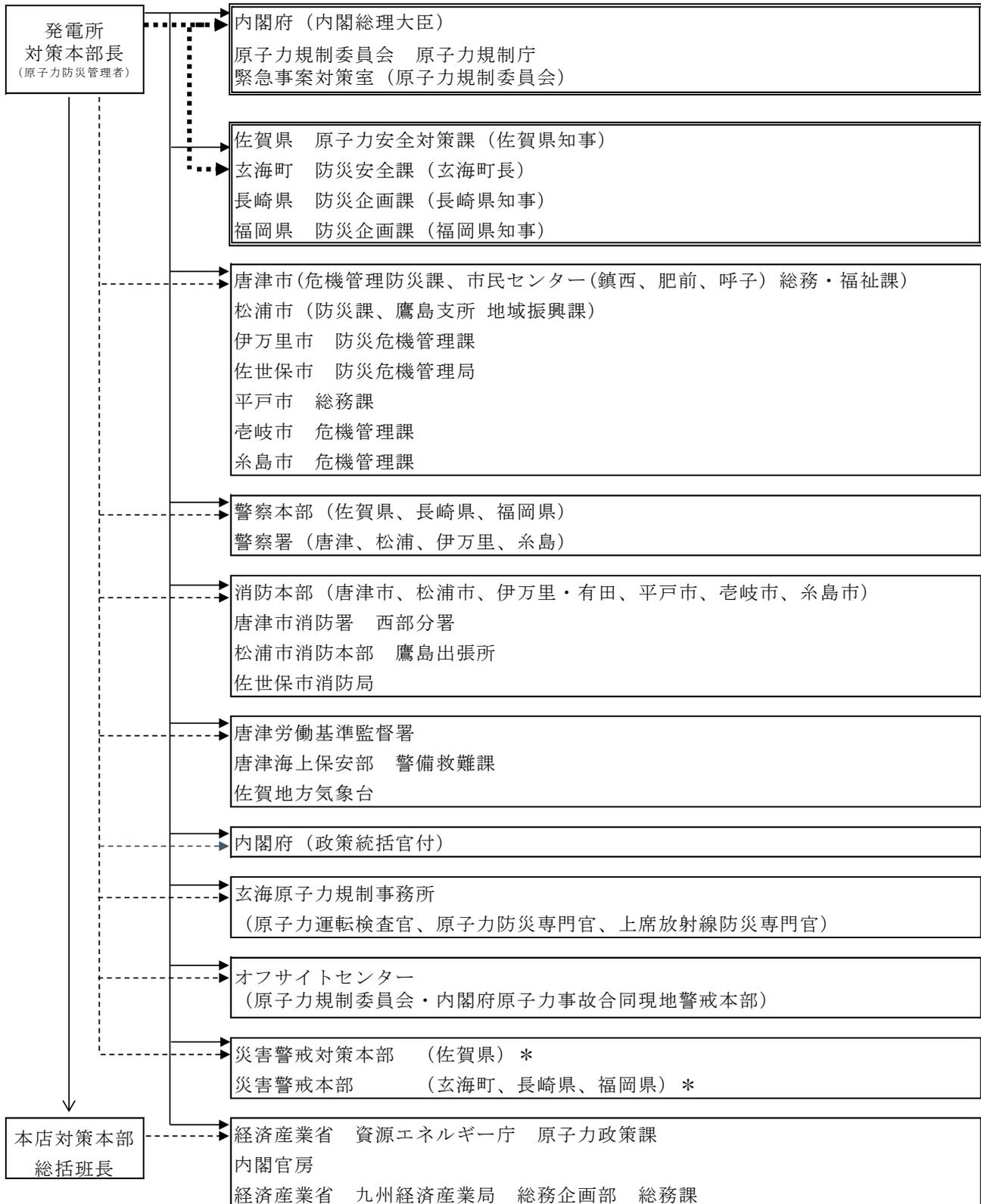
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(参考) 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設定値は以下のとおり。

玄海3号機 EL+3.7m：310gal以下（水平）、EL-18m：170gal以下（水平）、80gal以下（鉛直）

玄海4号機 EL+3.7m：220gal以下（水平）、EL-18m：170gal以下（水平）、80gal以下（鉛直）

別図2-4(1) 原災法第10条第1項に基づく通報先
(発電所内での特定事象発生時の通報先)



- ☐ : 原災法第10条第1項に基づく通報先
- : ファクシミリ装置等による通報
- ⋯→ : 電話による通報文書の着信確認
- - -> : 電話による連絡
- * : 災害警戒対策本部及び災害警戒本部等が設置されている場合に限る。

別図2-5(1) 原災法第10条第1項に基づく通報後の連絡先
(発電所内での事象発生時の連絡先)



- : 原災法第10条第1項に基づく通報先又は第25条第2項に基づく応急措置の報告先
- : ファクシミリ装置等による連絡
- : 原災法第10条第1項に基づく通報を行う場合は電話による通報文書の着信確認。それ以外の場合は、電話による連絡とする。
- : 電話による連絡
- * : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。

19. 原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表

EAL区分	警戒事態に該当する事象 (AL)		施設敷地緊急事態に該当する事象 (SE) (原災法第10条に該当する事象)		全面緊急事態に該当する事象 (GE) (原災法第15条に該当する事象)		
	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称	EAL番号	EAL略称	
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇(※1)	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇(※2)	
	02	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	—	—	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	SE25	非常用交流高圧母線の30分間以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分間以上喪失
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失又は喪失のおそれ	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ	GE42	2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	—	—
その他の脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室他の一部機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全ての喪失	—	—
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE54	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

(注) EAL番号は、BWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL番号は、欠番となる。

(※1) 1地点で5 μ Sv/h以上を検出

(※2) 1地点で、5 μ Sv/h以上を10分間以上継続又は2地点以上で、5 μ Sv/h以上を検出

20. 防災関係機関及び連絡窓口

指定地方行政機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
内閣府政策統括官（原子力防災担当）		東京都千代田区永田町 1-6-1	03-3581-0373	
原子力規制委員会		東京都港区六本木 1 丁目 9 番 9 号	03-3581-3352	
玄海原子力規制事務所		佐賀県唐津市西浜町 2 番 5 号	0955-74-9050	
福岡財務支局 長崎財務事務所	総務課	長崎市筑後町 3-24	095-827-7095	095-811-7030
九州総合通信局	無線通信部陸上課	熊本市春日 2-10-1	096-326-7334	
九州防衛局	地方調整課	福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-483-8816	092-476-1927
九州厚生局		福岡市博多区博多駅前 3-2-8 佐友生命博多ビル 4F	092-707-1115	092-707-1116
長崎労働局		長崎市万才町 7-1 TBM 長崎ビル	095-801-0020	095-801-0021
九州農政局	企画調整室	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内 4119)	096-211-8707
九州森林管理局 長崎森林管理署	総務グループ	諫早市栗面町 804-1	0957-41-6911	0957-41-6913
九州農政局 長崎県拠点	地方参事官室	長崎市岩川町 16-16	095-845-7121	095-845-7179
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-482-5405	092-482-5960
九州運輸局	安全防災・危機管理課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2318	092-471-7192
九州運輸局 長崎運輸支局 (本庁舎、東長崎庁舎、佐世保)	総務企画担当	長崎市松ヶ枝町 7 番 29 号	095-822-0010	095-827-4869
九州地方整備局長崎河川国道事務所	防災課	長崎市宿町 316 番地 1	095-839-9897	095-839-9825
大阪航空局 長崎空港事務所	総務課	大村市箕島町 593-2	0957-53-6151	0957-54-4569
長崎地方気象台		長崎市南山手町 11-51	095-811-4861	095-822-4285
長崎海上保安部	警備救難課	長崎市松ヶ枝町 7-29	095-827-5134	095-822-0673
唐津海上保安部	警備救難課	唐津市二夕子 3-216-2	0955-74-4321	0955-74-4322
佐世保海上保安部	警備救難課	佐世保市干尽町 4-1	0956-31-6003	0956-26-1199
伊万里海上保安署		伊万里市山代町久原 2976-31	0955-28-3388	0955-28-3388
壱岐海上保安署		壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5	0920-47-0508	0920-47-2363
平戸海上保安署		平戸市岩の上町 1529-2	0950-22-3997	0950-22-3995

自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
陸上自衛隊第 1 6 普通科連隊	連隊本部第 3 科	大村市西乾馬場町 416	0957-52-2131	0957-52-2131
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111	0956-23-1176
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	防衛部	福岡県春日市原町 3-3-1	092-581-4031	092-581-4031

指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
西日本電信電話(株) 長崎支店	災害対策室	長崎市金屋町 4-15 (夜間)	095-893-8059	095-811-7811
			090-7399-5397	
日本銀行 長崎支店		長崎市炉粕町 32	095-820-6111	095-820-0299
日本赤十字社 長崎県支部	事業推進課	長崎市茂里町 3-15	095-846-0680	095-846-0681
一般社団法人長崎県医師会	医療保健係	長崎市茂里町 3-27	095-844-1111	095-844-1110
長崎県バス協会	専務理事	長崎市興善町 4-6	095-822-9018	095-826-6411
(公財)長崎県トラック協会		長崎市松原町 2651-3	095-838-2281	095-839-8508
佐世保旅客船協会		佐世保市新港町 8-1	0956-22-6575	0956-24-1038
日本通運(株) 長崎支店		長崎市岩川町 6-5	095-846-2111	095-847-7111
日本放送協会 長崎放送局		長崎市西坂町 1-1	095-821-1115	095-826-9156
西日本高速道路(株)九州支社		福岡県福岡市中央区天神 1-4-2	095-726-0011	095-726-6510
九州旅客鉄道(株)長崎支社		長崎市尾上町 1-89	095-823-0108	095-827-3128
松浦鉄道(株)		佐世保市白南風町 1-10	0956-25-3900	0956-22-8572
日本郵便(株)長崎中央郵便局		長崎市恵美須町 1-1	095-822-1500	095-824-5328
公益社団法人長崎県看護協会		諫早市永昌町 23-6	0957-49-8050	0957-49-8056
一般社団法人長崎県歯科医師会		長崎市茂里町 3-19	095-848-5311	095-846-0176
一般社団法人長崎県薬剤師会		長崎市茂里町 3-18	095-847-2600	095-848-6160
社会福祉法人長崎県社会福祉協議会		長崎市茂里町 3-24	095-846-8600	095-844-5948
長崎放送(株)		長崎市尾上町 5-6	095-824-3111	095-825-5938
(株)テレビ長崎		長崎市金屋町 1-7	095-827-2111	095-824-1099
(株)長崎新聞社		長崎市茂里町 3-1	095-844-2111	095-844-2106
長崎文化放送(株)		長崎市茂里町 3-2	095-843-1000	095-843-6756
(株)長崎国際テレビ		長崎市出島町 11-1	095-820-3000	095-820-3208
(株)エフエム長崎		長崎市栄町 5-5	095-828-2020	095-828-2777
九州電力(株) 長崎支店	企画・総務部	長崎市城山町 3-19	095-864-1988	095-864-1822

長崎県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
危機管理部	防災企画課	長崎市尾上町 3-1	095-894-3731	095-823-1629
企画部	政策調整課	〃	095-895-2031	095-895-2540
総務部	総務文書課	〃	095-895-2111	095-895-2547
	広報課	〃	095-895-2021	095-828-7665
	管財課	〃	095-895-2181	095-895-2553
地域振興部	地域づくり推進課	〃	095-895-2241	095-895-2559
県民生活環境部	県民生活環境課	〃	095-895-2310	095-895-2564
	交通・地域安全課	〃	095-895-2341	095-895-2598
	生活衛生課	〃	095-895-2363	095-824-4780
	地域環境課	〃	095-895-2356	095-895-2572
	水環境対策課	〃	095-895-2664	095-895-2568

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
福祉保健部	福祉保健課	〃	095-895-2410	095-895-2570
	医療政策課	〃	095-895-2461	095-895-2573
	薬務行政室	〃	095-895-2469	095-895-2574
産業労働部	産業政策課	〃	095-895-2611	095-895-2579
	経営支援課	〃	095-895-2651	095-895-2580
水産部	漁政課	〃	095-895-2811	095-827-2341
農林部	農政課	〃	095-895-2911	095-895-2588
	農業経営課	〃	095-895-2931	095-895-2591
	農産園芸課	〃	095-895-2941	095-895-2592
土木部	監理課	〃	095-894-3011	095-894-3460
	道路維持課	〃	095-894-3142	095-820-0683
県北振興局	管理部	佐世保市木場田町 3-25	0956-22-0374	0956-23-6606
壱岐振興局	管理部	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	0920-47-4396	0920-47-4809
警察本部	警備課	長崎市尾上町 3-3	095-820-0110	095-829-0066

市町

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
松浦市	防災課	松浦市志佐町里免 365	0956-72-1111	0956-72-1115
松浦市鷹島支所	地域振興課	松浦市鷹島町中通免 1718-2	0955-48-3111	0955-48-3488
佐世保市	防災危機管理局	佐世保市八幡町 1-10	0956-23-9258	0956-25-0086
平戸市	総務課	平戸市岩の上町 1508-3	0950-22-9101	0950-22-5178
壱岐市	危機管理課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	0920-48-1111	0920-48-1553
長崎市	防災危機管理室	長崎市魚の町 4-1	095-822-0480	095-820-0108
島原市	市民安全課	島原市上の町 537	0957-62-8022	0957-62-3678
諫早市	危機管理課	諫早市東小路町 7-1	0957-22-1510	0957-24-3270
大村市	安全対策課	大村市玖島 1-25	0957-53-4111	0957-52-3883
対馬市	総務課	対馬市巖原町国分 1441	0920-53-6111	0920-53-6112
五島市	総務課	五島市福江町 1-1	0959-72-6110	0959-74-1994
西海市	防災基地対策課	西海市大瀬戸町瀬戸壠浦郷 2222	0959-37-0028	0959-23-3101
雲仙市	危機管理課	雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-38-3111	0957-38-2755
南島原市	防災課	南島原市西有家町里坊 96-2	0957-73-6622	0957-82-3086
長与町	総務課	西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1	095-883-1111	095-883-1464
時津町	総務課	西彼杵郡時津町浦郷 274-1	095-882-2211	095-882-9293
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6	0957-46-1111	0957-46-0884
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1	0956-82-3131	0956-82-3134
波佐見町	総務課	東彼杵郡波佐見町宿郷 660	0956-85-2111	0956-85-5581
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1	0959-56-3111	0959-56-4185
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町本田原免 168-2	0956-62-2101	0956-62-3178
新上五島町	総務課消防防災室	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1	0959-43-0147	0959-42-0448

消防本部（局）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
松浦市消防本部	消防課	松浦市志佐町庄野免 268-3	0956-72-1211	0956-72-1210
佐世保市消防局	警防課	佐世保市平瀬町 9-2	0956-23-5121	0956-23-6898
平戸市消防本部		平戸市岩の上町 733-1	0950-22-3167	0950-22-5179
壱岐市消防本部		壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	0920-45-3037	0920-45-0992
長崎市消防局		長崎市興善町 3-1	095-822-0119	095-820-8872
対馬市消防本部		対馬市厳原町棧原 52-2	0920-52-0119	0920-52-1194
島原地域広域市町村圏組合消防本部		島原市新馬場町 872-2	0957-62-7711	0957-62-3133
県央地域広域市町村圏組合消防本部		諫早市鷺崎町 221-1	0957-23-0119	0957-22-8119
五島市消防本部		五島市福江町 1-2	0959-72-3131	0959-72-1512
新上五島町消防本部		南松浦郡新上五島町七目郷 902-1	0959-42-0119	0959-42-0448

平成 13 年 5 月 31 日 作成
平成 14 年 5 月 31 日 修正
平成 15 年 8 月 26 日 修正
平成 16 年 5 月 26 日 修正
平成 17 年 5 月 23 日 修正
平成 18 年 5 月 31 日 修正
平成 19 年 5 月 31 日 修正
平成 20 年 5 月 28 日 修正
平成 21 年 6 月 5 日 修正
平成 22 年 6 月 1 日 修正
平成 23 年 11 月 24 日 修正
平成 24 年 6 月 4 日 修正
平成 25 年 6 月 6 日 修正
平成 26 年 6 月 10 日 修正
平成 27 年 6 月 9 日 修正
平成 28 年 6 月 2 日 修正
平成 29 年 6 月 9 日 修正
平成 30 年 6 月 6 日 修正
令和 元年 6 月 10 日 修正
令和 2 年 6 月 3 日 修正
令和 3 年 6 月 7 日 修正
令和 4 年 6 月 6 日 修正
令和 5 年 6 月 5 日 修正
令和 6 年 2 月 19 日 修正
令和 6 年 11 月 20 日 修正

長崎県地域防災計画

(原子力災害対策編)

編集発行 長崎県防災会議
(長崎県危機管理部防災企画課)